

草津都市計画マスタープラン

令和7年3月
草津町

目次

第 1 章 計画の概要	1
1.1 都市計画マスタープランの役割と位置付け	2
1.2 草津都市計画マスタープランの概要	3
1.3 上位計画の概要	4
第 2 章 草津町の現状と課題	9
2.1 草津町の現状	10
2.2 現状のまとめと都市づくりの課題	58
第 3 章 目指すべき都市像	61
3.1 目指すべき都市像	62
第 4 章 分野別の方針	67
4.1 目指すべき都市像と分野別の方針の関連性	68
4.2 「土地利用」の方針	69
4.3 「都市施設」の方針	72
4.4 「福祉」の方針	78
4.5 「観光」の方針	79
4.6 「環境・景観」の方針	81
4.7 「防災・減災」の方針	88
第 5 章 実現化方策	93
5.1 計画の推進に向けて	94
5.2 計画管理	96

第 1 章 計画の概要

第 1 章 計画の概要

草津都市計画マスタープランの概要

- 都市計画マスタープランの役割と位置付け
- 草津都市計画マスタープランの概要
- 上位計画の概要

第 2 章 草津町の現状と課題

第 3 章 目指すべき都市像

第 4 章 分野別の方針

第 5 章 実現化方策

1.1 都市計画マスタープランの役割と位置付け

(1) 草津都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランとは、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を基本理念とする都市計画法の規定に基づくものです。

草津都市計画マスタープラン（以下、本計画）は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものであり、草津町が定めるものです。

(2) 草津都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、群馬県が広域的な観点から都市計画の方針を定めた「吾妻広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」と、本町の計画である「福祉と観光の両立」を掲げる「草津町行政指針 まちづくり8か年計画」及び在住人口・関係人口の確保、地方創生を目的とした「第3期 草津町まち・ひと・しごと創生『人口ビジョン』『総合戦略』」を上位計画としつつ、各種計画と連携を図りながら定めます。

また、個別の都市計画は、本計画に即して定めることとなります。

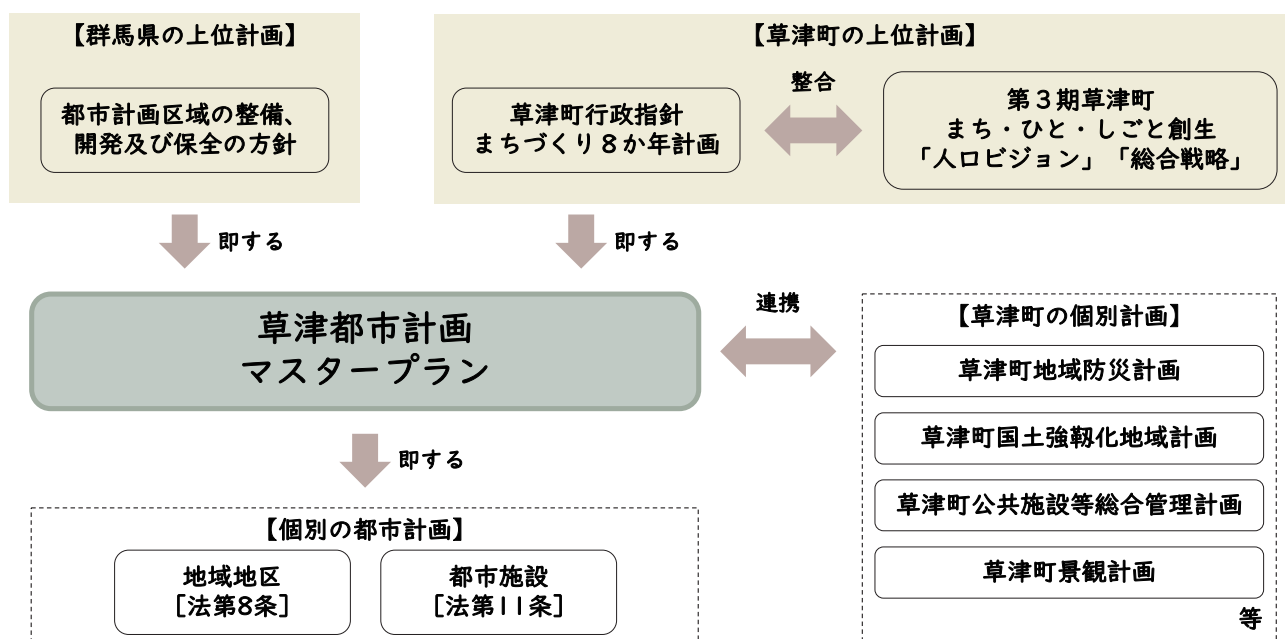


図 1-1 草津都市計画マスタープランの位置付け

1.2 草津都市計画マスタープランの概要

(1) 計画の目標年次

本計画の策定にあたっては、おおむね 20 年後の令和 27 年（2045 年）における草津町の姿を見据えるものとします。

(2) 計画の対象区域

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものですが、森林などを含めた一体的な都市づくりの観点から都市計画区域外を含めた、草津町全域を対象として計画を定めます。

(3) 計画の構成

本計画は、以下の章で構成されています。

第Ⅰ章 計画の概要

草津都市計画マスタープランについての概要を示します。

第Ⅱ章 草津町の現状と課題

草津町の現状と都市づくりの課題を示します。

第Ⅲ章 目指すべき都市像

草津町の現状や課題を踏まえ、草津町におけるまちづくりの理念や目指すべき都市像を設定し、それらを実現するための将来都市構造を示します。

第Ⅳ章 分野別の方針

将来都市構造を構築する分野別の方針について示します。

第Ⅴ章 実現化方策

本計画の実現に向けた施策と体制整備等について示します。

1.3 上位計画の概要

(1) 吾妻広域都市計画圏 都市計画の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン) <群馬県 令和2年11月>

群馬県においては、市町村や都市計画区域の範囲を超えた経済圏や生活圏を一つにする広域的な圏域で都市計画区域マスタープランを策定しており、草津町については、中之条町、長野原町、東吾妻町を含め、4町にわたる区域で吾妻広域都市計画区域マスタープランを定めています。

都市づくりの目標	<u>ぐんまらしい持続可能なまち</u> <u>～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～</u>
基本目標	・人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築 ・空地・既存施設の利活用や優遇措置の導入による街なかへの転居の促進や集客施設の誘致 ・地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を整えた魅力的な「まちのまとまり」づくり ・災害時でも安全・安心な都市の防災機能の強化 ・都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保 ・ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり
市街地の範囲と土地利用	・市街地の範囲は、現行の用途地域の範囲とし、地域拠点、生活拠点の各拠点を核として、それぞれの役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、都市活動を支える商業・業務・生産機能や居住機能、文化・情報機能などが一体的に機能するコンパクトな市街地の形成を図る。 ・なお、市街地の形成においては、良好な自然環境や歴史・文化遺産などに配慮しながら保全と活用を図り、これらと調和した都市景観の形成を図っていくこととする。
拠点の形成	草津町の中心部は、地域拠点、観光拠点の両方の機能を併せ持つ「複合拠点」として位置付ける。 ■地域拠点 ・地域拠点では、都市活力の再生や地域コミュニティの維持・強化など、既存の都市基盤を活用しながら都市機能の集積を図り、利便性の高い市街地の形成をめざす。 ■観光拠点 ・高速交通網の活用、隣接県とも連携した国際観光の推進を行うために、①主要な温泉地、②世界遺産関連、③東国文化等の歴史拠点、④コンベンション施設、⑤上毛三山（赤城山・榛名山・妙義山）をはじめとした多彩な自然環境や景観を中心に、観光資源や保全すべき県土の景観の形成を目指す。 ・これらと近接する観光地についても、市町村と連携し、アクセス性を高めるなど県外からも観光客の誘客に努めるための都市計画を推進する。

● 拠点と連携軸

■ 吾妻広域都市計画図の都市構造図（地域拠点と連携軸）



図表 68 吾妻広域都市計画図の都市構造図（地域拠点と連携軸）

図表 69 地域拠点の位置と役割等

No.	都市計画区域	位置(地区名等)	拠点が担う機能・役割	連携・補完する機能・役割
1	中之条	中之条町役場及び中之条駅の各周辺	商業、業務・行政、医療、文化、居住	他の地域拠点の商業・医療機能を各地域拠点と連携・補完
2	長野原	長野原町役場周辺	業務・行政、医療、居住	主に商業機能について、中之条・吾妻の各地域拠点と連携
3	草津	草津町役場周辺から温泉街	商業、業務・行政、医療、文化、居住	主に商業機能について、中之条・吾妻の各地域拠点と連携
4	吾妻	東吾妻町役場及び群馬原町の各周辺	商業、業務・行政、医療、文化、居住	他の地域拠点の商業・医療機能を各地域拠点と連携・補完

● 観光拠点

■ 吾妻広域都市計画図の都市構造図（観光拠点）



図表 70 吾妻広域都市計画図の都市構造図（観光拠点）

図表 71 観光拠点の位置づけ

No.	都市計画区域	位置(地区名等)	備考
1	長野原	川原湯温泉をはじめとするハッ場ダム湖周辺	①主要な温泉地
2	草津	北軽井沢を中心とする浅間高原周辺	⑤多彩な自然環境
3	草津	草津温泉周辺から草津町役場周辺	①主要な温泉地

(2) 草津町行政指針 まちづくり 8か年計画＜草津町 令和5年3月＞

草津町の最上位計画に位置付けられ、本計画に基づき、各施策や事業を遂行しています。最上位計画であった「第5次草津町総合計画」の内容を包括し、町民憲章の「歩み入る者にやすらぎを 去りゆく人にしあわせを」を理念とした行政運営を進めるための計画です。

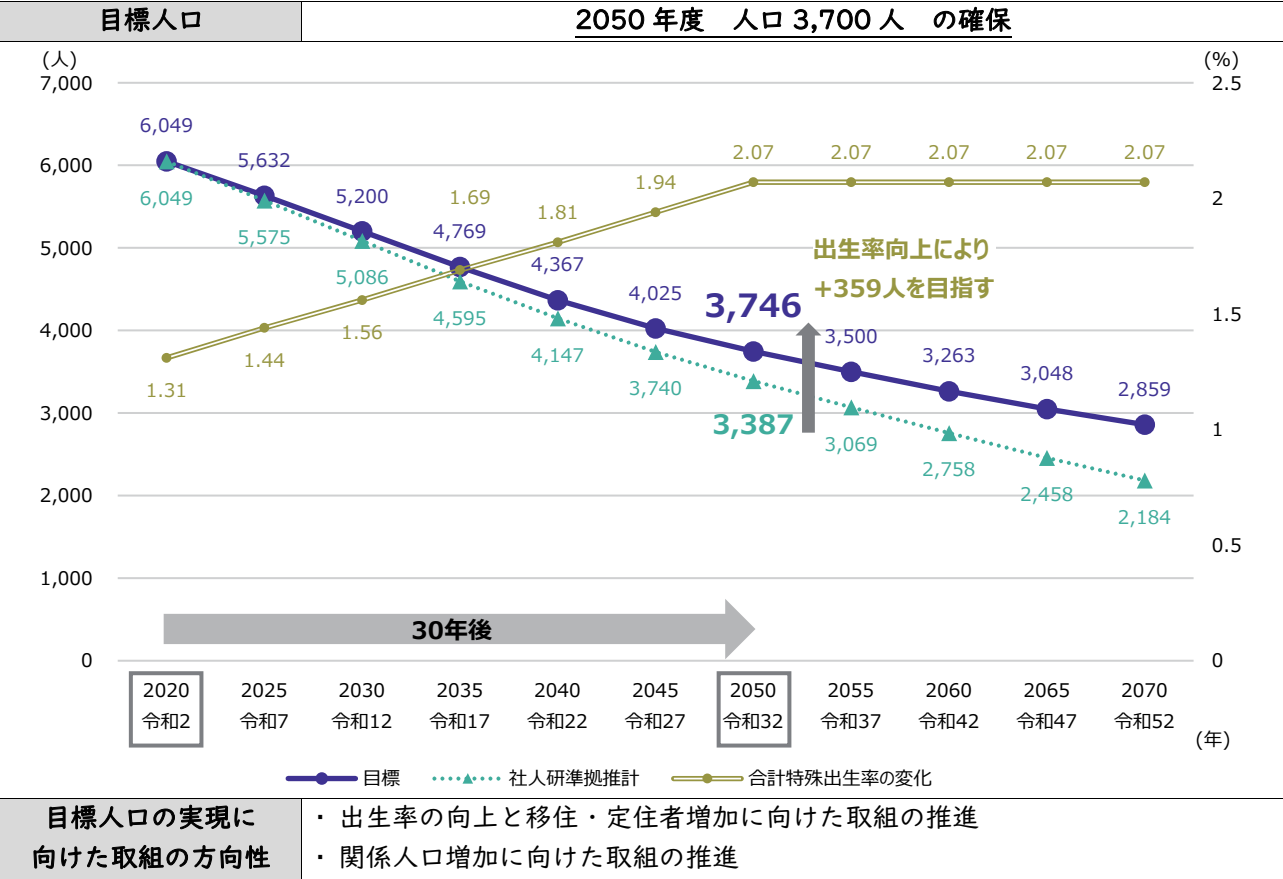
まちづくり指針	<u>福祉と観光の両立</u>
基本施策	・ 基本施策1：未来の草津人の育成 ・ 基本施策2：誰もが向き合う必要があることへの対応 ・ 基本施策3：自然を活かした観光魅力づくり ・ 基本施策4：住民参加と安全まちづくり ・ 基本施策5：財政の安定したまち

(3) 第3期 草津町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」
＜草津町 令和7年3月＞

「人口ビジョン」は「2050年度 人口3,700人の確保」を目標に設定し、目標人口の実現に向けた取組の方向性として、出生率の向上と移住・定住者増加、関係人口の増加を挙げています。

「総合戦略」は、「人口ビジョン」に掲げた「2050年度 人口3,700人の確保」という目標を実現するため、計画期間（2025年度から2029年度）における基本目標及び具体的な施策・事業を示すものです。

● 人口ビジョン



● 総合戦略

まちの将来像	草津ブランドが最大限に活かされ、希望をもって働き、暮らしを楽しみ、周辺地域とともに発展するまち
基本目標	- 基本目標1： 「草津ブランド」を強化し、地域の特性を活かした産業が振興するまち - 基本目標2： 将来の草津を担う人材を育て、みんなが役割をもち、活躍しているまち - 基本目標3： 楽しさと利便性が共存し、誰もが暮らしやすいまち - 基本目標4： 様々な地域と連携した安心・安全なまち
重点プロジェクト	- 子育て・教育支援プロジェクト - 移住・定住促進プロジェクト - 草津町 DX プロジェクト

第2章 草津町の現状と課題

第1章 計画の概要

第2章 草津町の現状と課題

草津町の現状

- 地勢
- 人口
- 土地利用
- 都市施設
- 都市機能施設
- 観光
- 景観
- 災害
- まちづくりに関するアンケート結果

都市づくりの課題

以下の観点から課題を整理

- 土地利用
- 都市施設
- 福祉
- 観光
- 環境・景観
- 防災・減災

第3章 目指すべき都市像

第4章 分野別の方針

第5章 実現化方策

2.1 草津町の現状

(1) 地勢

1) 草津町の地勢

- ・ 本町は、群馬県の北西部に位置し、東西9km・南北8km、総面積は49.7平方キロメートルあります。北と西には三国山脈の2,000m級の山々がそびえ、一方、東と南は海拔約1,200mの高原となって開けています。また本町は日本列島のほぼ中央に位置しており、上信越高原国立公園に含まれる草津白根山周辺は太平洋と日本海の分水嶺となっています。
- ・ 気候は、高原性気候であり、1年間の平均気温は7℃で、真夏でも25℃以上になることは多くありません。風は平均して1.5～3m、春から夏にかけては南東のさわやかな風が、秋から冬にかけては北西の風が吹き、冬の風は粉雪を降らせます。



図 2-1 人口・世帯の推移

出典：草津町ホームページ

(2) 人口

1) 人口・世帯

- ・ 本町の直近 20 年間の人口は減少傾向にあり、2000 年から 2020 年の間で約 1,600 人減少し、6,049 人となっています。世帯数は、2005 年の 3,679 世帯をピークに 2020 年の 3,229 世帯まで減少しています。
- ・ 年齢 3 区分別の人口構成は、2000 年(平成 12 年)から 2020 年(令和 2 年)の間で老年人口が 18 ポイント増加、生産年齢人口が 14 ポイント減少し、少子高齢化が進行しています。2020 年値を群馬県全体と比べると本町の老年人口は、11 ポイント高い数値となっており、群馬県全体と比較しても高齢化が進んでいます。

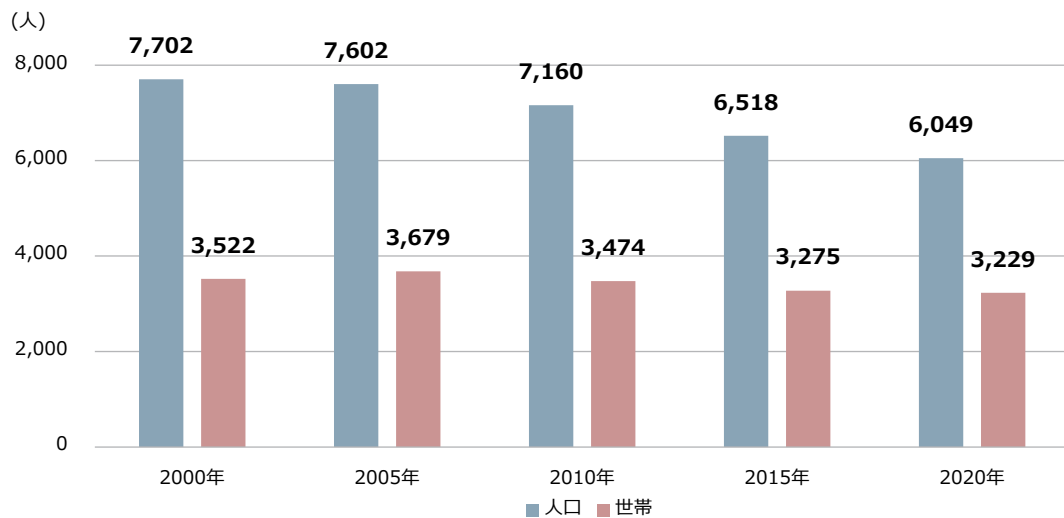


図 2-2 人口・世帯の推移

資料：国勢調査

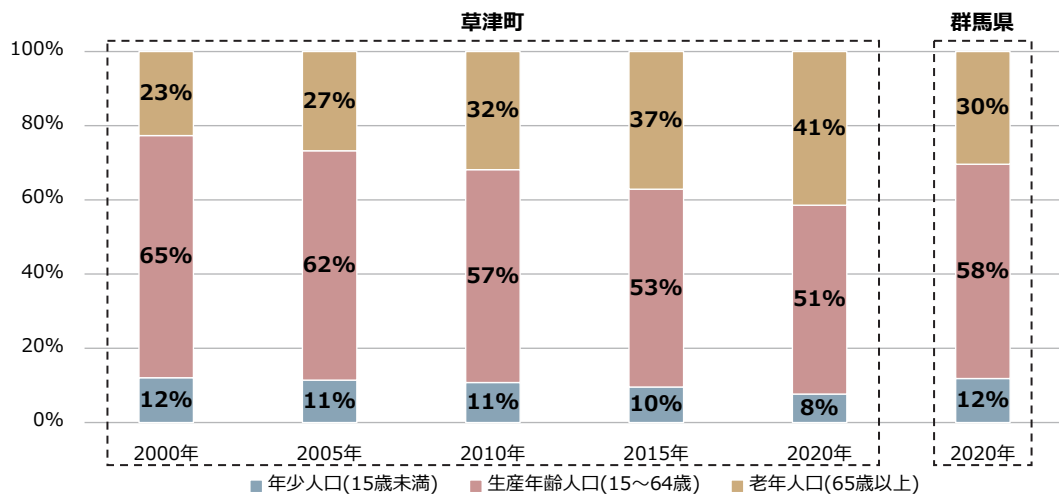


図 2-3 年齢3区分別の人口の推移

資料：国勢調査

2) 人口動態

- 本町の出生・死亡に伴う自然動態は減少しており、転入・転出に伴う社会動態は均衡しています。その結果、人口は減少傾向となっています。

表 2-1 出生・死亡、転入・転出の推移

(人)

年		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
自然動態	出生	45	30	40	26	41	27	26	26	15	30
	死亡	95	109	89	105	96	97	96	93	88	123
	増減	-50	-79	-49	-79	-55	-70	-70	-67	-73	-93
社会動態	転入	414	336	409	472	500	523	547	433	395	500
	転出	422	446	411	439	513	501	504	489	391	476
	増減	-8	-110	-2	33	-13	22	43	-56	4	24
人口増減		-58	-189	-51	-46	-68	-48	-27	-123	-69	-69

資料：住民基本台帳

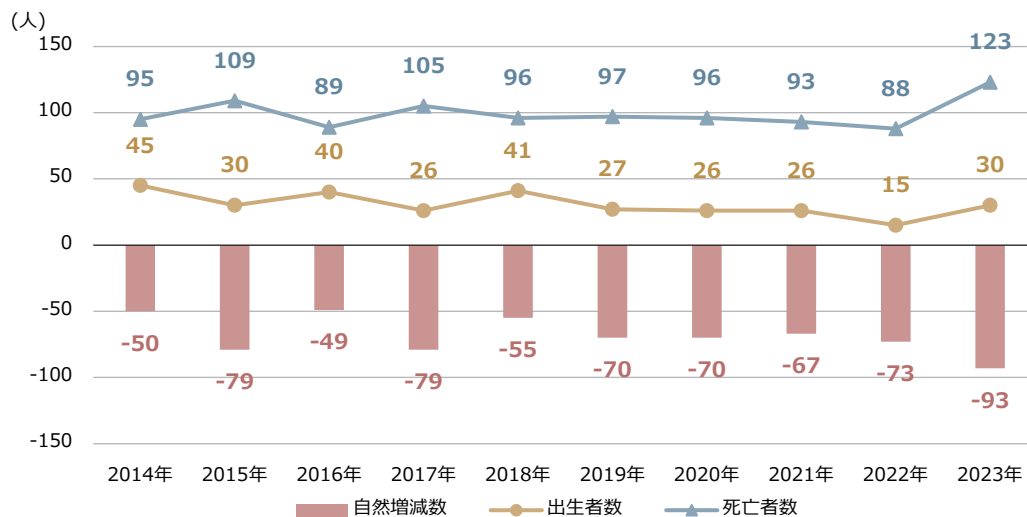


図 2-4 自然動態の状況

資料：住民基本台帳

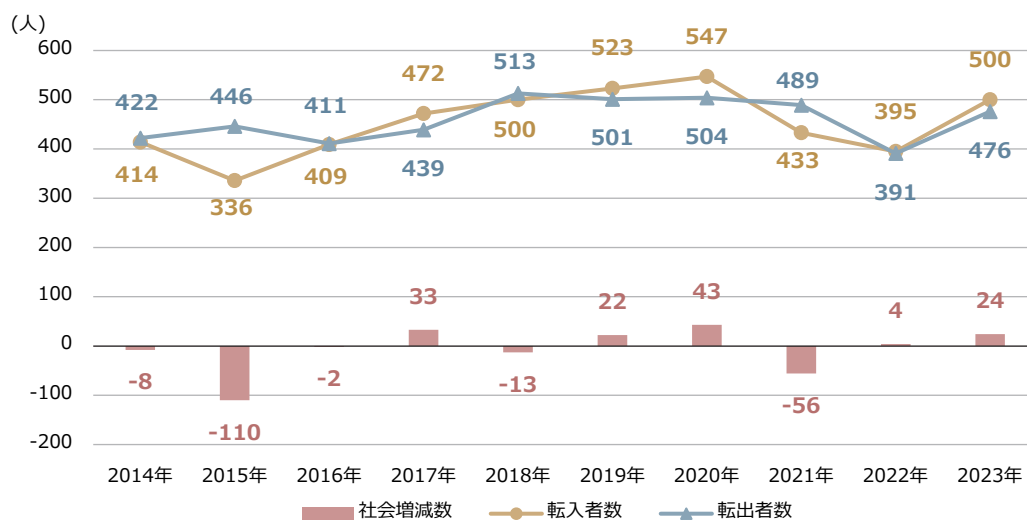


図 2-5 社会動態の状況

資料：住民基本台帳

3) 区域内人口数

- ・ 2020年の行政区域人口のうち、都市計画区域内で99.6%、そのうち用途地域内で88.4%であり、用途地域内に人口が集中しています。
- ・ 2015年から2020年の人口は、行政区域全体で減少していますが、ほとんどが用途地域内での減少となっています。

表 2-2 区域別人口

	行政区域	都市計画区域			都市計画区域外
		都市計画区域内	用途地域内	用途地域外	
2015年	6,518人 (100%)	6,504人 (99.8%)	5,802人 (うち89.2%)	702人 (うち10.8%)	14人 (0.2%)
2020年	6,049人 (100%)	6,026人 (99.6%)	5,327人 (うち88.4%)	699人 (うち11.6%)	23人 (0.4%)
増減数	-469人	-478人	-475人	-3人	+9人

資料：平成29年度・令和4年度 都市計画基礎調査

4) 可住地人口密度

- ・ 2020年の用途地域内の1haあたりの可住地※人口密度は、27.3人/haであり、2015年の32.7人/haと比較すると5.4人/haの減少となっています。
- ・ 用途地域外では、大きな変化はなく、0.1人/haの減少となっています。

※：可住地：土地利用分類の用途区分「田、畑、山林、住宅用地、農林漁業施設用地、その他の空地」の合計

表 2-3 都市計画区域内の可住地人口密度

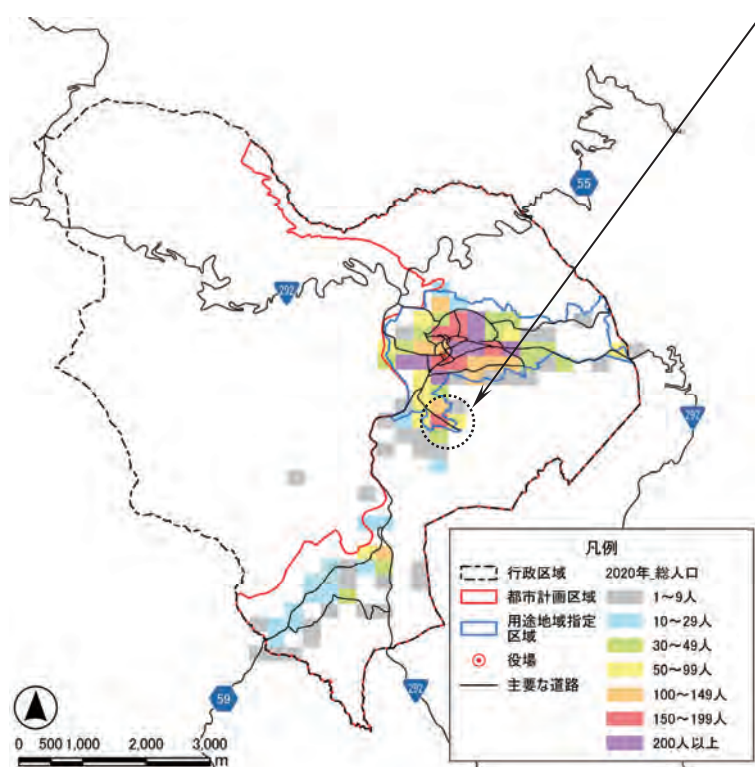
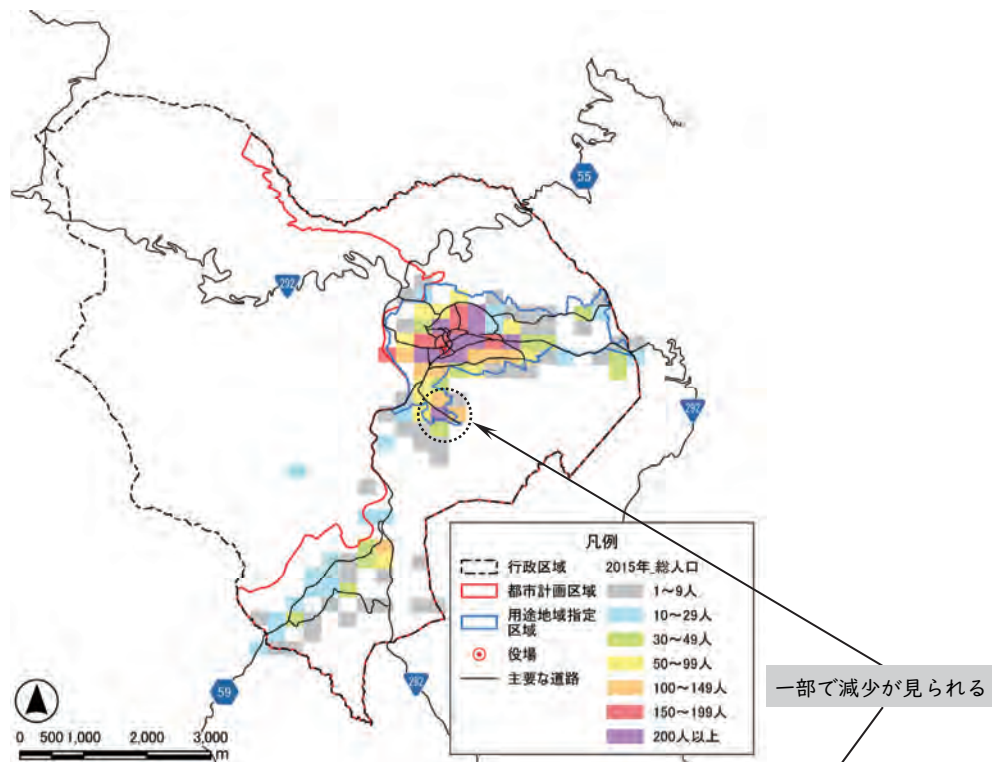
	用途地域内			用途地域外		
	人口	可住地面積	人口密度	人口	可住地面積	人口密度
2015年	5,802人	177.1ha	32.7人/ha	702人	439.9ha	1.6人/ha
2020年	5,327人	195.0ha	27.3人/ha	699人	459.1ha	1.5人/ha
増減数	-475人	+18ha	-5.4人/ha	-3人	+19.2ha	-0.1人/ha

※都市計画区域外を除く

資料：平成29年度・令和4年度 都市計画基礎調査

5) 人口分布

- ・ 2020年の250mメッシュによる人口分布は、用途地域内の役場から湯畑周辺に人口が集中しています。用途地域外では、国道292号や主要地方道 草津嬬恋線沿線に人口の分布が見られます。
- ・ 2015年と2020年の人口分布を比較すると、用途地域内の役場から湯畑周辺では大きな変化はありませんが、用途地域の南部では一部減少が見られます。用途地域外では、大きな変化はありません。



6) 産業別就業者

- ・ 本町の産業就業者数は、年々減少しており、特に観光業などの第3次産業の人口が、2000年から2020年にかけて約1,100人減少しています。また、建設業などの第2次産業も、約220人減少しています。
- ・ 2020年の産業大分類別の就業者数は、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」が全体の約5割を占めるなど、観光業で成り立っているといえます。

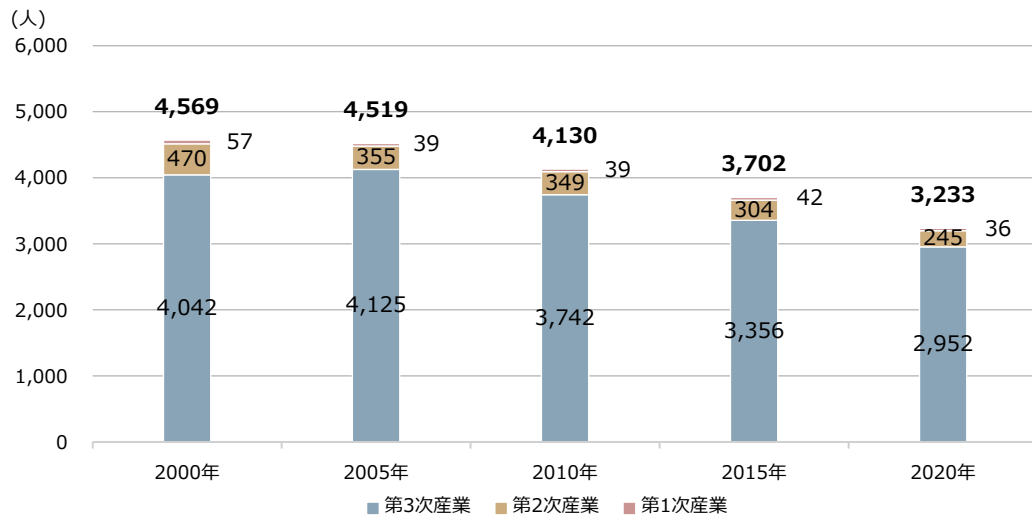


図 2-8 産業別就業者数の推移

資料：国勢調査

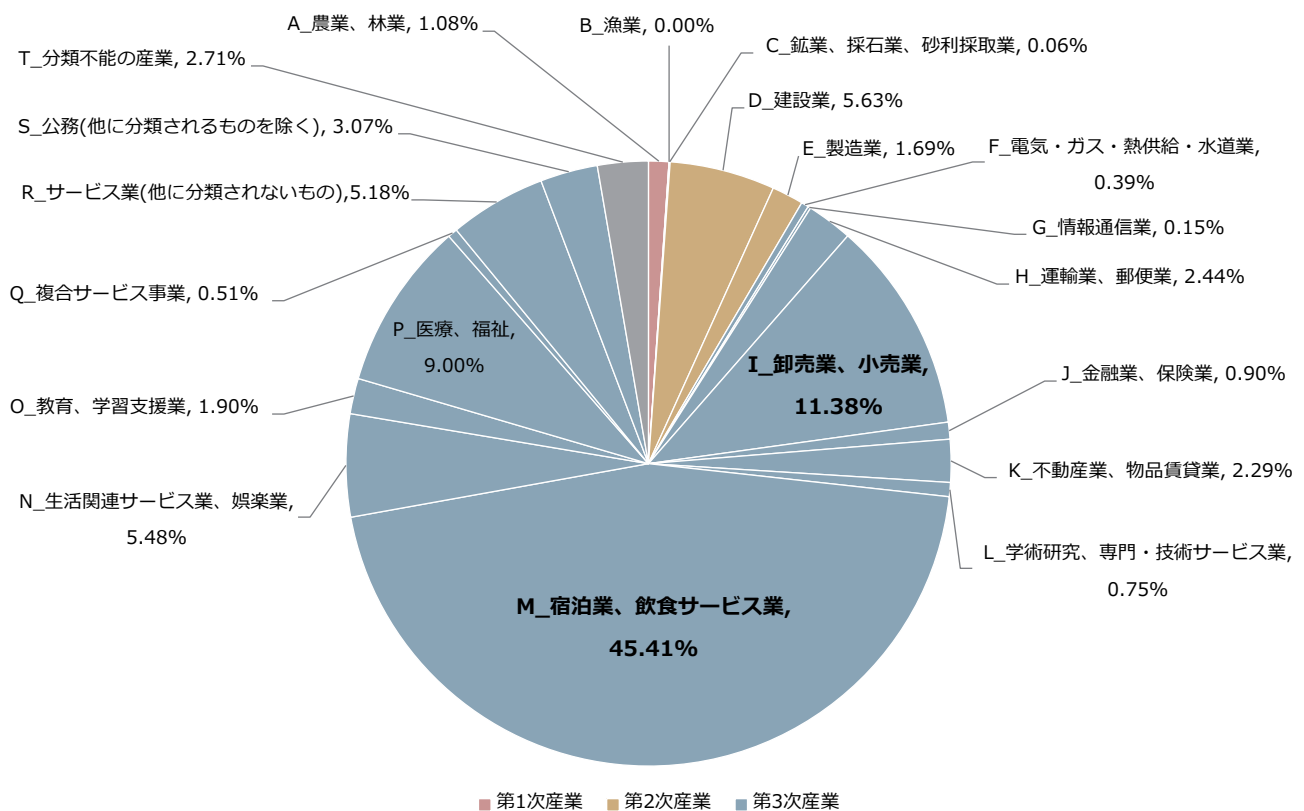


図 2-9 2020年の産業大分類別の就業者数の割合

資料：国勢調査

7) 将来人口推計

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の2020年推計によると、総人口は年々減少し、2020年の6,049人から2050年には3,386人まで減少、生産年齢人口は2,882人から1,612人まで減少する見込みです。
- ・ 2020年と2045年（2018年推計）の人口密度は、用途地域内の役場から湯畑周辺で低下する見込みとなっています。

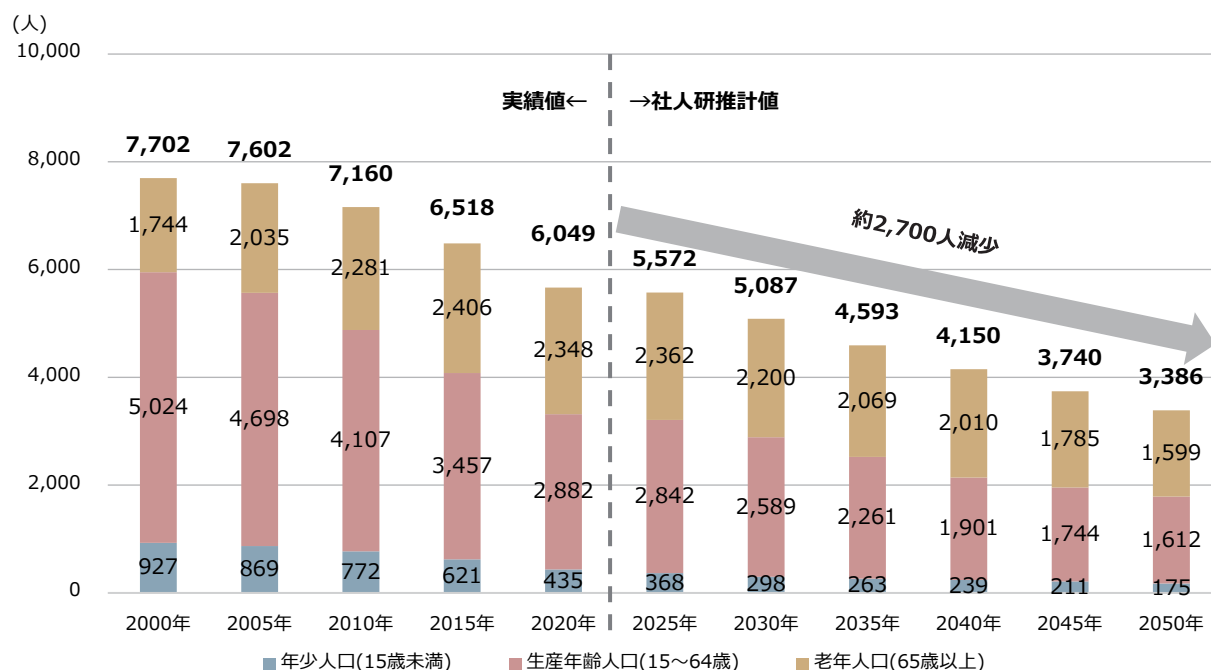


図 2-10 将来推計人口の推移

※年齢不詳を含まないため、年少人口・生産年齢人口・老年人口の合計が総人口と一致しない場合がある
資料：国勢調査(2000年～2020年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2025年～2050年)

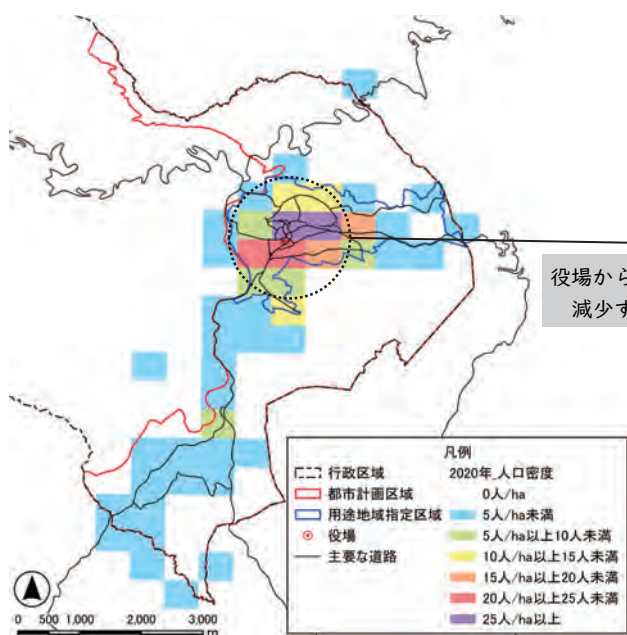


図 2-11 2020年の人口密度

資料：国勢調査



図 2-12 2045年(2018年推計)の人口密度

資料：国土数値情報

(3) 土地利用

1) 草津町全域

- 「群馬県土地利用基本計画」に定められている五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域）のうち、本町では都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域が定められています。
- 本町のほとんどは、森林地域に指定され、大半が国有林となっています。また、志賀高原ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）に認定された地域にある上信越高原国立公園（特別地域）には、白根山や本白根山が存在し、豊かな自然環境に恵まれています。
- 本町の東部は、草津都市計画区域（非線引き都市計画区域）に指定されています。
- 都市計画区域のうち、役場や湯畑周辺など町の中心部には、用途地域が指定されています。
- 大字前口を中心に農業地域であり、一部は農用地区域に指定されています。

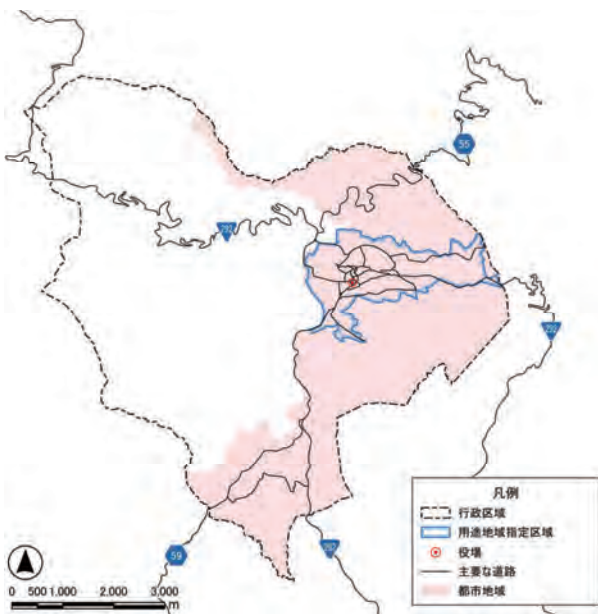


図 2-13 都市地域の指定状況

資料：国土数値情報



図 2-14 農業地域の指定状況

資料：国土数値情報



図 2-15 森林地域の状況

資料：国土数値情報

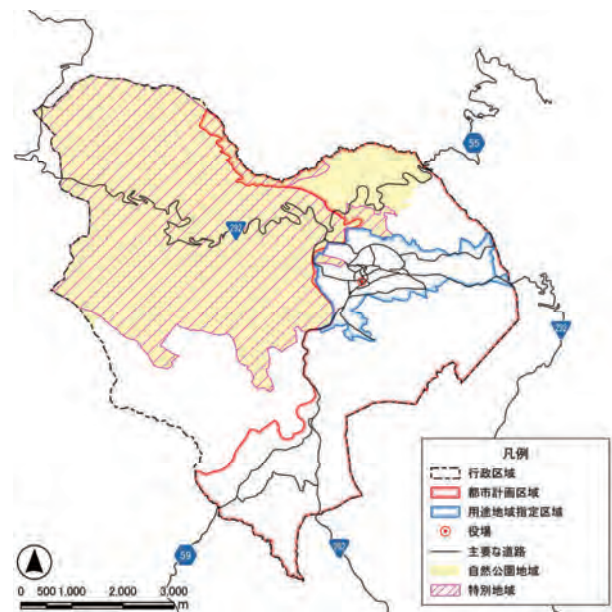


図 2-16 自然公園地域の状況

資料：国土数値情報

2) 都市計画区域

- 都市計画区域は、役場や湯畑周辺などを中心とした区域と南部の農業集落を中心とした区域に大別されます。
- 市街地の区域には、用途地域が指定され、住宅用地、商業用地、公共施設用地を中心に半径約1km範囲の区域にコンパクトな市街地が形成されています。その周辺に山林、畑が広がっており、用途地域内でも約4割が自然的土地利用となっています。
- 用途地域指定区域より南部の用途地域外では、山林、畑が中心であり、約8割が自然的土地利用となっています。
- 都市計画区域では、2017年度（平成29年度）から2022年度（令和4年度）にかけて、都市的土地利用である商業用地や公益施設用地などが15.5ポイント増加しています。

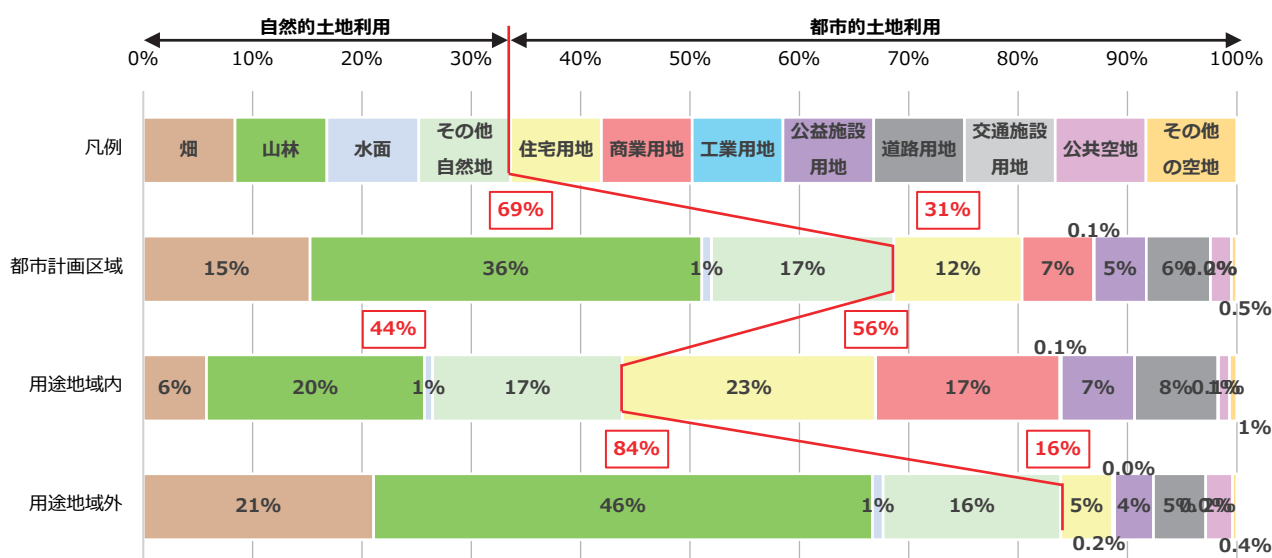


図 2-17 土地利用の構成（令和4年度）

※その他自然地：原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、廃品、湖岸

※四捨五入により100%にならない

資料：令和4年度 都市計画基礎調査

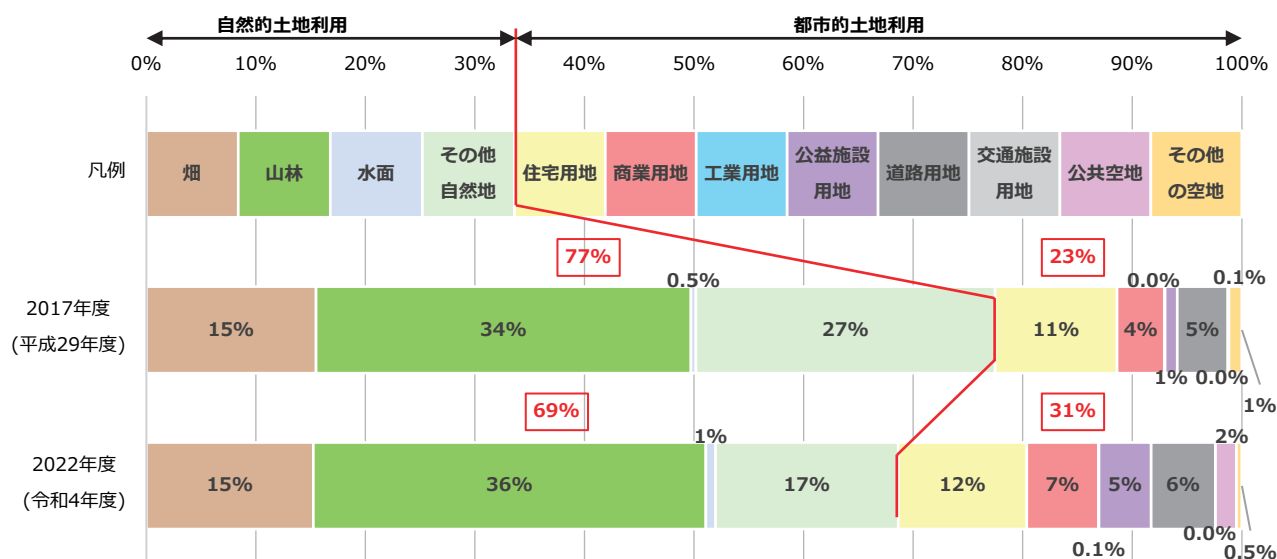


図 2-18 土地利用の推移（都市計画区域）

※その他自然地：原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、廃品、湖岸

（その他自然地が減少している理由は、商業地、公益施設用地、公共空地等が増加しているためと考えられる。）

※四捨五入により100%にならない

資料：平成29年度・令和4年度 都市計画基礎調査

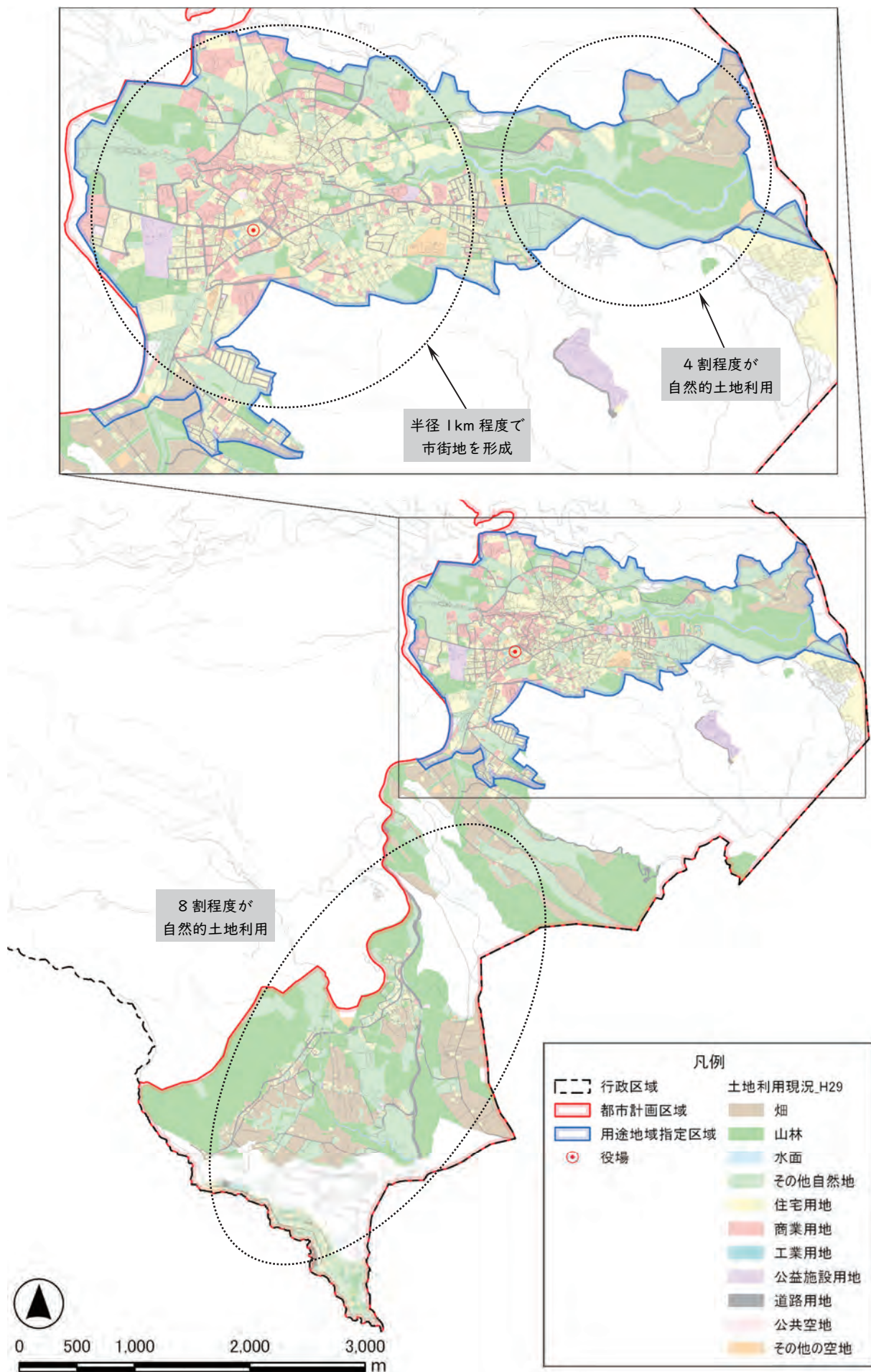


図 2-19 土地利用現況（平成 29 年度）

資料：平成 29 年度 都市計画基礎調査

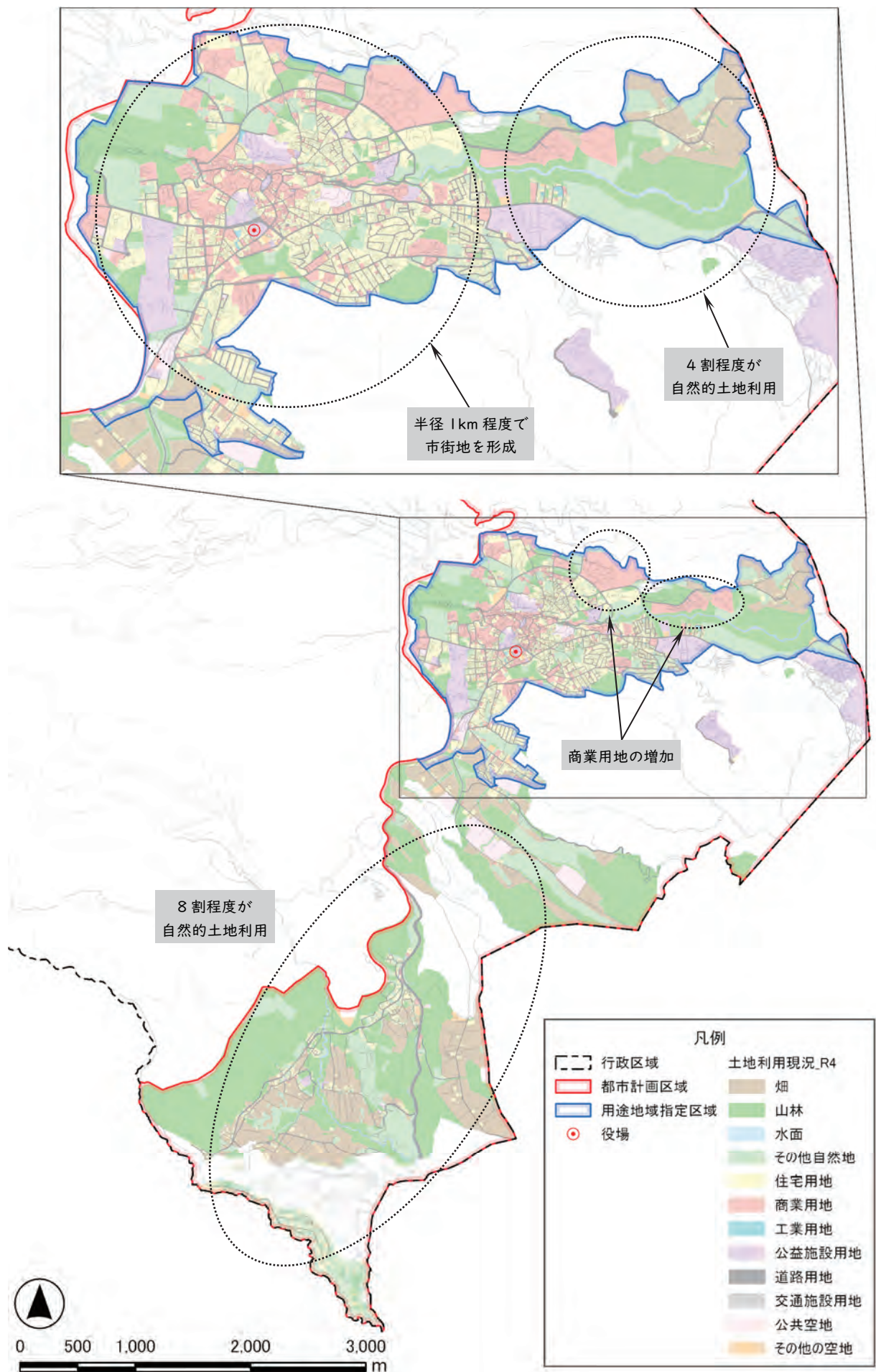


図 2-20 土地利用現況（令和4年度）

資料：令和4年度 都市計画基礎調査

3) 用途地域、特別用途地区

- ・ 役場や湯畑周辺は商業系の用途地域となっており、その周囲に住居系の用途地域が広がっています。
- ・ 用途地域の指定を行った昭和51年7月5日の当初から、第一種中高層住居専用地域（一部を除く）・第二種中高層住居専用地域（一部を除く）・第一種住居地域（全域）において、特別用途地区の一種である「観光地区」の指定も併せて行いました。
- ・ 観光地区内においては、建築基準法第48条の規定にかかわらず「ホテル・旅館が建築できる」といった法規制の緩和措置を行っています。近隣商業地域・商業地域と併せて観光地区を指定したことにより、用途地域内にホテル・旅館の集積を図り観光客や地元住民による賑わいが創出され、産業の発展に寄与しています。

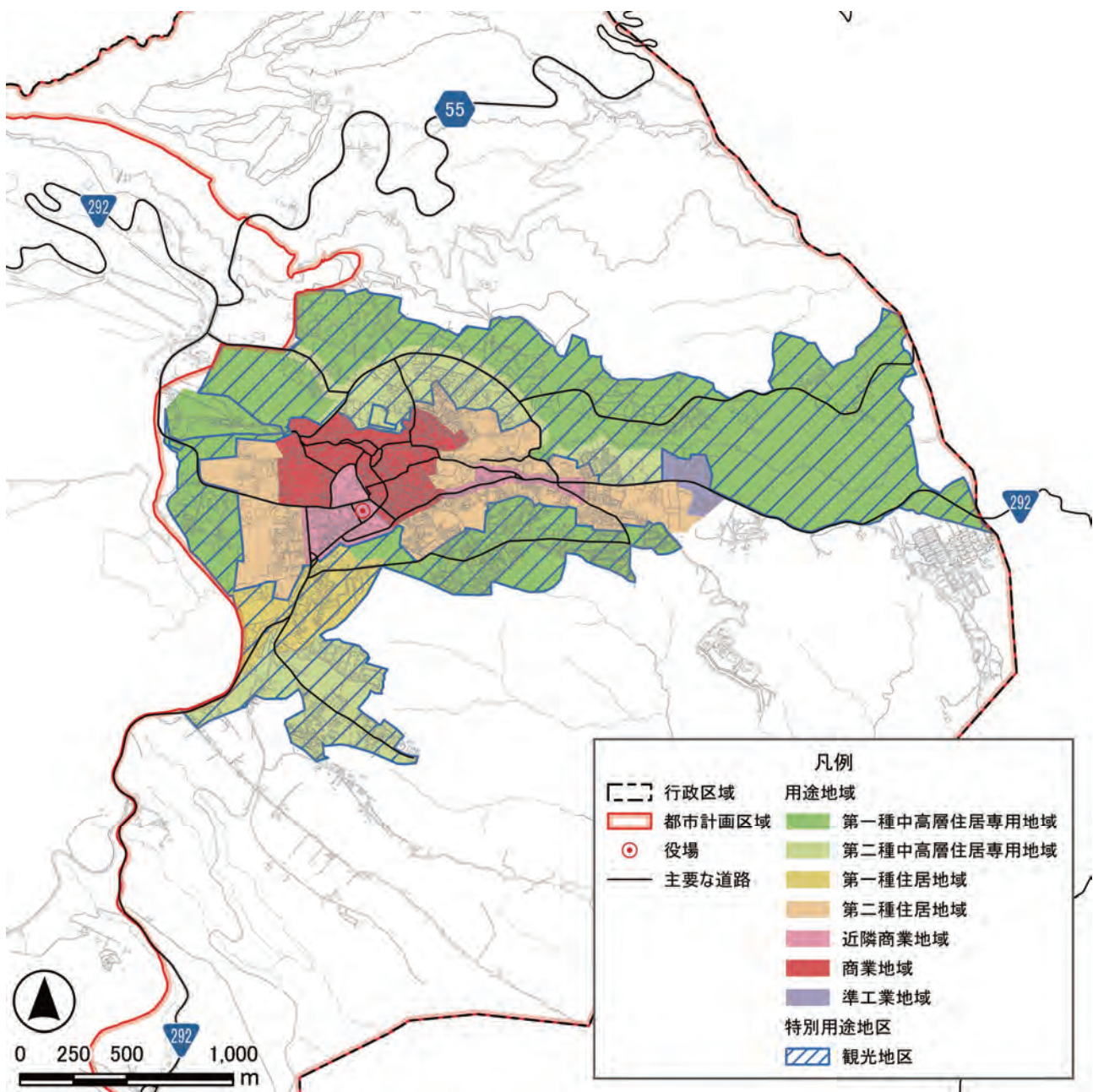


図 2-21 用途地域の指定状況

資料：草津町

4) 建物用途別現況

- ・ 用途地域内の建物用途別棟数では、「住宅」が2,216棟と最も多く、次いで「宿泊施設」が387棟となっています。用途地域外では、「住宅」が660棟と最も多く、次いで国立療養所 栗生楽泉園関連施設を主とした「文教厚生施設」が260棟となっています。
- ・ 構成比を見ると、用途地域内で「宿泊施設」「共同住宅」「店舗等併用住宅」「店舗等併用共同住宅」の割合が90%を超えています。今後、用途地域内での人口密度の低下が予測され、空き家の増加による災害の発生や景観の悪化が懸念されます。
- ・ 用途地域外では、「文教厚生施設」「農林漁業用施設」の割合が50%を超えています。合計では、用途地域内で74%を占めています。

表 2-4 令和4年度 建物用別現況（棟数）

用途区分	棟数（棟）		構成比（%）	
	用途地域内	用途地域外	用途地域内	用途地域外
業務施設	48	29	62	38
商業施設	121	35	78	22
宿泊施設	387	16	96	4
住宅	2,216	660	77	23
共同住宅	215	18	92	8
店舗等併用住宅	172	14	92	8
店舗等併用共同住宅	10	0	100	0
作業所併用住宅	14	3	82	18
官公庁施設	11	4	73	27
文教厚生施設	150	260	37	63
運輸倉庫施設	130	42	76	24
工場	47	10	82	18
農林漁業用施設	22	75	23	77
供給処理施設	40	13	75	25
その他	271	159	63	37
合計	3,854	1,338	74	26

資料：令和4年度 都市計画基礎調査

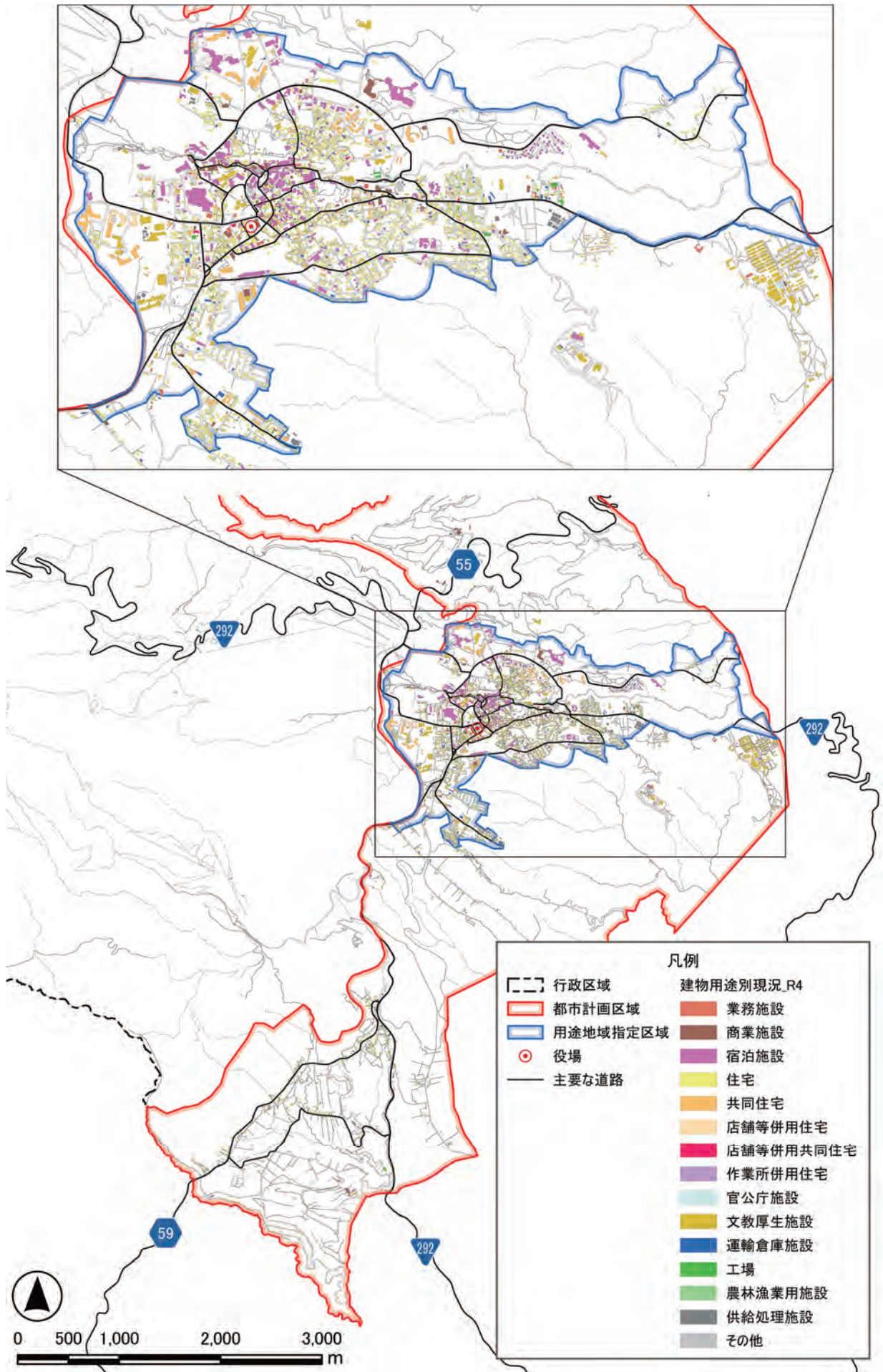


図 2-22 建物用途別現況（令和 4 年度）

資料：令和 4 年度 都市計画基礎調査

5) 新築動向

- ・ 平成29年から令和3年の5年間の新築動向は、用途地域内で「住居系」「商業系」が20棟を超え、合計で49棟となっています。用途地域外では、「住居系」が1棟、「公共系」が2棟の合計3棟となっています。
- ・ 合計数の割合は、用途地域内で94%、用途地域外で6%となっています。
- ・ 現在は、用途地域内での新築構成比が高い傾向ですが、今後人口密度の低下が予測され、空き家の増加による災害の発生や景観の悪化が懸念されます。

表 2-5 H29 から R3 の新築動向

用途区分	棟数（棟）		構成比（％）	
	用途地域内	用途地域外	用途地域内	用途地域外
住居系	22	1	96	4
商業系	21	0	100	0
工業系	1	0	100	0
公共系	5	2	71	29
合計	49	3	94	6

資料：令和4年度 都市計画基礎調査

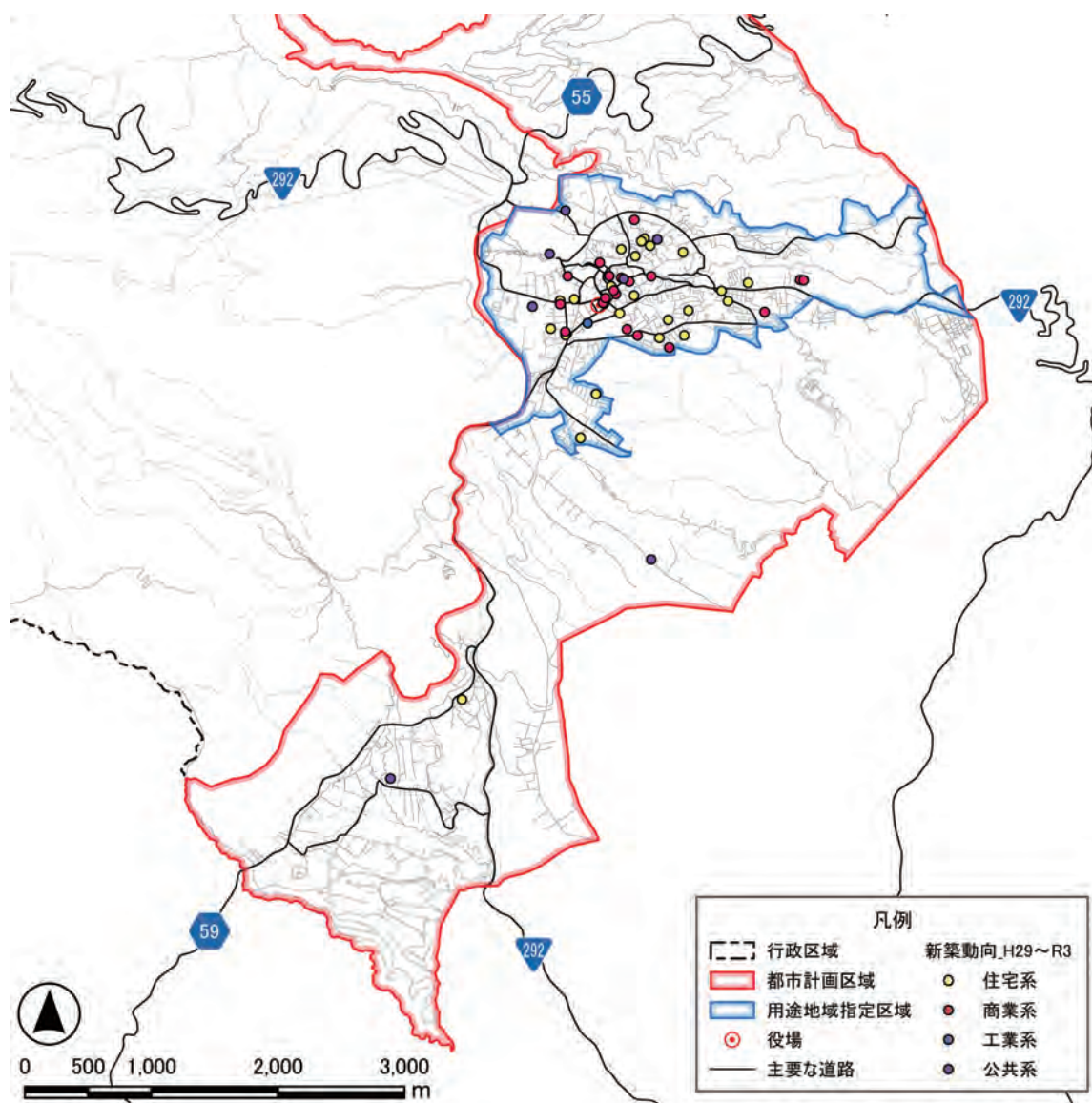


図 2-23 H29 から R3 の新築動向

資料：令和4年度 都市計画基礎調査

(4) 都市施設

1) 道路・交通体系

① 広域道路

- ・ 本町は、国道 292 号と現在整備中である地域高規格道路の上信自動車道と渋川伊香保 IC で接続する関越自動車道により、東京都から約 4 時間、新潟県から約 3 時間の距離に位置します。
- ・ 現在、上信自動車道の建設が行われており、完成時には渋川伊香保 IC へのアクセス時間が約 30 分短縮され、東京から 3 時間圏内になるなど、本町へのアクセス向上が期待されます。

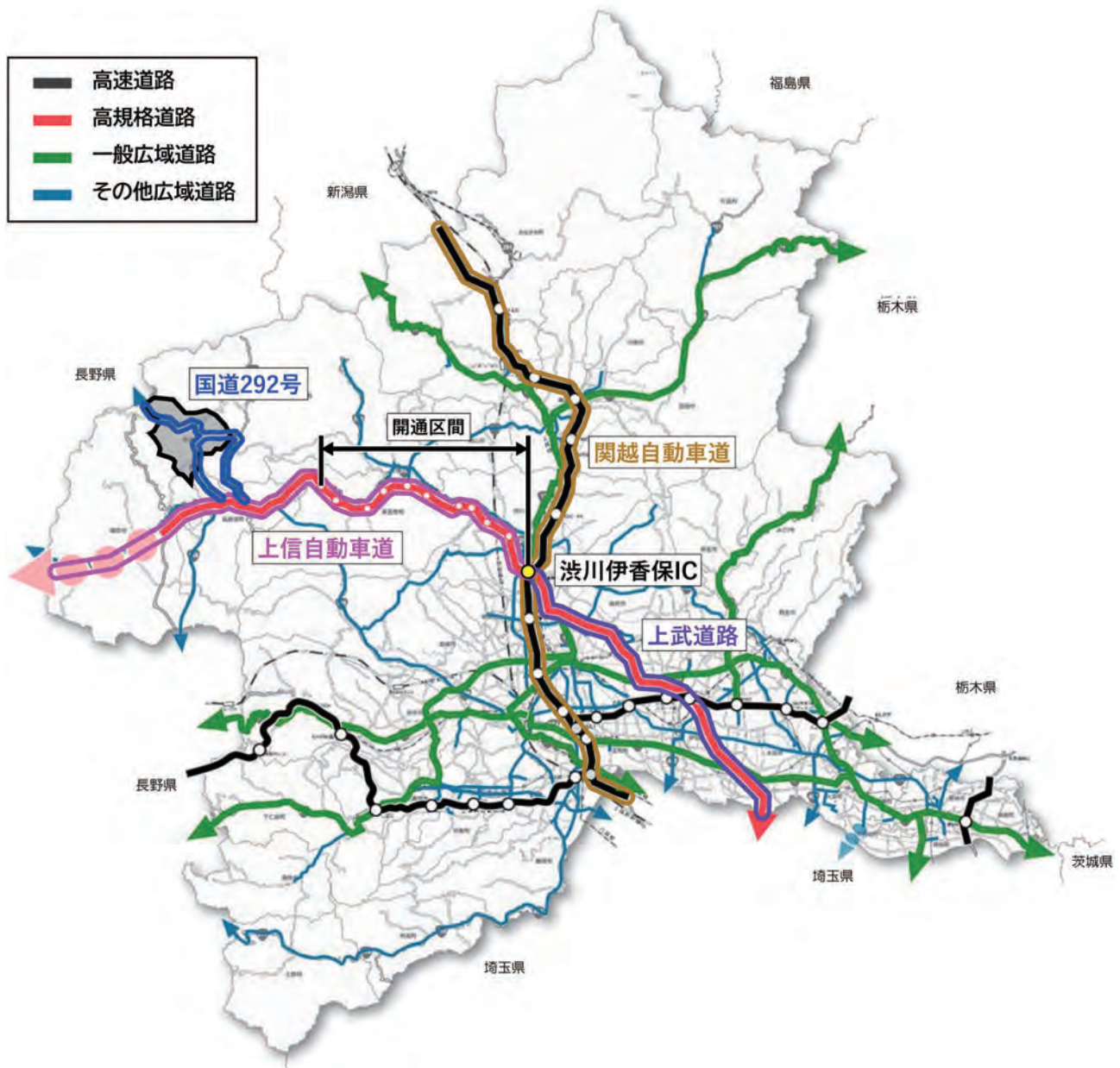


図 2-24 広域道路ネットワーク計画図

出典：群馬県広域道路交通計画 2022（一部加筆）

② 町内道路

- ・ 上信自動車道からは広域道路である国道292号と主要地方道が骨格となる広域道路網を形成し、各地域を連絡しています。
- ・ 役場や湯畑周辺の中心部では、主要な町道により生活道路網が形成され、中心部の土地利用を支えています。
- ・ 本町にアクセスする主要な経路は本町の玄関口であり、JR 長野原草津口から草津温泉バスターミナル間を接続する草津口ルート、新潟県・長野県から本町へ接続する白根口ルート、近隣の中条町・長野原町から本町へ接続する六合口ルートの3路線がありますが、草津口ルートが主要な経路となっており、このルートを通行する車両が大半を占めています。
- ・ 冬季の除雪に備え、国道・町道の一部で温泉熱を利用した、融雪道路となっています。

表 2-6 草津町の道路の状況

区分	道路延長 (m)	融雪道路延長 (m)
国道	23,526	2,962
主要地方道	7,296	0
町道	72,074	10,322
計	102,896	13,284

※令和6年4月現在
資料：草津町

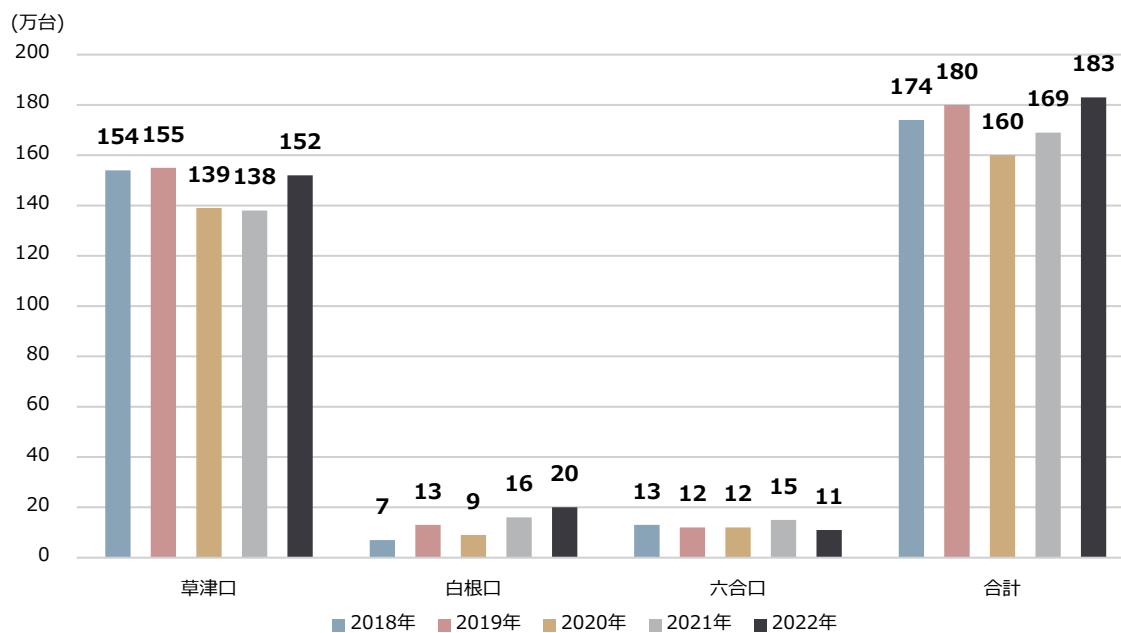


図 2-25 国道292号 経路別の通行台数の推移

資料：草津町

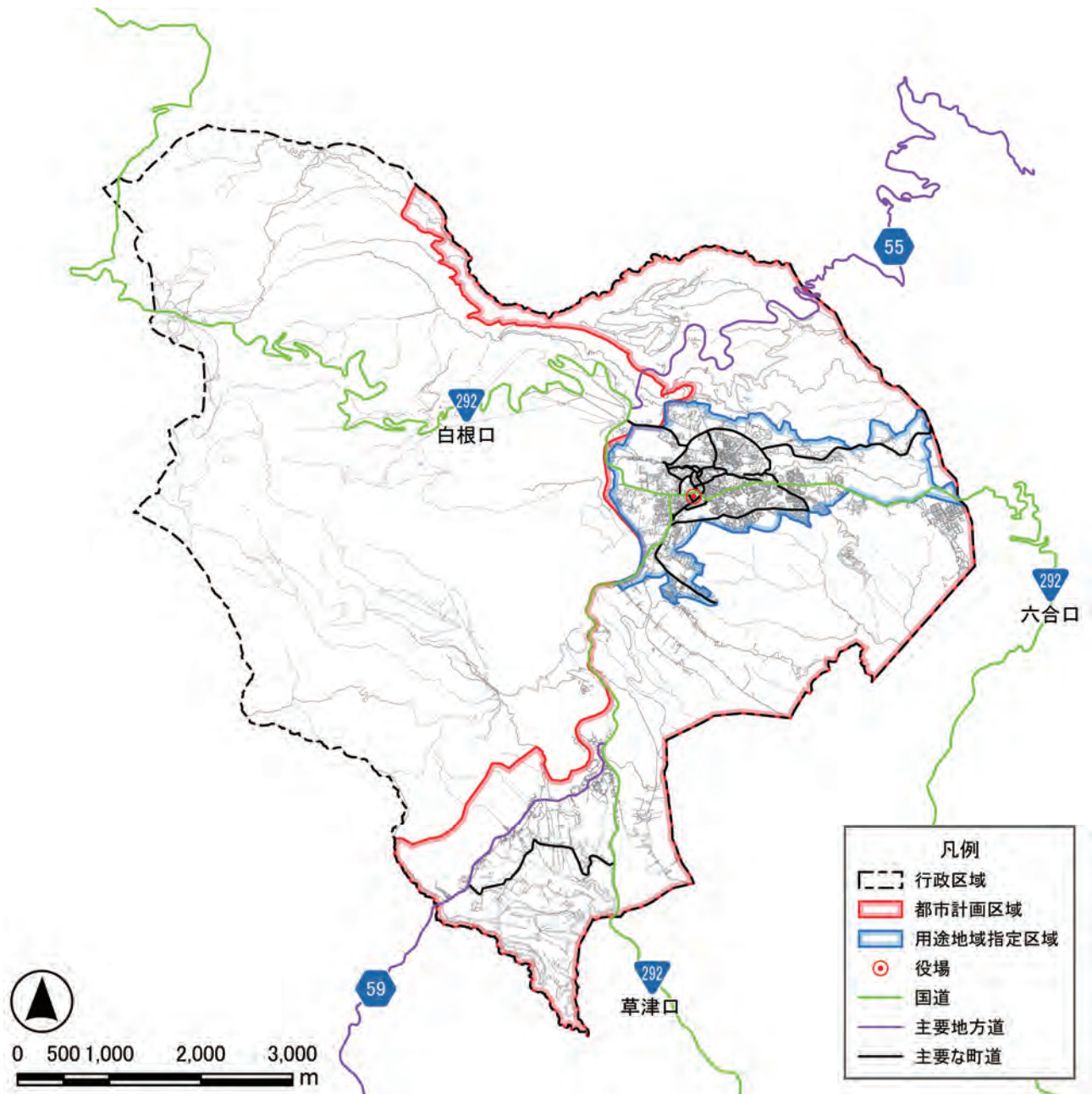


図 2-26 主要な道路の状況

資料：国土数値情報

③ 都市計画道路

- ・ 本町には、5路線が都市計画決定されており、そのうち4路線は、昭和33年に当時の道路網をベースに、本町発展に向けた主要な街路網として都市計画決定されたものです。その後、温泉観光地として観光客が急増したのに伴い、自動車交通量が増加したため、昭和40年に道路網を全面的に見直し、4路線の変更に加えて、新たに1路線を都市計画決定しました。
- ・ 人口減少を前提としたコンパクトなまちづくりを目指すため、5路線のうち、都市計画決定時と比べて必要性が大きく低下し、廃止ししても道路ネットワーク上、支障がない路線を廃止しました。また、代替路線が整備・共用されている区間については、代替路線へ線形の変更を行いました。

表 2-7 都市計画道路の整備状況

路線番号	路線名	計画決定 (変更)	整備 状況	延長 (m)	改良 延長 (m)	構成済 延長 (m)	未整備 延長 (m)	整備率 (%)
3・4・1	上新田 運動茶屋線	S33.3.18 (S40.3.11)	未改良	540	0	0	540	0.0
3・5・4	新田天狗山線	S33.3.18 (R7.5.2)	一部 改良	1,830	260	0	1,570	14.2
7・7・1	湯畑立町線	S33.3.18 (S40.3.11)	概成済	240	0	240	0	100.0
	計			2,610	260	240	2,110	19.2

※概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしている現道(概ね計画幅員の2/3以上または4車線以上の幅員を有する道路)を有する区間



図 2-27 都市計画道路の決定状況

資料：草津町

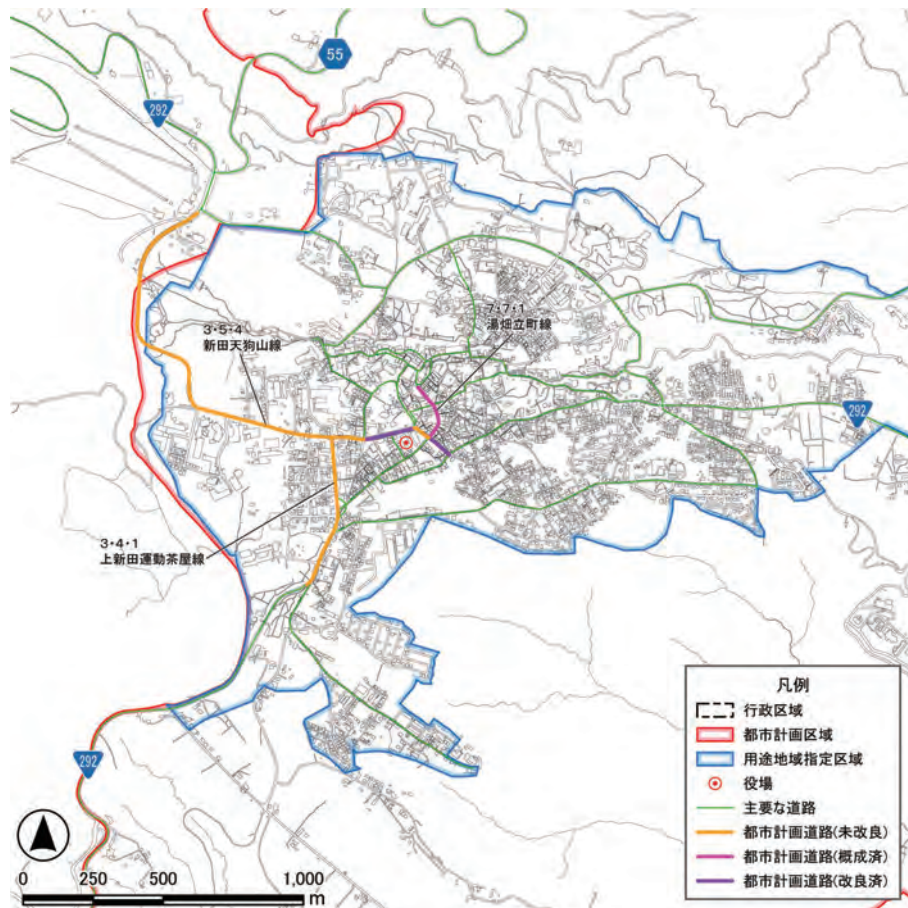


図 2-28 都市計画道路の整備状況

資料：草津町

④ 公共交通

- ・ 本町には、町内巡回バスが4路線運行しており、高齢者や子育て世代、観光客等に利用されています。また、JR・西武・草軽交通の路線バス、東京駅や新宿行き的高速バスなどが草津温泉バスターミナルへ乗り入れており、多くの観光客が利用しています。
- ・ 本町には、鉄道が通っていないため、JR 吾妻線の長野原草津口駅まで路線バスが運行し、鉄道との乗り継ぎにより地域間の幹線公共交通を確保しています。また、JR 北陸新幹線の軽井沢駅から路線バスが運行しています。
- ・ バス利用者は、直近5年間では、2019年度の約79万人の利用者が最も多く、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度に大幅に減少となりましたが、2021年度からは回復傾向が見られます。

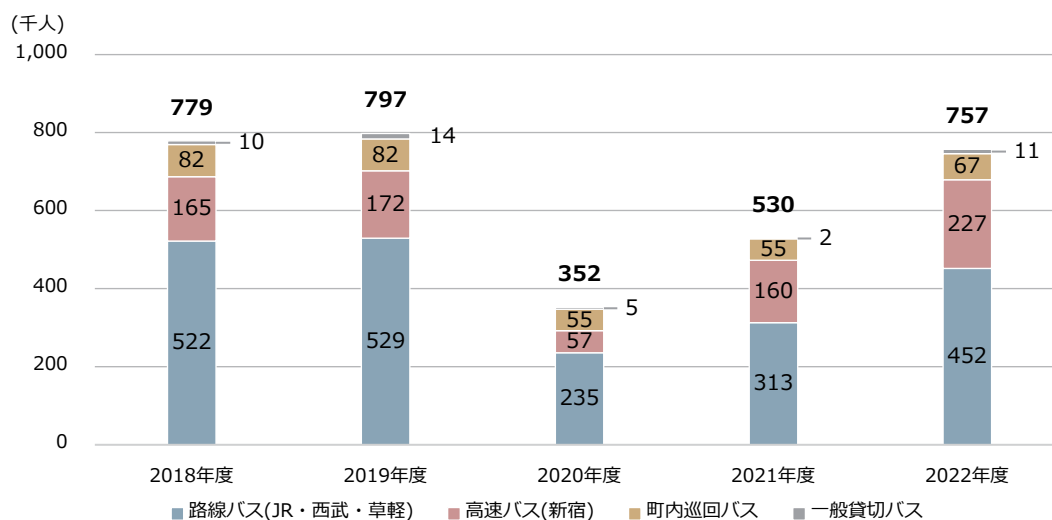


図 2-29 バスターミナル利用者の推移

資料：草津町

- ・ 2020年の町内巡回バスの徒歩圏（300m）の人口カバー率は87.3%、年少人口・老年人口のカバー率は、87%を超えています。
- ・ 2045年（2018年推計）の人口カバー率は、減少傾向であり、利便性の低下が懸念されます。

表 2-8 町内巡回バスの徒歩圏（300m）の人口カバー率

年	区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	老年人口 (65歳以上)
2020年	総数	6,049人	435人	2,348人
	カバー人口	約5,282人	約385人	約2,052人
	カバー率	87.3%	88.5%	87.4%
2045年 (2018年推計)	総数	3,479人	241人	1,503人
	カバー人口	約3,002人	約206人	約1,290人
	カバー率	86.3%	85.5%	85.8%

※カバー人口：GISにより国勢調査（500mメッシュ）人口を基に集計

※徒歩圏域300m：「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」より設定

参考：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）の人口カバー率との比較

- ・ 本町と全国平均の基幹的公共交通路線※の総人口カバー率を比較すると、本町は高い水準であり、人口密度が一定程度ある地域に公共交通が運行しています。

※日30本以上の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上に相当）の鉄道駅及びバス停を示すが、本町では、最大日13本の運行頻度とする

評価分野・評価軸		評価指標	単位	都市規模別平均						
				全国	三大都市圏	政令市	概ね50万	概ね30万	5~10万	5万未満
①生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	■日常生活サービスの徒歩圏(※1)充足率	%	24	38	56	44	32	23	17
		■S45DID区域(※2)における人口密度	人/ha	43	76	72	54	42	33	26
		■生活サービス施設(※3)の徒歩圏人口カバー率	%	68	90	93	89	80	70	57
		—各生活サービス施設の徒歩圏に居住する市民の比率	%	51	59	76	75	69	56	44
		—商業	%	49	74	77	72	62	50	38
		■基幹的公共交通路線(※4)の徒歩圏人口カバー率	%	41	68	74	62	48	38	31
	◎公共交通の利用促進	□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%	56	67	67	58	53	52	52
		■公共交通の機関分担率	%	15	26	15	7	8	9	4
		□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台キロ	15.8	7.7	9.0	10.1	12.2	14.5	19.6
		□通勤・通学時の公共交通分担率	%	15	35	19	11	11	10	9
		■公共交通沿線地域(※5)の人口密度	人/ha	32	71	65	47	33	26	16

※4)「基幹的公共交通路線」は、日30本以上の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上に相当）の鉄道駅及びバス停。

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）

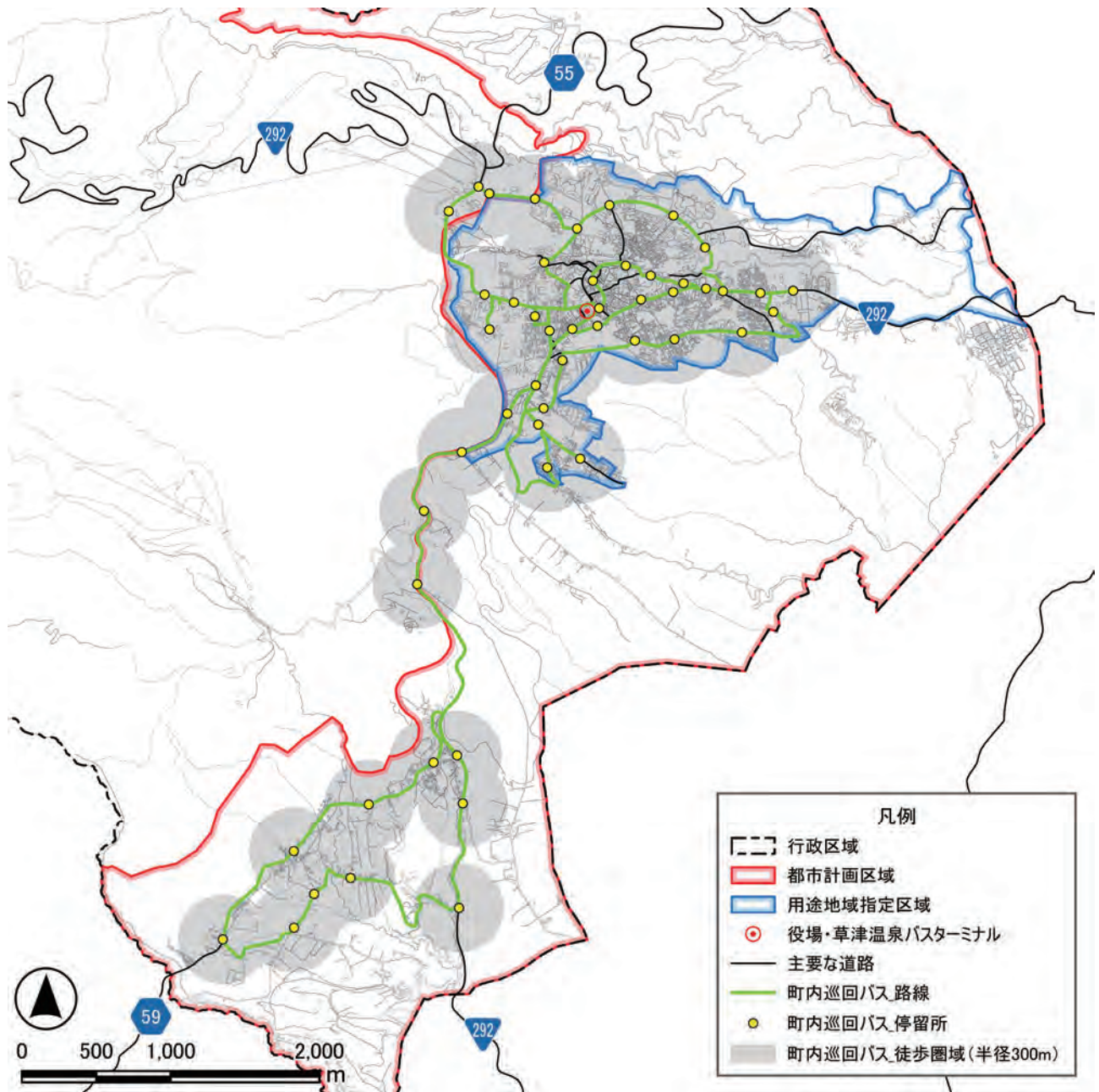
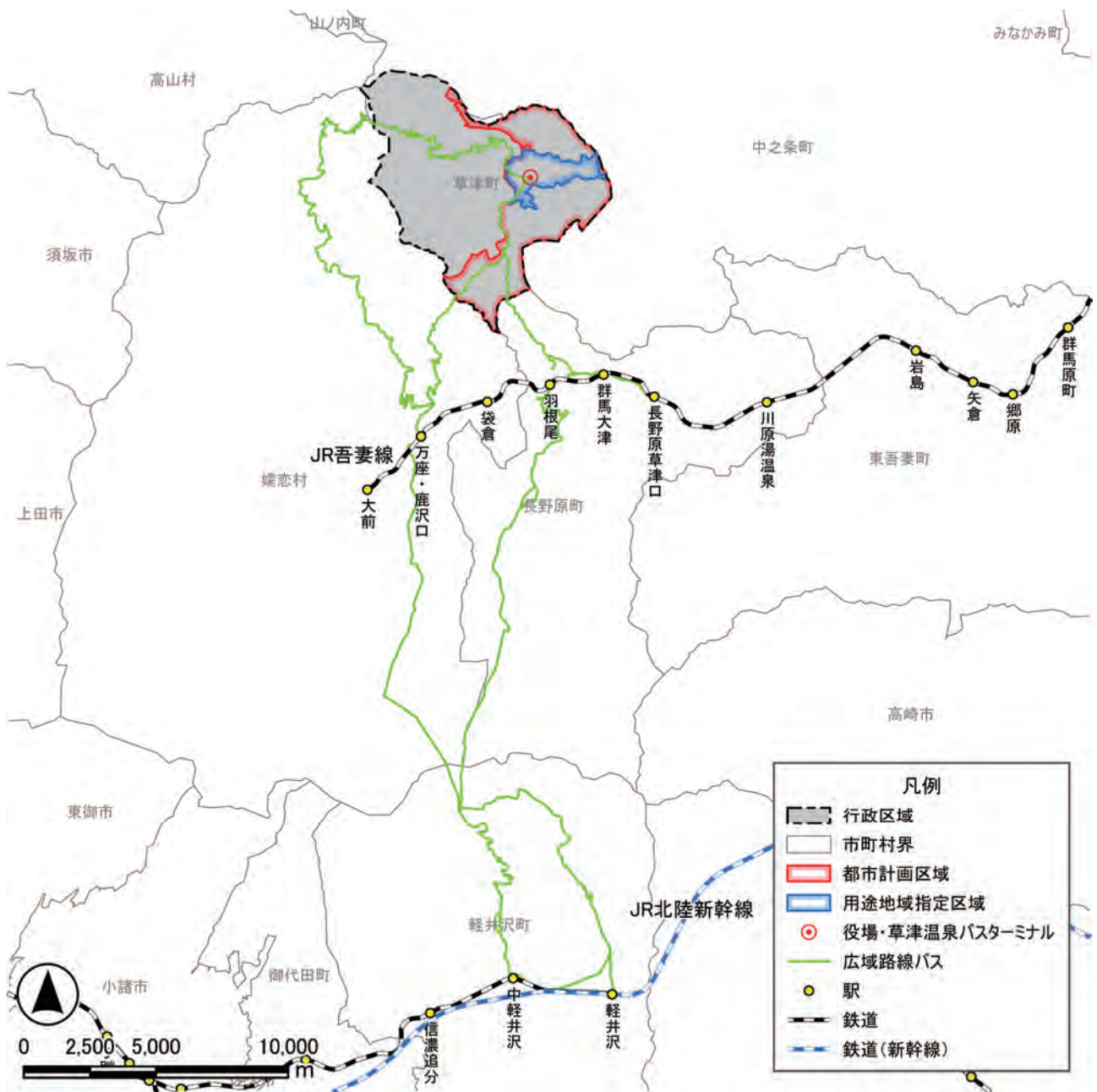


図 2-30 町内巡回バスの状況

資料：草津町



資料：国土数値情報

2) 公園等

- ・ 本町の公園は、都市計画公園が4か所、都市計画施設以外では、町指定公園が1か所、ポケットパークが7か所、また都市計画墓園が1か所あります。
- ・ 都市計画公園は全て供用済み、都市計画墓園は一部で未供用となっています。
- ・ 主に町民が利用する公園として囲山公園・昭和公園・頌徳公園、主に観光客が利用する公園として西の河原公園があります。運動茶屋公園については、遊歩道の整備を進め町民・観光客から利用されています。
- ・ 2020年時点の町民1人当たりの都市公園面積は、22㎡/人であり、草津町公園条例で規定する「町民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準」である10㎡/人を超える数値となっています。

表 2-9 都市公園の整備状況

分類	施設名	計画決定 (変更)	面積 (ha)	
			計画	供用
都市計画公園	囲山公園	S10.8.7 (S42.8.10)	1.24	1.24
	昭和公園	S47.4.6	0.45	0.45
	西の河原公園	S10.8.7 (S33.3.18)	8.50	8.50
	頌徳公園	S10.8.7 (S33.3.18)	1.30	1.30
都市計画墓園	滝尻原公園墓地	S31.7.17 (S37.11.7)	3.97	2.00
町指定公園	運動茶屋公園(道の駅)	—	3.82	3.82
都市公園 合計面積			19.28	17.31

表 2-10 町民1人当たりの都市公園面積 (2020年時点)

都市公園面積	行政区域人口	町民1人当たりの 都市公園面積
134,900 (㎡)	6,049 (人)	22 (㎡/人)

※都市計画墓園である「滝尻原公園墓地」を除いた都市公園面積

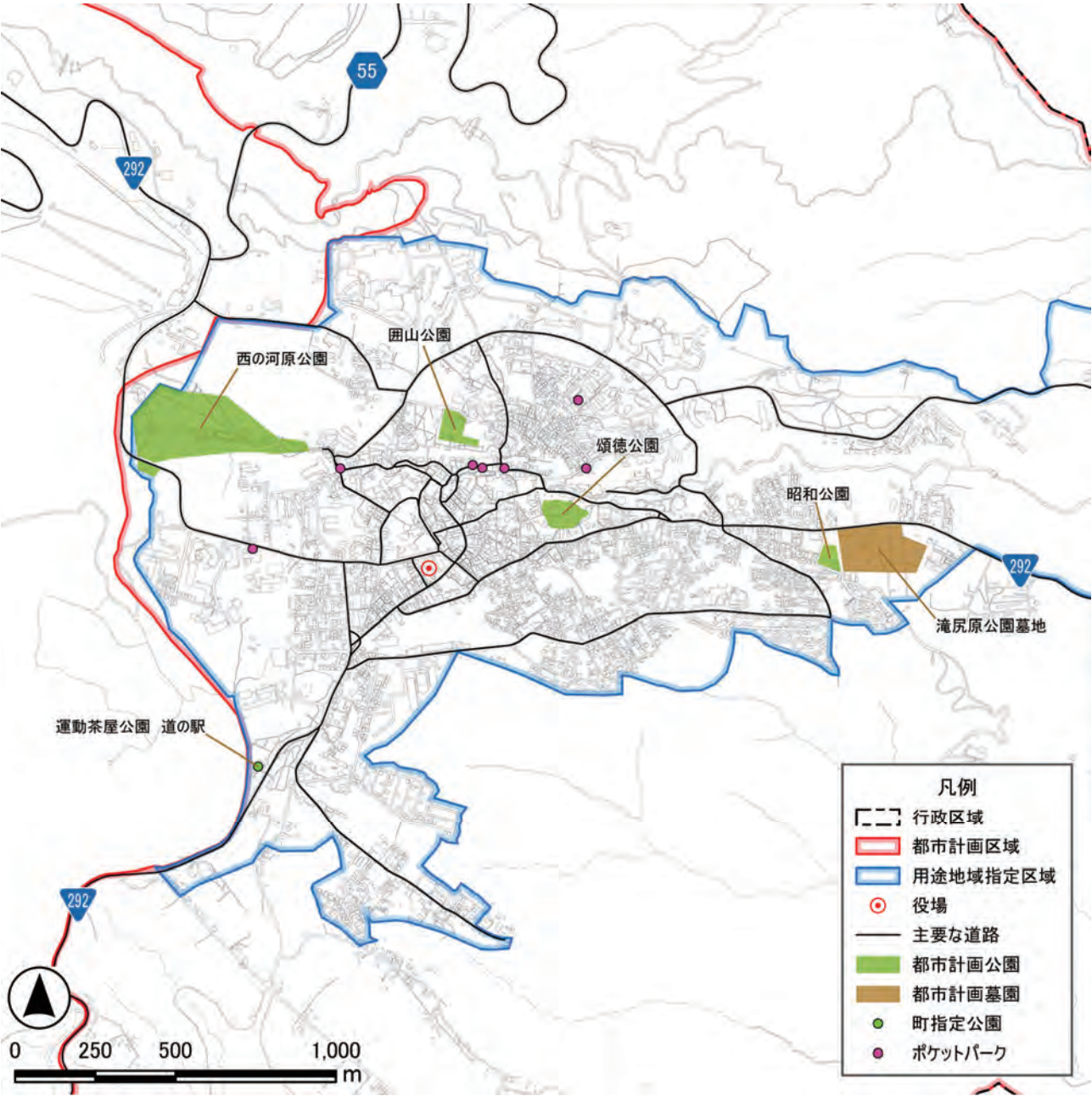


図 2-32 公園・墓園の状況

資料：草津町

3) 河川

- ・ 本町には、主な河川として大沢川、谷沢川、巖洞沢川、赤川、遅沢川、湯川、目洗川が流れています。
- ・ 町の中心部を流れる湯川は、大雨のたびに氾濫していましたが、改修事業が完了し、以後は大きな被害はありません。
- ・ 遅沢川は、大雨の際に氾濫することがあるため、早期の改修事業を進めていく必要があります。

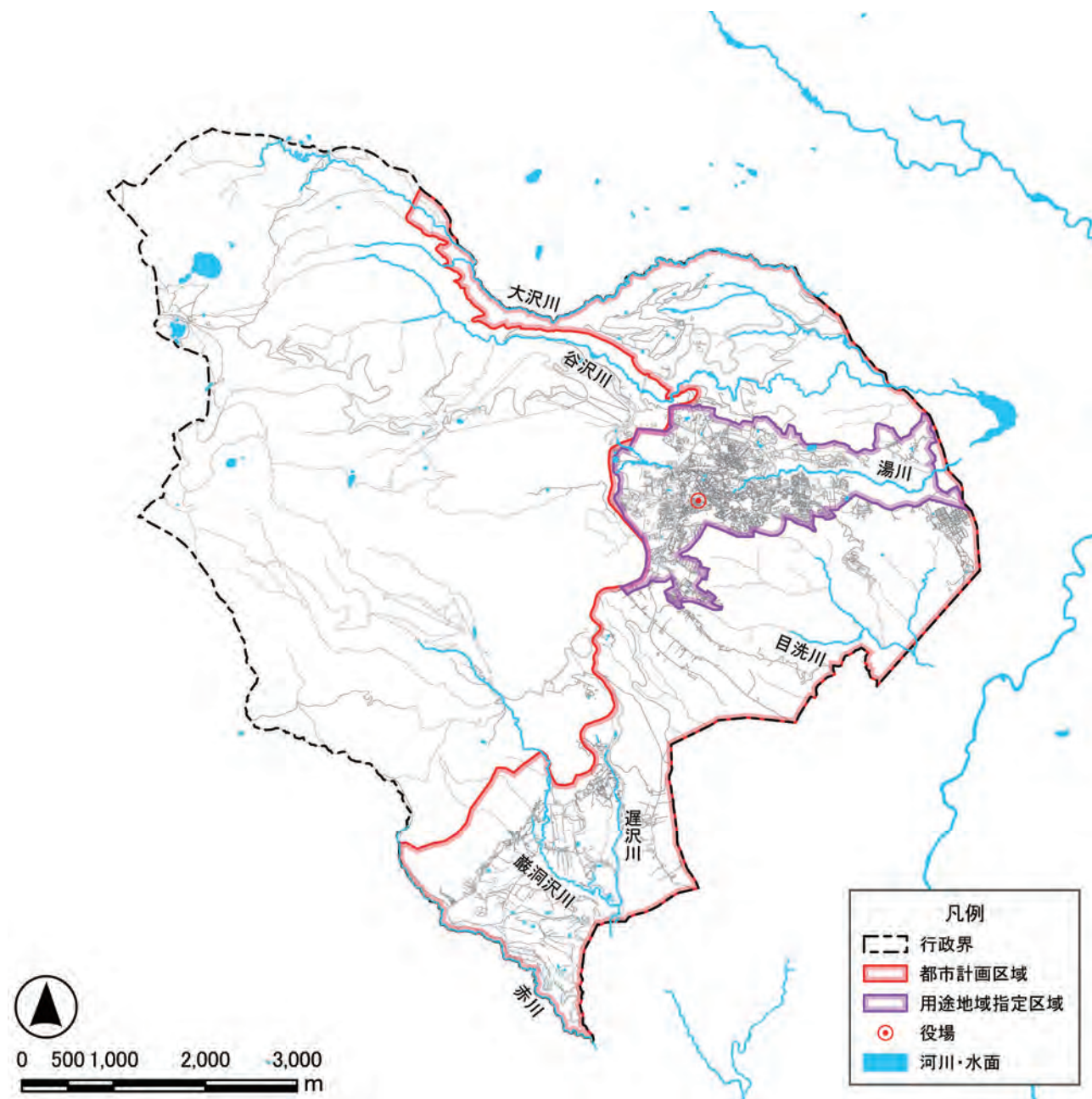


図 2-33 主な河川の状況

資料：草津町、国土数値情報

4) 上下水道

- ・ 本町の公営水道は、草津町上水道事業で構成されています。また、その他水道施設として、7箇所専用の水道と2箇所の小水道があり、これら水道施設は国営、町営、組合および民営により管理されています。
- ・ 本町の汚水処理は、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業(個人設置型)で構成されています。
- ・ 公共下水道の排除方式は、汚水と雨水を別々に排除する分流式としています。93%が供用済みとなっています。
- ・ 現在、下水処理場の再構築事業を行っており、令和11年の完成を目指しています。

表 2-11 公共下水道(汚水)の整備状況

計画決定 (変更)	方式	処理区域 (ha)		下水管渠 (m)		処理場 (㎡)	
		計画	供用	計画	供用	計画	供用
S44.4.28 (H30.3.23)	分流式	262.0	244.0	33,169	33,169	25,650	25,650

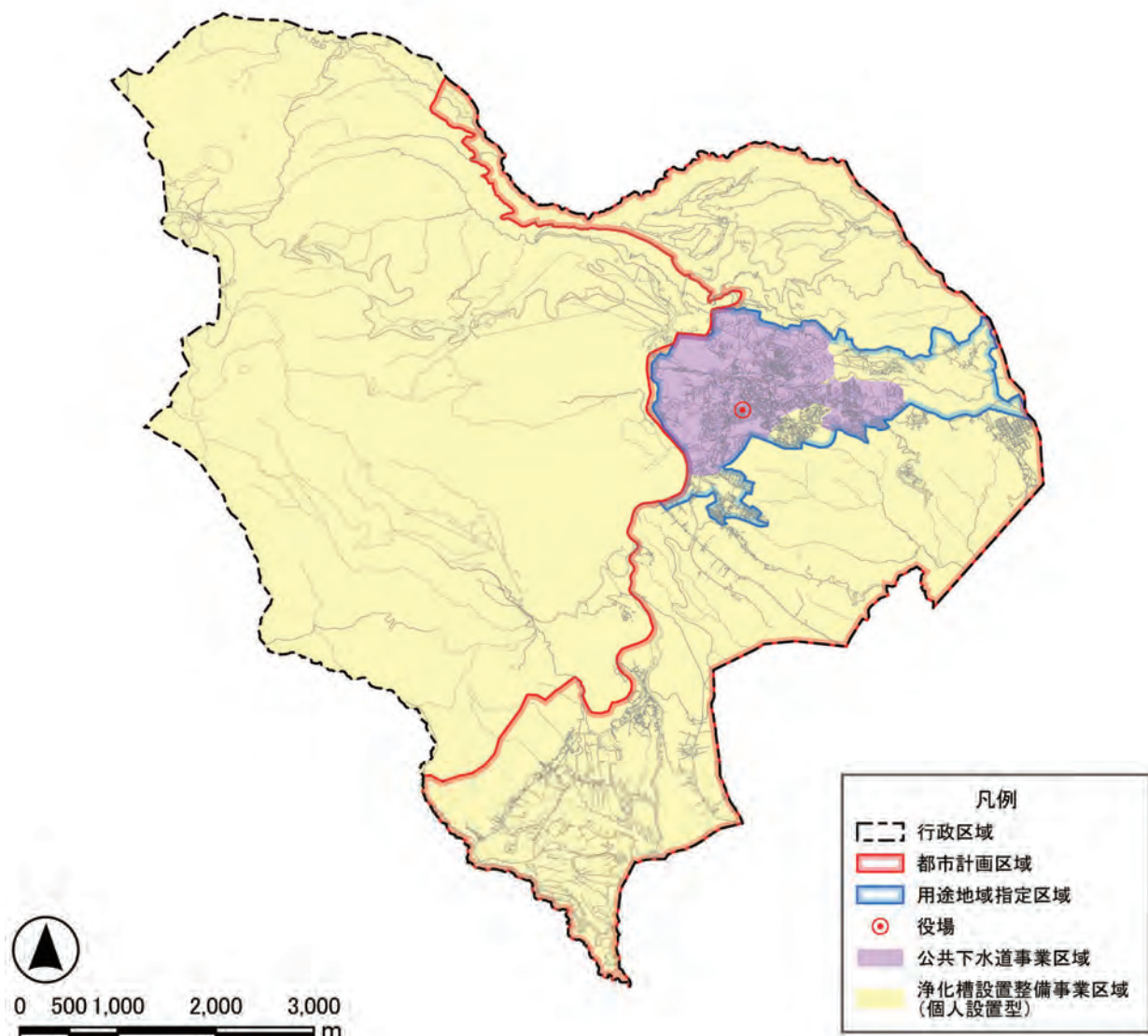


図 2-34 汚水処理事業の状況

資料：草津町

第2章 草津町の現状と課題

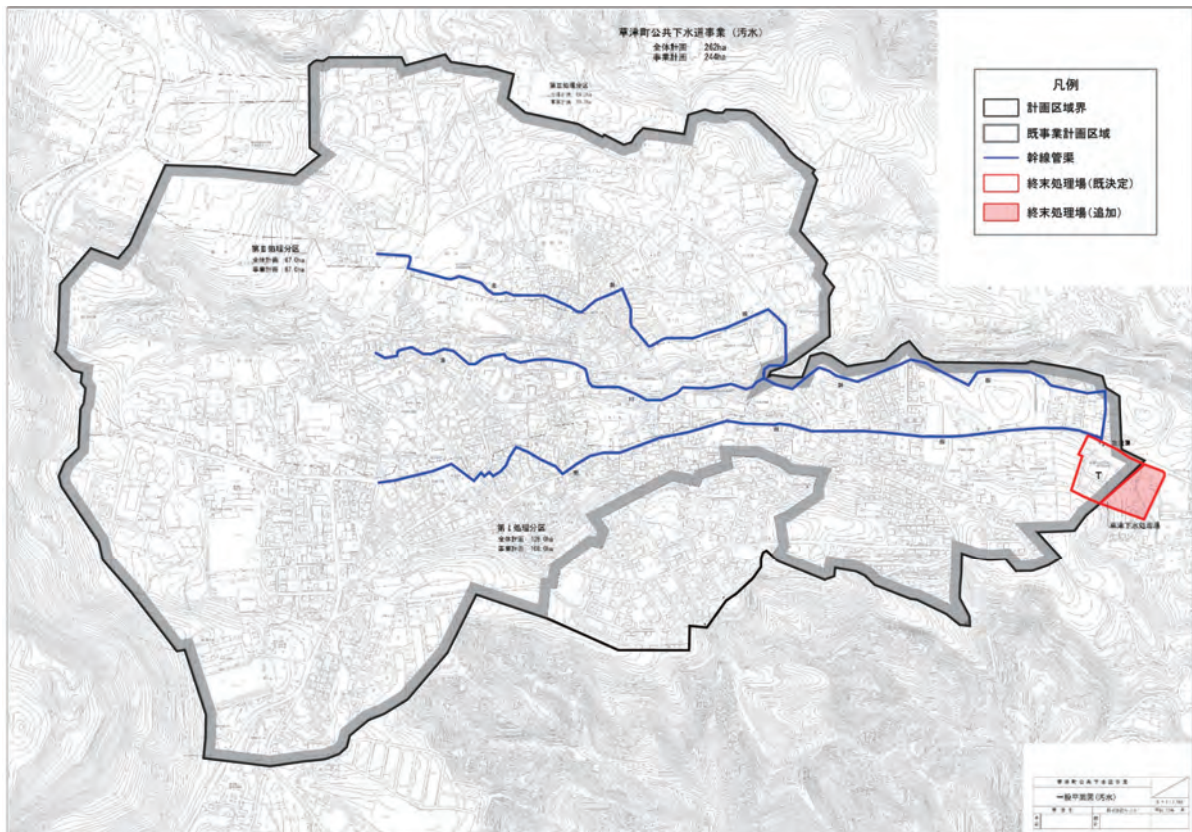


図 2-35 公共下水道（汚水）の状況

出典：草津町公共下水道事業計画

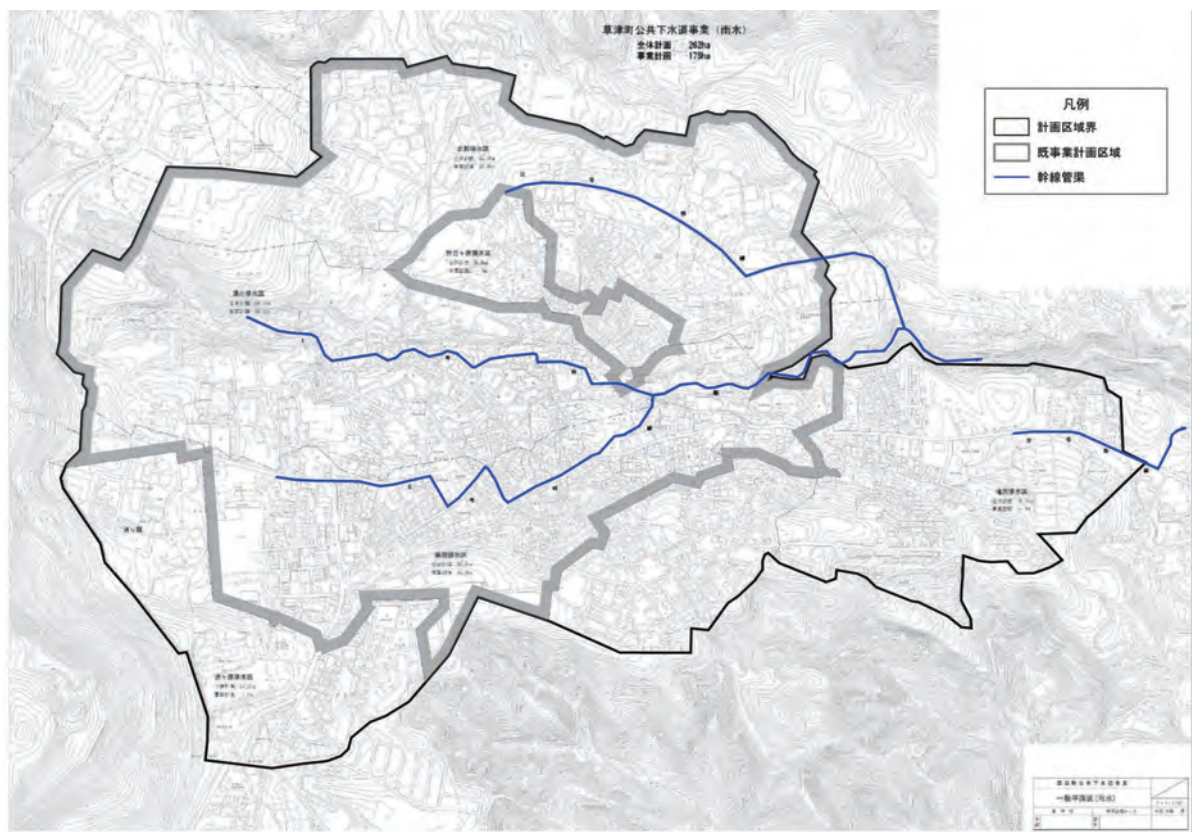


図 2-36 公共下水道（雨水）の状況

出典：草津町公共下水道事業計画

5) 温泉・温水

- ・ 本町にある代表的な源泉には、万代源泉・湯畑源泉・白旗源泉・地藏源泉・西の河原源泉・煮川源泉・熱の湯源泉の7源泉があり、いずれも町で管理をしています。
- ・ 草津温泉は、自噴湧出量が豊富であり、各源泉から町内の旅館、ホテルおよびペンション等へ源泉を供給しています。源泉の温度が高いことも特徴の一つであり、万代源泉は94.5℃の源泉を熱交換により54℃まで低下させて供給しています。さらに熱交換により60℃に温められた水道水は、温水として、水道水と同じように各家庭に給湯しています。また、温泉熱を利用した公共施設の暖房や道路の融雪も行っています。
- ・ 本町の生活・産業にとって重要な資源となっており、持続可能な維持管理体制が求められています。

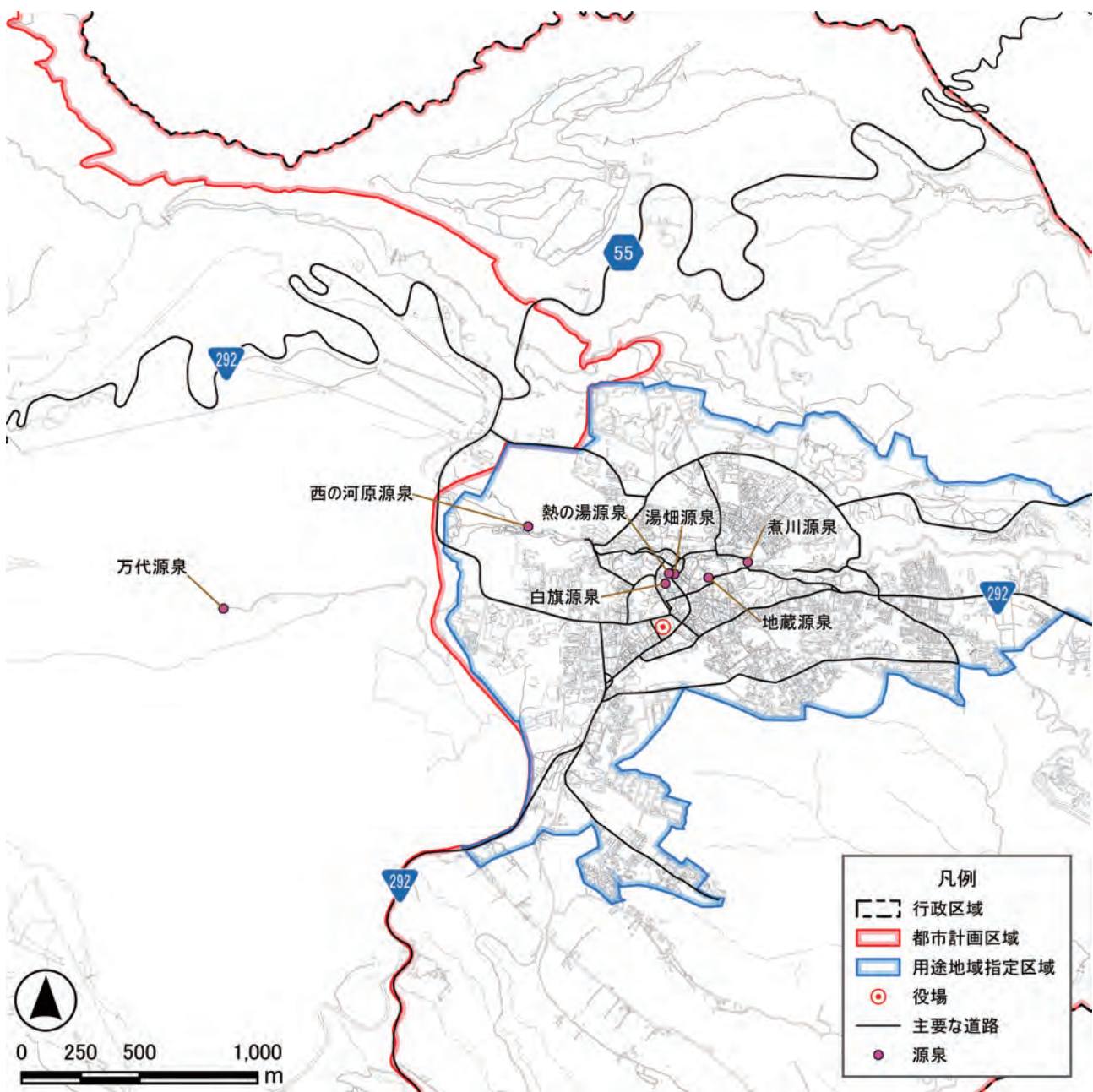


図 2-37 源泉の状況（町管理）

資料：草津町

6) ごみ焼却場（草津町クリーンセンター）

- ・ クリーンセンターは、築30年を超え、老朽化に伴う修繕費の負担が増しており、その更新が課題となっています。
- ・ 令和2年7月27日に吾妻環境施設組合（一部事務組合）が設立され、吾妻広域化で新ごみ処理施設建設に向け事業を進めていることから、大規模修繕など計画的な修繕に取り組むことが難しい状況です。

表 2-12 クリーンセンターの整備状況

計画決定	処理能力 (t/日)		面積 (ha)	
	計画	供用	計画	供用
H14.4.19	40	40	0.60	0.60

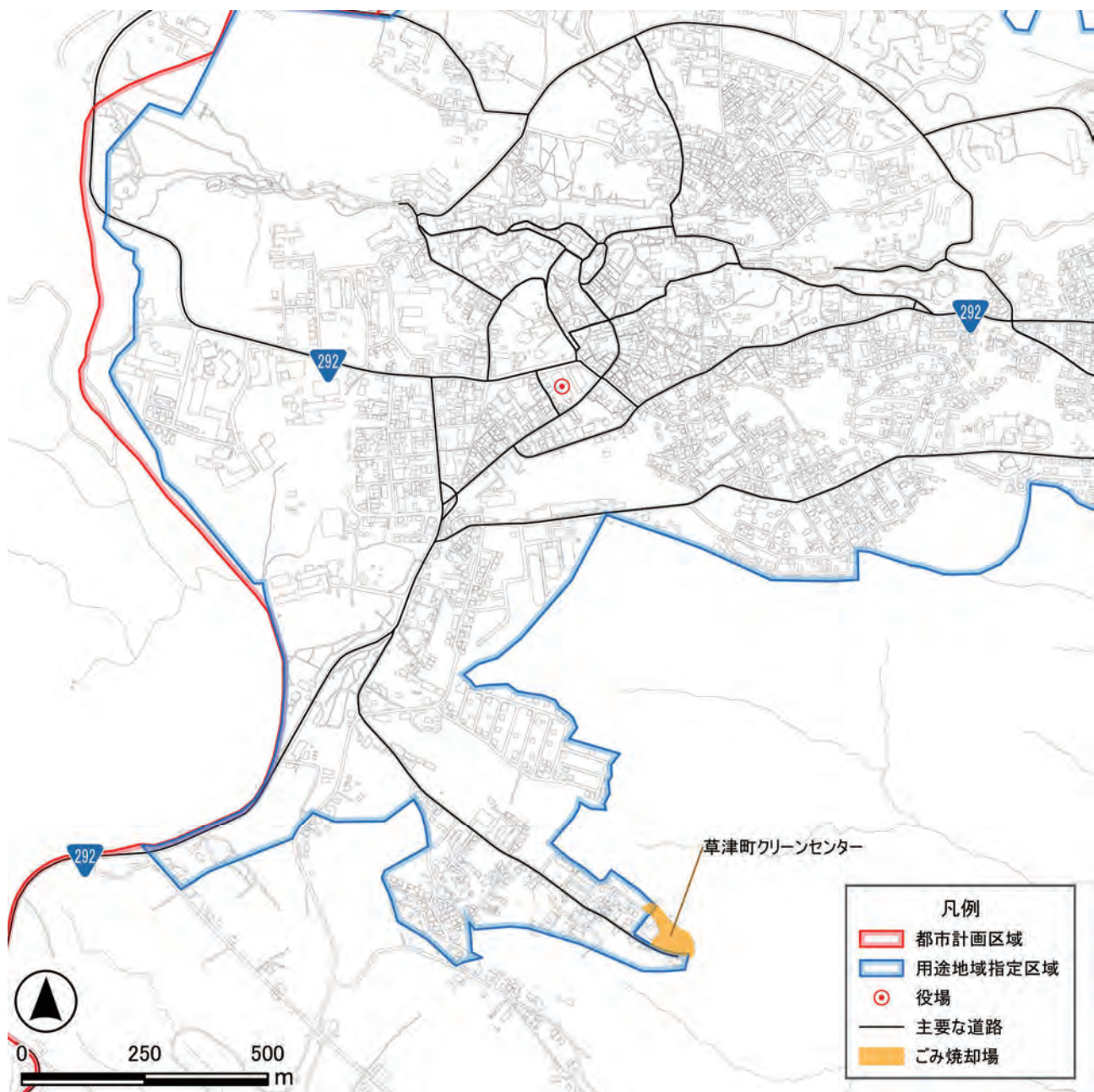


図 2-38 ごみ焼却場の状況

資料：草津町

7) バスターミナル（草津温泉バスターミナル）

- ・ 県内唯一のバスターミナルとして、草津温泉バスターミナルがあります。
- ・ バスターミナルは、築30年を超え、施設・設備の老朽化が進んでいます。
- ・ 観光客の増加に伴い、観光バス等の発着需要が増加傾向にあり、バス乗降場や待合スペースが不足しています。

表 2-13 バスターミナルの整備状況

計画決定 (変更)	構造形式	面積 (ha)		バース数	
		計画	供用	計画	供用
S40.3.11 (S62.7.24)	地上3階	0.30	0.30	9	9

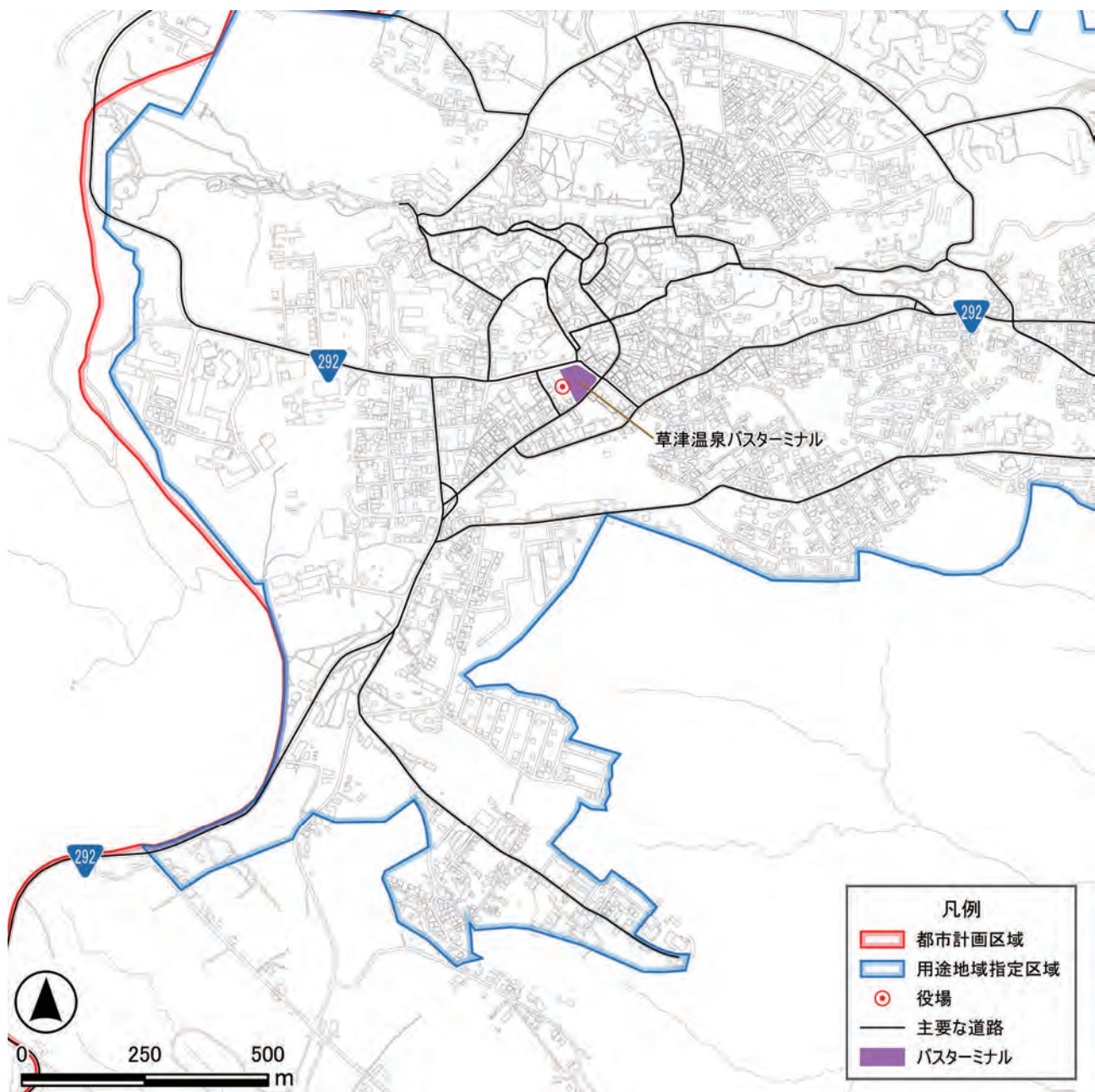


図 2-39 バスターミナルの状況

資料：草津町

(5) 都市機能施設

1) 商業施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、道の駅）

- ・ 商業施設は、用途地域内を中心に立地しています。用途地域外でも施設立地しています。
- ・ 商業施設の徒歩圏（800m）の総人口のカバー率は、92.5%、老年人口のカバー率は91.4%となっています。

表 2-14 商業施設の徒歩圏人口カバー率（250m メッシュ）

	2020 年 人口	徒歩圏（800m）	
		カバー人口	カバー率
総人口	6,049 人	約 5,596 人	92.5%
老年人口（65 歳以上）	2,348 人	約 2,145 人	91.4%

※カバー人口：GISにより国勢調査（250m メッシュ）人口を基に集計

※徒歩圏（800m）：「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」より設定

参考：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）の人口カバー率との比較

- ・ 本町と全国平均の商業施設※の総人口カバー率を比較すると、本町は高い水準であり、人口密度が一定程度ある地域に商業施設が存在しています。

※商業施設は「専門スーパー、総合スーパー、百貨店」を示すが、本町では日常生活に必要な施設として「スーパーマーケット、コンビニエンスストア、道の駅」とする

評価分野・評価軸		評価指標	単位	都市規模別平均						
				全国	三大 都市圏	地方都市圏				
						政令市	概ね 50 万	概ね 30 万	5~10 万	5 万未満
① 生活 利 便 性	◎居住機能の適切な誘導	■日常生活サービスの徒歩圏(※1)充足率	%	24	38	56	44	32	23	17
		■S45DID区域(※2)における人口密度	人/ha	43	76	72	54	42	33	26
		■生活サービス施設(※3)の徒歩圏人口カバー率	医療 %	68	90	93	89	80	70	57
		—各生活サービス施設の徒歩圏に居住する市民の比率	福祉 %	51	59	78	75	69	56	44
		商業 %	49	74	77	72	62	50	38	38
	◎公共交通の利用促進	■基幹的公共交通路線(※4)の徒歩圏人口カバー率	%	41	68	74	62	48	38	31
		□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%	56	67	67	58	53	52	52
		■公共交通の機関分担率	%	15	26	15	7	8	9	4
		□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台キロ	15.8	7.7	9.0	10.1	12.2	14.5	19.6
		□通勤・通学時の公共交通分担率	%	15	35	19	11	11	10	9
		■公共交通沿線地域(※5)の人口密度	人/ha	32	71	65	47	33	26	16

※3)「生活サービス施設」は以下の通り。

医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設

商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）

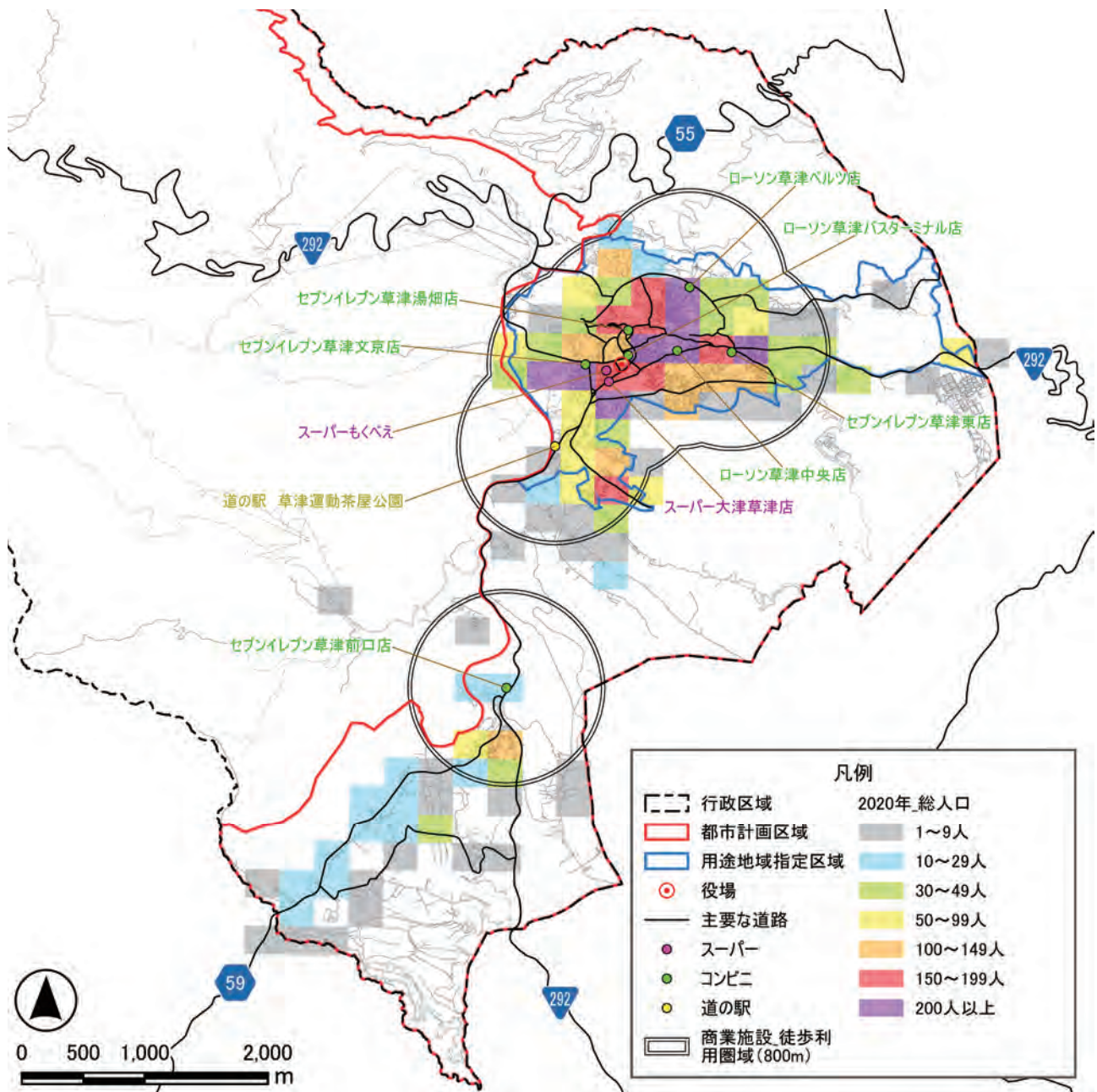


図 2-40 商業施設の立地状況と2020年の総人口の分布

※令和6年5月現在
資料：iタウンページ、国勢調査

2) 医療・福祉施設

- ・ 医療施設は、用途地域内を中心に立地しています。用途地域外では、「国立療養所 栗生楽泉園」が立地しています。
- ・ 福祉施設は、用途地域内に2施設、用途地域外に1施設立地しています。
- ・ 医療・福祉施設は用途地域内に集積していますが、今後人口密度低下が見込まれ、医療・福祉に係る住民サービスの低下が懸念されることから、用途区域内への居住誘導や各施設の適正な再配置が求められます。
- ・ 医療施設の徒歩圏（800m）の総人口のカバー率は、87.7%、老年人口のカバー率は、85.4%となっています。
- ・ 福祉施設の徒歩圏（800m）の総人口のカバー率は、49.1%、老年人口のカバー率は、52.1%となっています。

表 2-15 医療施設（病院、診療所、歯科診療所）の徒歩圏人口カバー率（250m メッシュ）

	2020 年 人口	徒歩圏（800m）	
		カバー人口	カバー率
総人口	6,049 人	約 5,307 人	87.7%
老年人口（65 歳以上）	2,348 人	約 2,006 人	85.4%

※カバー人口：GISにより2020年国勢調査（250mメッシュ）人口を基に集計

※一般外来のない「国立療養所 栗生楽泉園」は除く

※徒歩圏（800m）：「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」より設定

表 2-16 福祉施設の徒歩圏人口カバー率（250m メッシュ）

	2020 年 人口	徒歩圏（800m）	
		カバー人口	カバー率
総人口	6,049 人	約 3,102 人	51.3%
老年人口（65 歳以上）	2,348 人	約 1,283 人	54.6%

※カバー人口：GISにより2020年国勢調査（250mメッシュ）人口を基に集計

※徒歩圏（800m）：「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」より設定

参考：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）の人口カバー率との比較

- ・ 本町と全国平均の医療施設の総人口カバー率を比較すると、本町は高い水準であり、人口密度が一定程度ある地域に医療施設が存在しています。
- ・ 本町と全国平均の福祉施設の総人口カバー率を比較すると、本町は低い水準であり、人口密度が低い地域に福祉施設が存在しています。

評価分野・評価軸		評価指標	単位	都市規模別平均						
				全国	三大都市圏	政令市	概ね50万	概ね30万	5~10万	5万未満
① 生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	■日常生活サービスの徒歩圏(※1)充足率	%	24	38	56	44	32	23	17
		■S45DID区域(※2)における人口密度	人/ha	43	76	72	54	42	33	26
		■生活サービス施設(※3)の徒歩圏人口カバー率	%	68	90	93	89	80	70	57
		—各生活サービス施設の徒歩圏に居住する市民の比率	%	51	59	76	75	69	56	44
		■基幹的公共交通路線(※4)の徒歩圏人口カバー率	%	41	68	74	62	48	38	31
	◎公共交通の利用促進	□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%	56	67	67	58	53	52	52
		■公共交通の機関分担率	%	15	26	15	7	8	9	4
		□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台キロ	15.8	7.7	9.0	10.1	12.2	14.5	19.6
		□通勤・通学時の公共交通分担率	%	15	35	19	11	11	10	9
		■公共交通沿線地域(※5)の人口密度	人/ha	32	71	65	47	33	26	16

※3)「生活サービス施設」は以下の通り。

医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設
 商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）

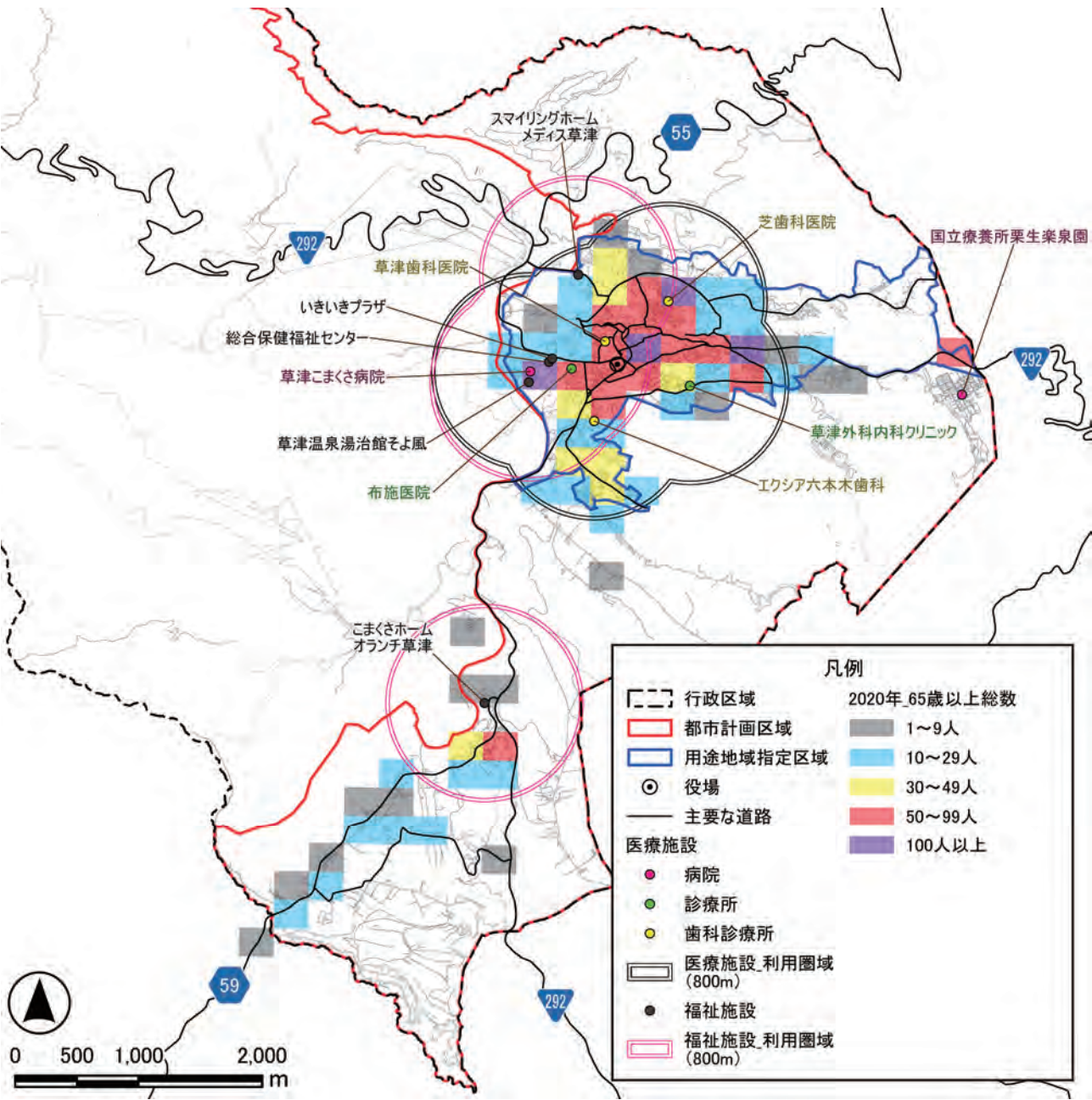


図 2-41 医療・福祉施設の立地状況と2020年の65歳以上人口の分布

※令和6年5月現在
資料：群馬県病院要覧、一般・歯科診療所・助産所一覧、iタウンページ、国勢調査

3) 子育て支援・学校施設

- ・ 子育て支援・学校施設は、用途地域内を中心に立地しています。今後人口密度低下が見込まれ、子育て・教育に係る住民サービスの低下が懸念されることから、用途区域内への居住誘導や各施設の適正な再配置が求められます。
- ・ ベルツこども園は、人口の少ない用途地域外に位置しますが、一部で町内巡回バスを利用しての通園も行われています。
- ・ 草津小学校、草津中学校においても、一部で町内巡回バスを利用しての通学が行われています。

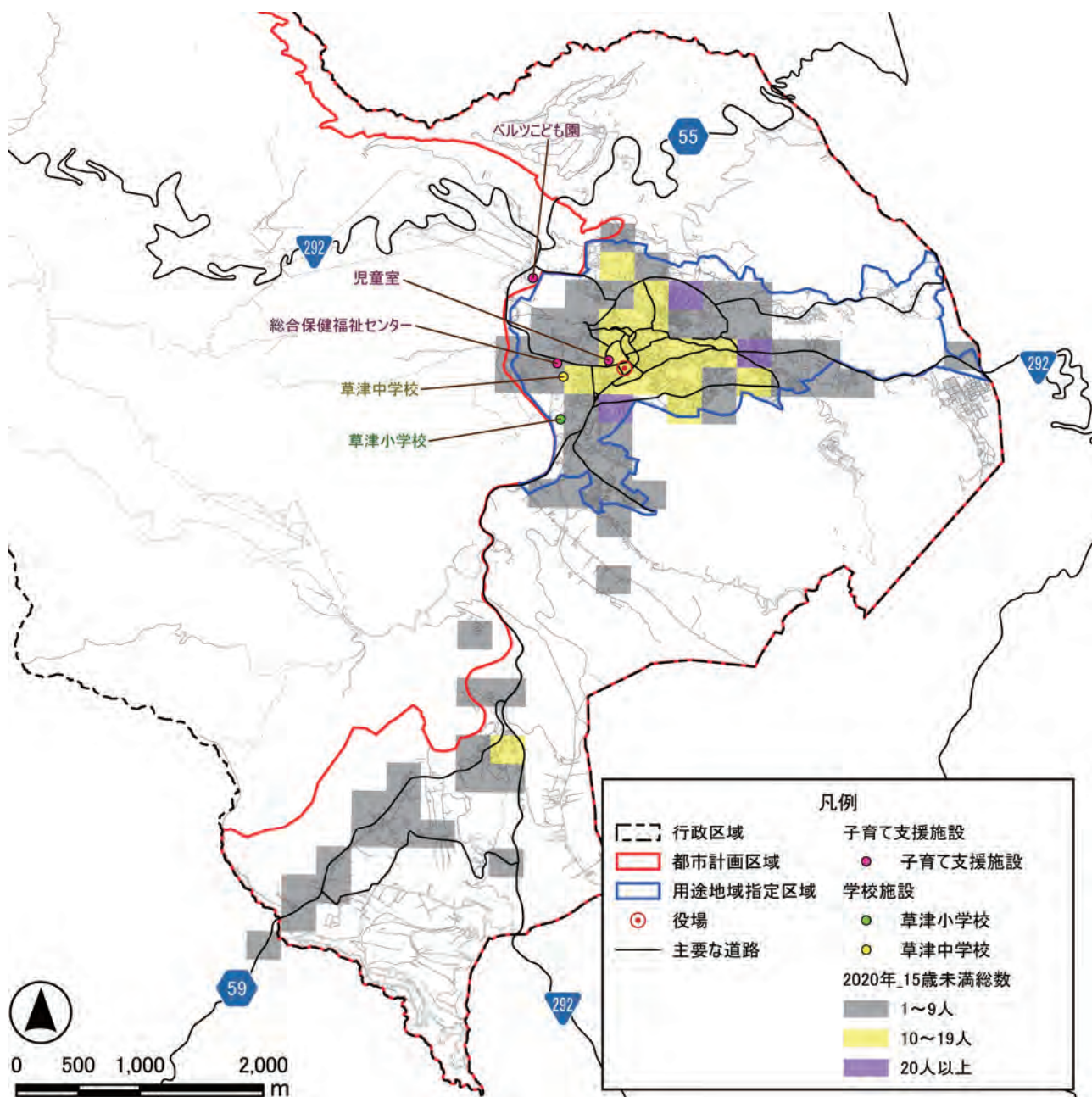


図 2-42 子育て・教育施設の立地状況と2020年の15歳未満人口の分布

※令和6年5月現在
資料：草津町、国勢調査

4) その他の主な施設

- ・ 用途地域内には、住民サービスに必要な公共施設が多く立地しています。今後人口密度低下が見込まれ、各公共施設に係る住民サービスの低下が懸念されることから、用途区域内への居住誘導や各施設の適正な再配置が求められます。
- ・ 用途地域外には、豊かな自然を活かしたスポーツ・レクリエーション施設が多く立地しています。
- ・ 「草津町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の老朽化対策や更新・維持管理を行っています。

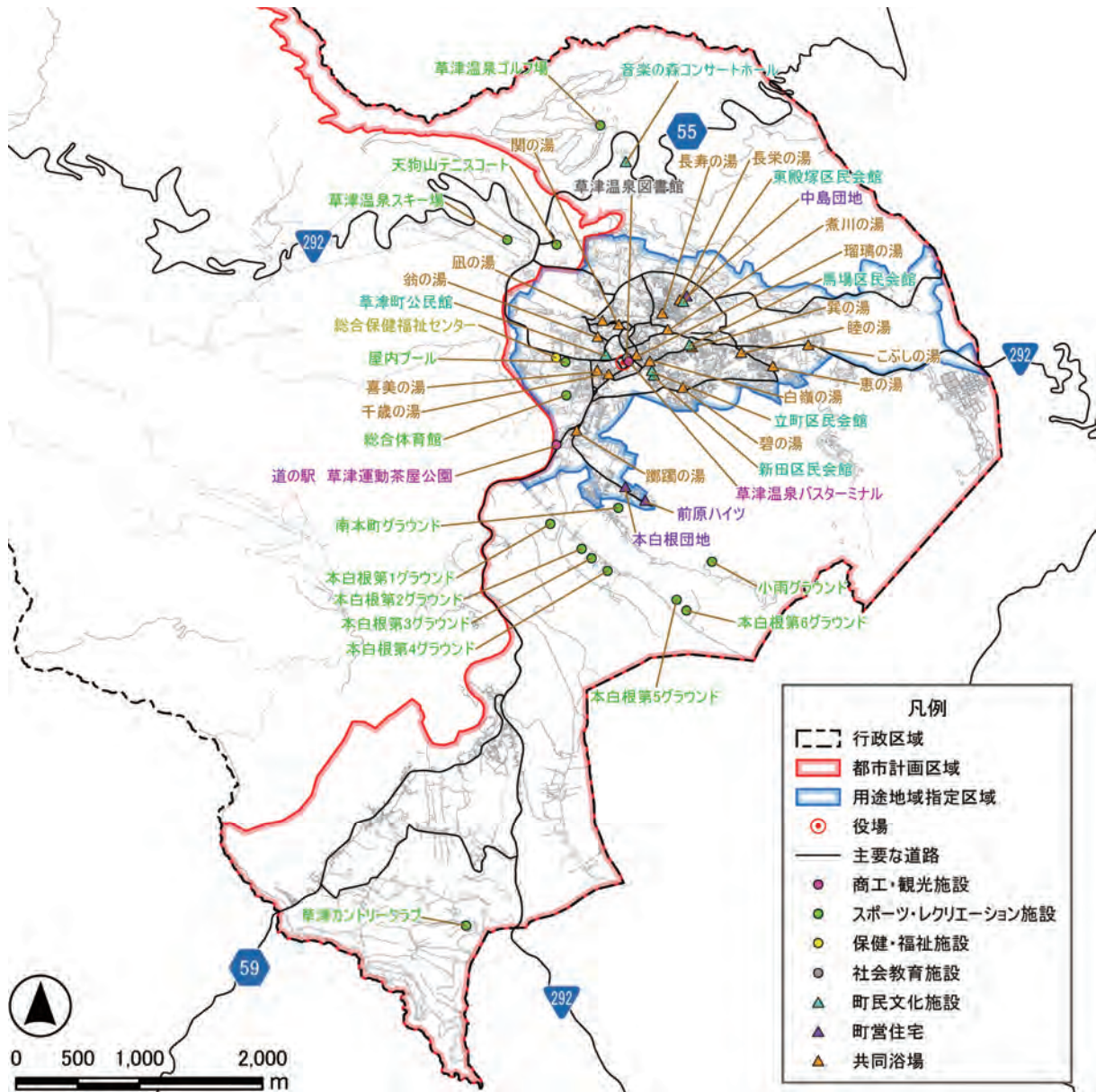


図 2-43 その他の主な施設の立地状況

※令和6年3月現在

資料：草津町、草津町公共施設等総合管理計画

5) 2045 年（推計）のカバー人口の状況

- 2045 年（2018 年推計）の総人口のカバー率は、商業施設で 88.0%、医療施設で 82.6%、福祉施設で 44.9% となり、2020 年値と比較するといずれも減少する見込みであり、住民サービスの低下が懸念されます。

表 2-17 2020 年・2045 年（2018 年推計）の人口カバー率（500m メッシュ）

	2020 年 6,049 人		2045 年(2018 年推計) 3,479 人	
	カバー人口	カバー率	カバー人口	カバー率
商業施設 徒歩圏 800m	約 5,415 人	89.5%	約 3,063 人	88.0%
医療施設 徒歩圏 800m	約 5,037 人	83.3%	約 2,872 人	82.6%
福祉施設 徒歩圏 800m	約 2,969 人	49.1%	約 1,561 人	44.9%

※カバー人口：GIS により国勢調査（500m メッシュ）人口を基に集計

※徒歩圏（800m）：「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」より設定

参考：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）の人口カバー率との比較

- 2045 年の本町と全国平均の各施設の人口カバー率を比較すると、商業施設※、医療施設は高い水準で維持する見込みですが、福祉施設は低い水準となる見込みとなります。

※商業施設は「専門スーパー、総合スーパー、百貨店」を示すが、本町では「スーパーマーケット、コンビニエンスストア、道の駅」とする

評価分野・評価軸		評価指標	単位	都市規模別平均						
				全国	三大都市圏	地方都市圏				
						政令市	概ね 50 万	概ね 30 万	5~10 万	5 万未満
① 生活利便性	◎居住機能の適切な誘導	■日常生活サービスの徒歩圏(※1)充足率	%	24	38	56	44	32	23	17
		■S45DID 区域(※2)における人口密度	人/ha	43	76	72	54	42	33	26
		■生活サービス施設(※3)の徒歩圏人口カバー率	%	68	90	93	89	80	70	57
		— 各生活サービス施設の徒歩圏に居住する市民の比率	%	51	59	76	75	69	56	44
		— 商業	%	49	74	77	72	62	50	38
	◎公共交通の利用促進	■基幹的公共交通路線(※4)の徒歩圏人口カバー率	%	41	68	74	62	48	38	31
		□公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%	56	67	67	58	53	52	52
		■公共交通の機関分担率	%	15	26	15	7	8	9	4
		□市民一人当たりの自動車総走行台キロ	台キロ	15.8	7.7	9.0	10.1	12.2	14.5	19.6
		□通勤・通学時の公共交通分担率	%	15	35	19	11	11	10	9
		■公共交通沿線地域(※5)の人口密度	人/ha	32	71	65	47	33	26	16

※3)「生活サービス施設」は以下の通り。

医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設
 商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）

(6) 観光

1) 観光施設・駐車場

- ・ 中心部には、知名度の高い湯畑を中心として、観光施設が立地しており、多くの観光客が訪れています。また、渋滞対策・沿道利用の活性化対策として、観光施設の外周に町営駐車場を整備しています。
- ・ 中心部から離れた場所では、スキー場やゴルフ場があり、多くの家族連れで賑わっています。

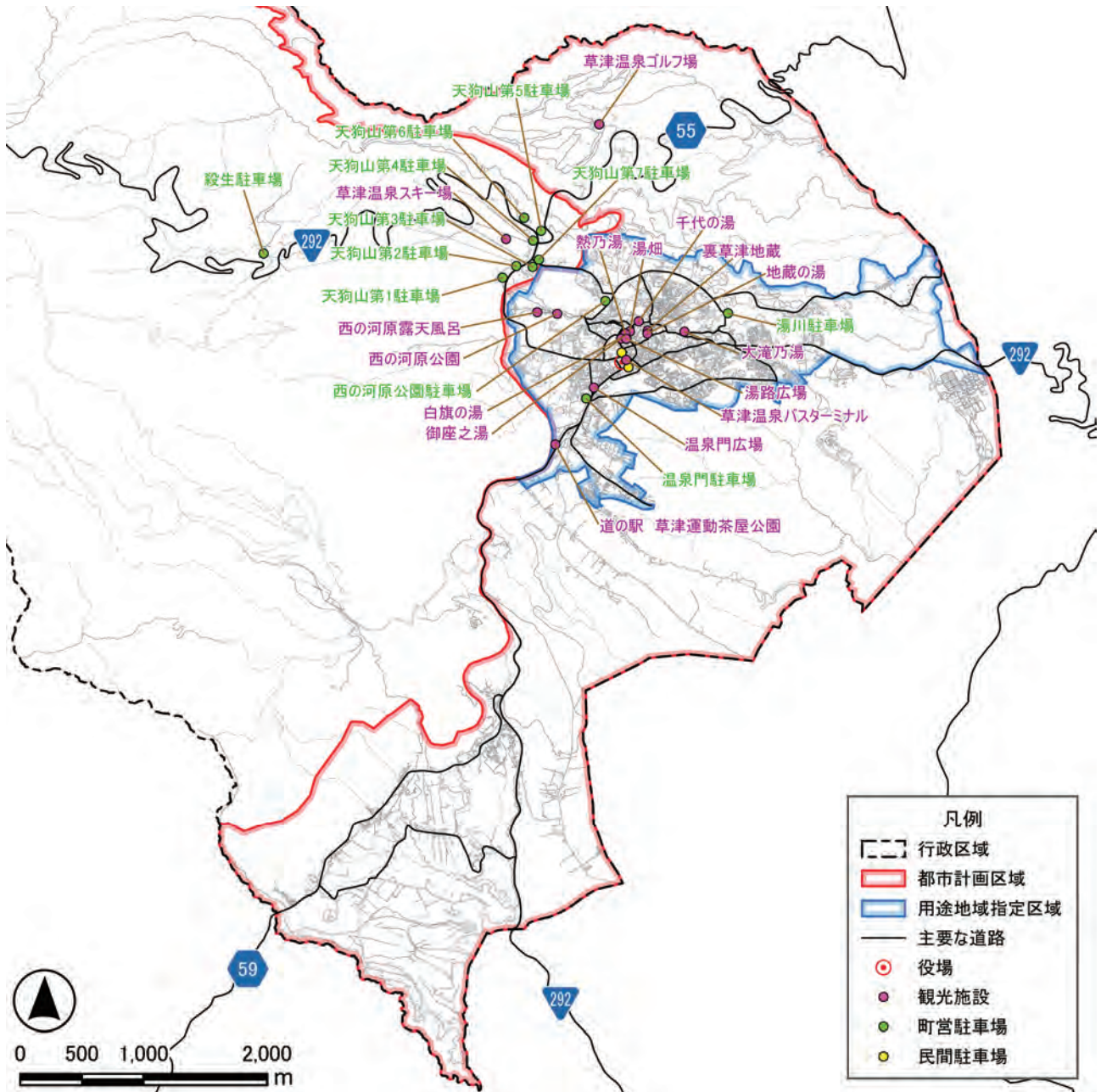


図 2-44 観光施設・駐車場の立地状況

※令和 6 年 3 月現在
資料：草津町、草津町公共施設等総合管理計画

2) 観光入込客数

- 「福祉と観光のまちづくり」を政策理念に、東京の真似をしない、どこにもない「オンリーワンの景色、まちづくり」をテーマに、レトロだけど、おしゃれで華やかな草津温泉を目標にまちづくりを進めています。平成22年以降は、湯畑再整備事業、西の河原公園整備事業、裏草津地蔵の整備と温泉門立体交差、中央通り整備などの常に歴史になぞられる物語を演出することを基本とし、100年先を見据えた付加価値の高いまちづくりを目指して事業を進めてきました。
- その結果、観光入込客数は2020年度に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したものの、2022年度には300万人台に回復し、2023年度には過去最高の370万人に達しています。
- 現在では年間400万人の来訪者に対応する、常に進化し続けるまちづくりに取り組んでいます。
- 観光客増加に伴い、交通渋滞が発生、計画断水を行うなどのオーバーツーリズムが懸念されています。

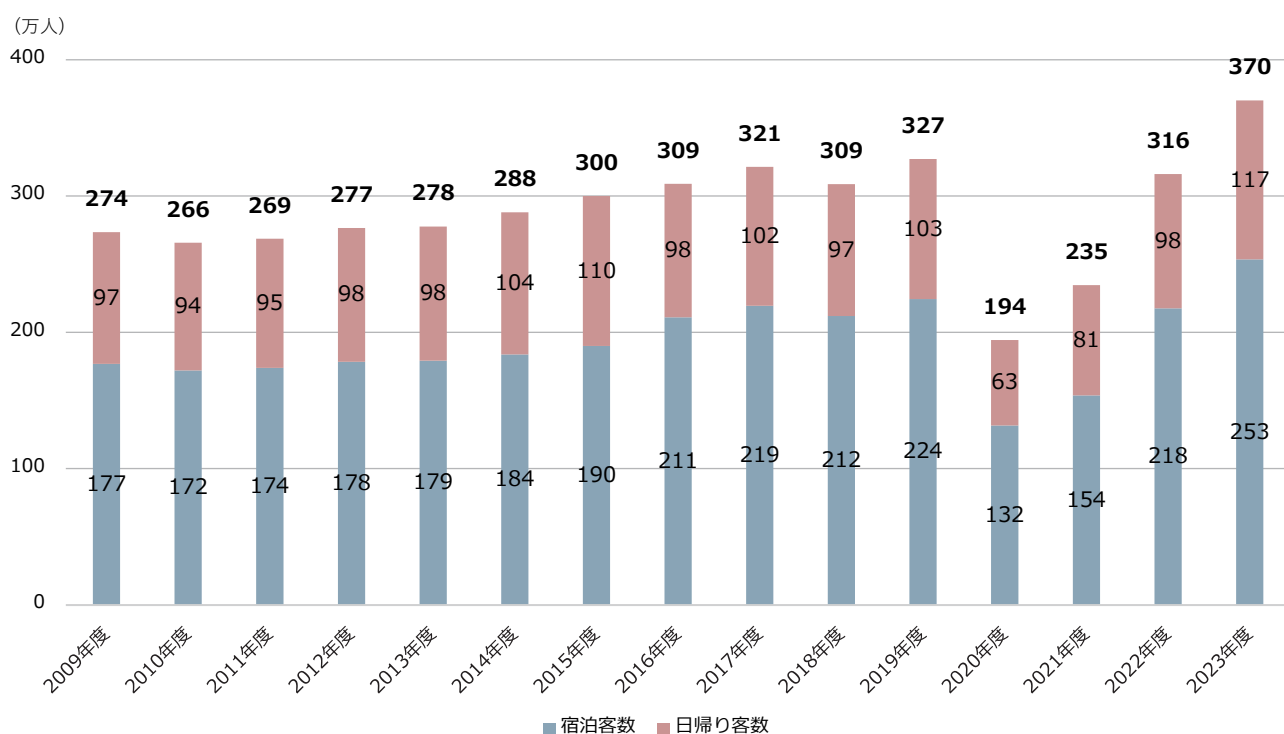


図 2-45 観光入込客数の推移

資料：草津町入込客数調書

(7) 景観

1) 草津町の景観まちづくり

- ・ 本町では、住民主導による景観ルールづくりの成果を目に見える形で実現していくために「街なみ環境整備事業」を導入し、町民の景観まちづくりに対する参加意識の醸成を図りながら、住民がつくったルールを景観法に基づく景観計画に位置付けるという町独自のアプローチを行いました。
- ・ 本事業に基づき、平成22年度から平成24年度にわたり温泉街の5つの街なみ環境整備事業地区（湯畑地区、西の河原地区、滝下通り地区、中央通り地区、地蔵地区）において、地区住民による街なみづくりの約束事についての検討が行われ、5地区全ての「景観まちづくり協定」が締結されています。
- ・ こういった取り組みが認められ、2017年 国連「アジア都市景観賞」、平成29年度 国土交通省「都市景観大賞」を受賞しています。



図 2-46 湯畑地区 景観まちづくり協定
出典：草津町



図 2-47 西の河原地区 景観まちづくり協定
出典：草津町



図 2-48 中央通り地区 景観まちづくり協定
出典：草津町



図 2-49 滝下通り地区 景観まちづくり協定
出典：草津町

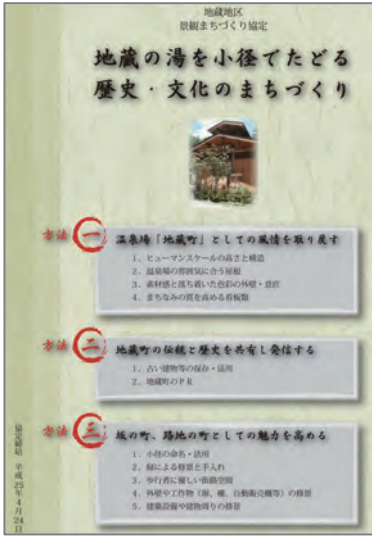


図 2-50 地蔵地区 景観まちづくり協定
出典：草津町

(8) 災害

1) 火山災害

- ・ 本町では、平成 30 年(2018 年)に「草津本白根山」の噴火により、火山灰や噴石による被害がありました。
- ・ 「草津白根山」でも噴火の可能性があります、他町村と連携し「草津本白根山」「草津白根山」の火山ハザードマップを作成しています。火山活動の特徴等を紹介するとともに噴火災害等の危険が予想される範囲等についても示しています。

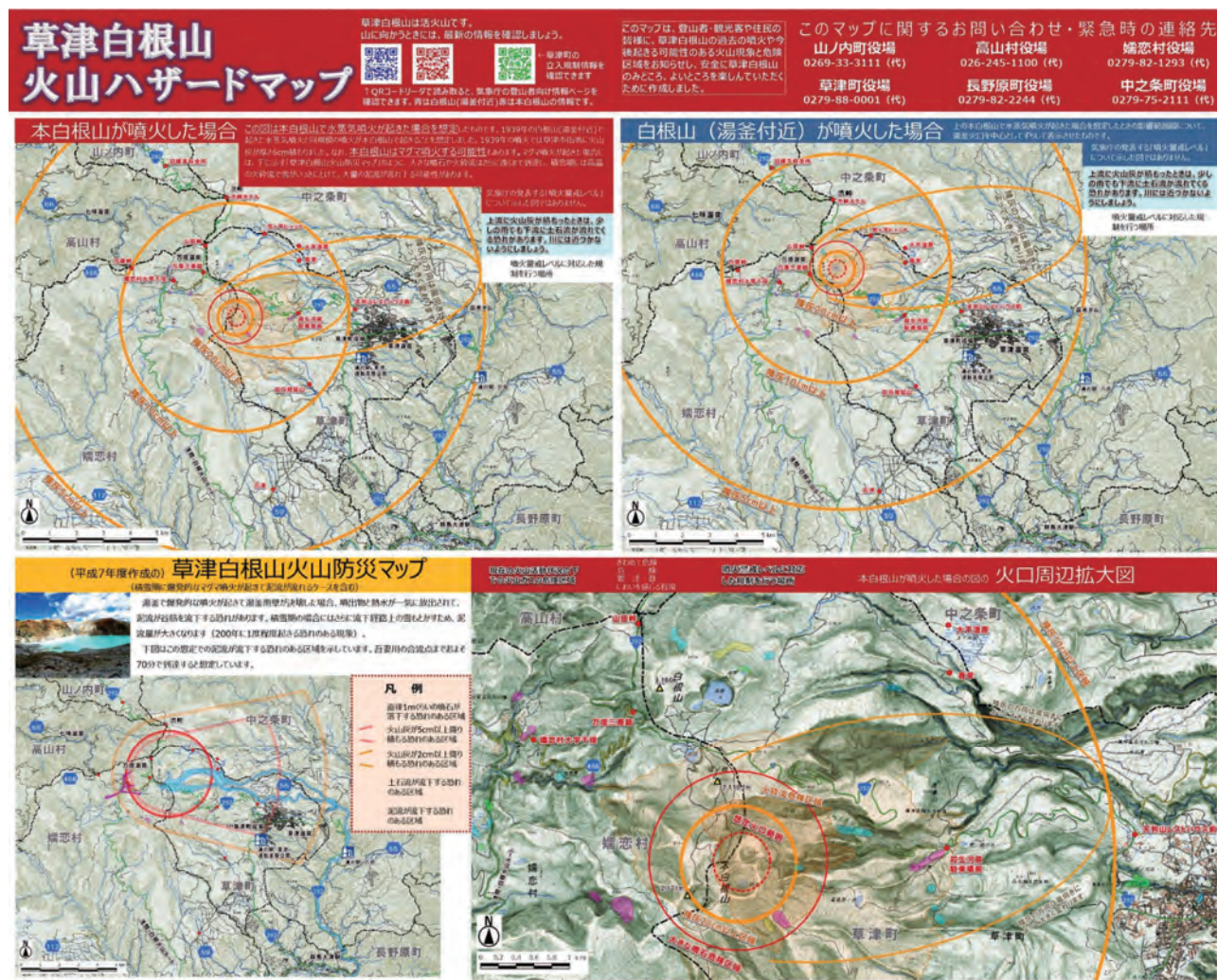


図 2-51 草津白根山 火山ハザードマップ (一部加工)

出典：草津町

2) 土砂災害・雪崩・洪水災害

- ・ 本町の大部分を山林が占めていることから、集落に近接した急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域が38か所指定されています。このうち33か所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。また、雪崩危険箇所が15か所指定されています。
- ・ 24時間総雨量442mmの想定最大規模降雨時には、吾妻川圏域である河川沿いで0.5m～3mの浸水が想定されていますが、近年では自然災害が少ない状況です。
- ・ 以上の災害に備え、土砂災害・雪崩・洪水災害マップを作成し、「災害による犠牲者を出さないための基本方針」と「避難の考え方」を町民と共有しています。
- ・ 現在群馬県において、新たに盛土規制法に基づく区域を検討しています。

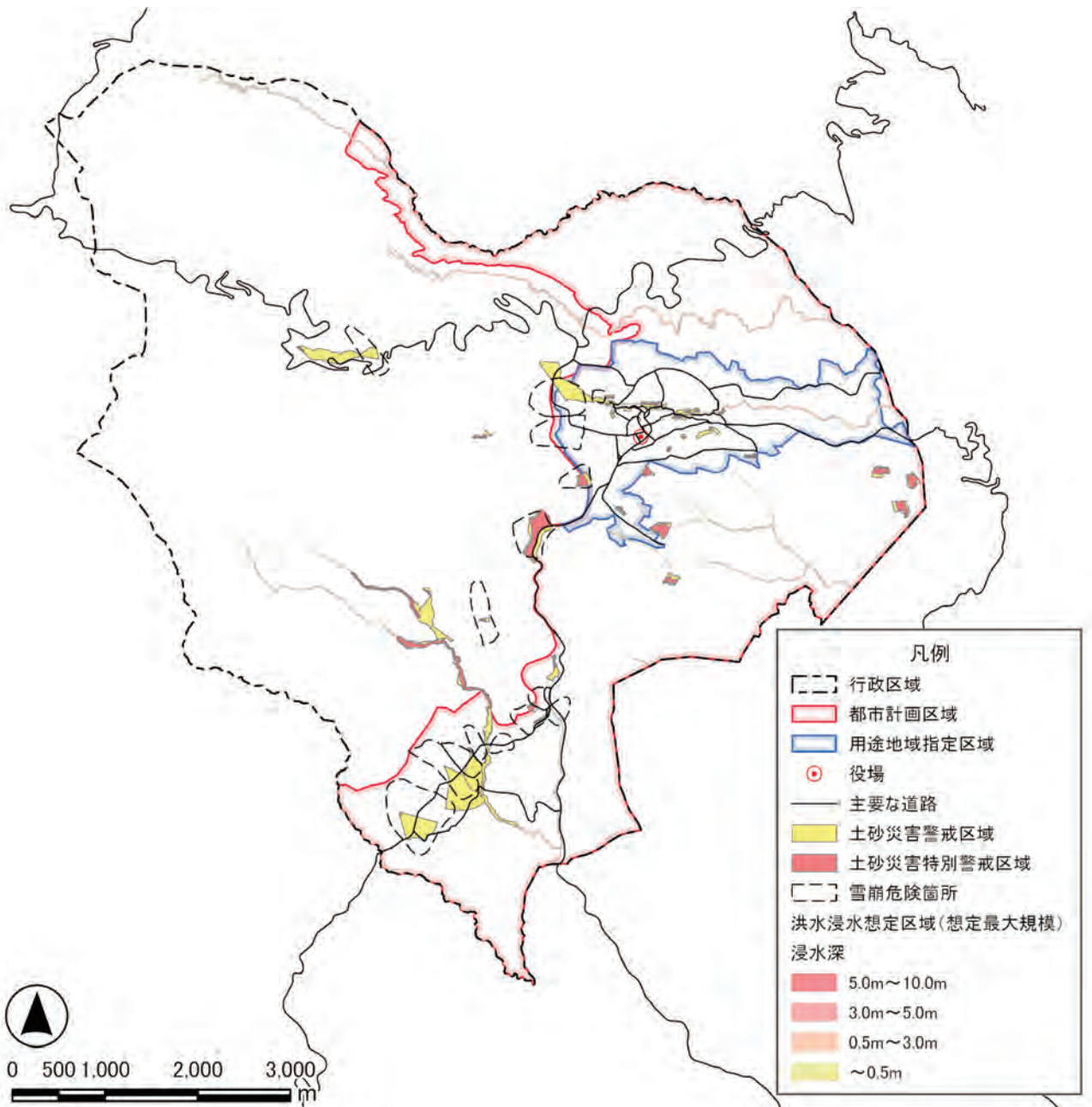


図 2-52 草津町の災害リスクの状況

資料：群馬県 HP

3) 地震災害

- 「群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）」では、3つの断層（関東平野北西縁断層帯主部、太田断層、片品川左岸断層）による地震が本町においても大きな被害を与える可能性があるとして想定されています。
- 用途地域内を中心に「関東平野北西縁断層帯主部」による「震度5強」が想定されています。



図 2-53 関東平野北西縁断層帯主部による地震想定

資料：群馬県地震被害想定調査



図 2-54 太田断層による地震想定

資料：群馬県地震被害想定調査



図 2-55 片品川左岸断層による地震想定

資料：群馬県地震被害想定調査

4) 雪害

- ・ 本町は、山間地に位置しており、冬季には積雪に見舞われるため、除雪車両や温泉熱を利用した融雪施設により交通確保を行っています。

5) 緊急輸送道路・防災拠点、避難所

- ・ 「群馬県地域防災計画（令和5年3月）」に位置付けられている緊急輸送道路は、第2次緊急輸送道路（国道292号、主要地方道中之条草津線）と第3次緊急輸送道路（国道292号、主要地方道草津嬬恋線）があります。
- ・ 災害時における医療活動、支援活動などの拠点となる防災拠点は、第2次防災拠点（草津町役場、道の駅 運動茶屋公園、吾妻西部消防署、音楽の森ヘリポート）があります。
- ・ 「草津町地域防災計画（令和3年3月）」に位置付けられている指定緊急避難場所・指定避難所は9施設、福祉避難所は1施設あります。

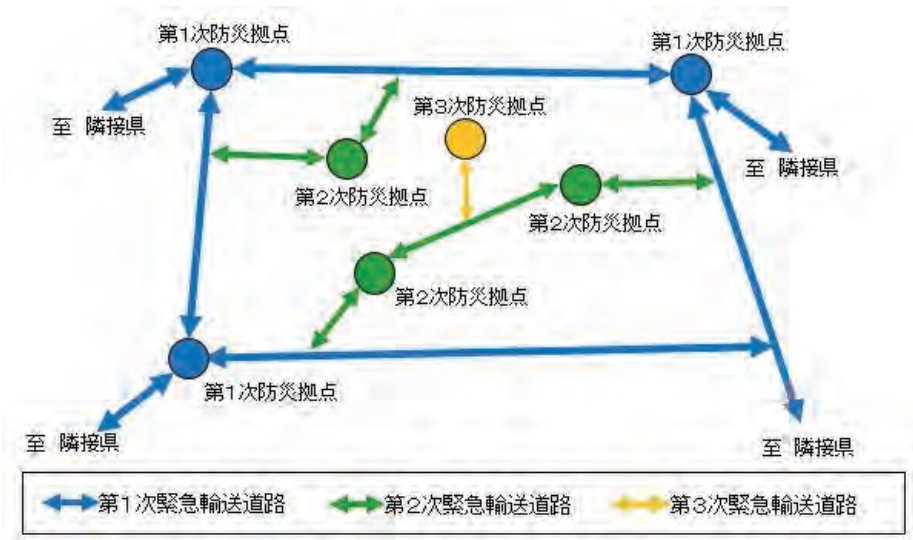


図 2-56 緊急輸送道路ネットワークのイメージ

資料：群馬県ホームページ

表 2-18 避難所一覧

分類	施設名
指定緊急避難場所・指定避難所	草津町立草津小学校
	草津町立草津中学校
	草津町役場
	楽泉園中央会館
	草津町立ベルツこども園
	前口区民館
	天狗山レストハウス
	草津町総合体育館
	健康増進センター大滝乃湯
福祉避難所	草津町総合保健福祉センター

資料：草津町地域防災計画



図 2-57 緊急輸送道路・防災拠点、避難所の状況

資料：群馬県地域防災計画、草津町地域防災計画

(9) まちづくりに関するアンケート結果

「人口ビジョン」及び「総合戦略」策定のための町民に対するアンケート調査結果によると、本町にとって重要だと考えるまちづくりのテーマとして、「医療や福祉の充実」「子育て支援の充実」が50%を超え、医療・福祉・子育てに関して重要だと感じ町民が多くいます。また、「食料・雑貨店等、町民・生活者向けの商業振興」「公共交通の充実」などを重要だと感じています。

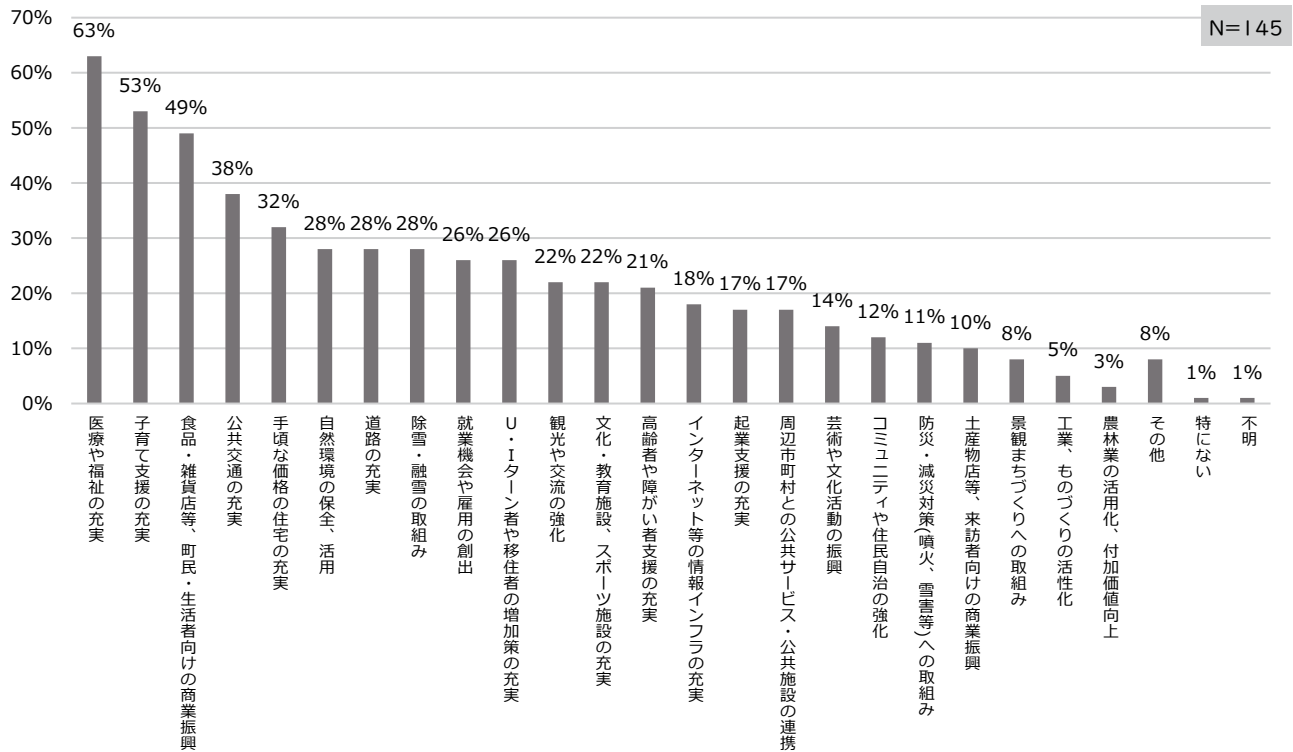


図 2-58 今後の草津町にとって重要だと考えるまちづくりのテーマ（町民アンケート）

出典：「人口ビジョン」及び「総合戦略」策定のためのアンケート調査結果（令和7年3月）

2.2 現状のまとめと都市づくりの課題

(1) 現状のまとめ

都市づくりの課題の設定にあたり、2.1の草津町の現状について整理します。

地勢 (p10)	・本町の北と西は 2,000m 級の山々がそびえ、東と南は海拔約 1,200m の高原として開けています。 ・本町は、真夏でも 25℃以上になることは多くなく、春から夏にかけてはさわやかな風が、冬の風は粉雪を降らせます。
人口 (p11-16)	・観光入込客数が増加する一方で人口減少・少子高齢化に伴い、主要産業である観光業就業者が減少しています。人口減少・少子高齢化が更に進行することにより、観光産業の人手不足が懸念されます。 ・2020年の65歳以上の人口比率は、群馬県全体と比較すると11ポイント高い数値となっています。 ・本町の人口は、都市計画区域内で99.6%を占め、都市計画区域のうち用途地域内で88.4%を占めています。 ・2020年の用途地域内の可住地人口密度は、27.3人/haとなっています。 ・将来人口の分布は、役場から湯畑周辺で減少する見込みとなっています。
土地利用 (p17-24)	・草津町全体は、森林が町の大半を占めますが、役場や湯畑周辺などの中心部には、用途地域が指定され、56%が都市的土地利用となっています。 ・用途地域内に限っても44%が畑や山林などの自然的土地利用となっています。 ・用途地域外の南部では、大半を畑や山林が占めていますが、住宅も点在しています。 ・建物棟数は、用途地域内で全体の74%を占めています。 ・直近5年間の新築動向は、用途地域内で増加し、用途地域外では3件の立地となっています。
都市施設 (p25-41)	■道路 ・人口減少を前提としたコンパクトなまちづくりを目指すため、都市計画道路の見直しを行いました。 ■公共交通 ・本町は鉄道駅が存在しないため、草津温泉バスターミナルを基点として、町内外への公共交通網が発達しています。バスターミナル利用者は増加傾向にあります。 ・町内巡回バスの人口カバー率は、87.3%と高い水準となっています。2045年の推計値では、減少傾向であり、利便性の低下が懸念されます。 ■公園 ・都市公園面積は、草津町公園条例で規定する「町民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準」である10㎡/人を超える数値となっています。 ■公共下水 ・用途地域内では、公共下水道が整備され93%が供用済みとなっています。現在老朽化に伴う、下水処理場の再構築事業を行っています。 ■温泉 ・温泉熱を活用した公共施設の暖房や道路の融雪事業を行っています。 ・本町の生活・産業にとって重要な資源であり、持続可能な維持管理体制が求められています。 ■ごみ焼却場 ・ごみ焼却場の老朽化に伴い、現在吾妻広域化での新ごみ処理場建設に向け事業を進めているため、大規模修繕に取り組むことが難しい状況です。

都市機能施設 (p42-48)	・用途地域内に都市機能が集約しています。 ・2045年（推計値）の商業施設、医療施設、福祉施設の徒歩圏の人口カバー率は、2020年より減少傾向であり、住民サービスの低下が懸念されます。 ・用途地域外では、スポーツ・レクリエーション施設が多く立地しています。 ・「草津町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の老朽化対策や更新・維持管理を行っています。
観光 (p49-50)	・観光入込客数は、2023年度に過去最高を記録し、今後は400万人を目標にしています。 ・観光入込客数増加により、オーバーツーリズムが懸念されています。 ・用途地域内に観光施設が多く立地していますが、その外周に町営駐車場を整備するなど、観光入込客数増加に対応する取り組みを行っています。
景観 (p51)	・住民主導による景観ルールづくりを実施し、「街なみ環境整備事業」を導入しています。 ・温泉街では、「景観まちづくり協定」が締結され、これらに基づき景観形成を行っています。
災害 (p52-56)	・本町は、「草津本白根山」「草津白根山」の火山災害、冬季には雪害などの特異的な自然災害のリスクがある地域となっています。 ・本町は、自然災害が少ない地域ですが、町の一部で土砂災害や地震災害などの自然災害のリスクが想定されています。 ・用途地域内を中心に「指定緊急避難所・指定避難所」が指定されています。
まちづくりに関する アンケート結果 (p57)	・町民に対するアンケート調査によると、重要だと考えるまちづくりのテーマとして「医療や福祉の充実」「子育て支援の充実」に関して50%を超え、医療・福祉・子育てに関して重要だと感じています。

(2) 都市づくりの課題

上位計画・本町の現状より、「土地利用」「都市施設」「福祉」「観光」「環境・景観」「防災・減災」の観点から都市づくりの課題を整理します。

土地利用	・人口減少の傾向がありますが、観光リゾート地として商業施設の散発的な立地やミニ開発の懸念があることから、適切に規制・誘導が必要となります。 ・地域資源である温泉などを有効活用しながら、まちの魅力を高めた新たな居住者の誘導が必要となります。 ・用途地域内にコンパクトな市街地を形成していますが、今後も用途地域外への宅地の拡散を抑制し、用途地域内への居住誘導やホテル・旅館と調和した環境整備・都市機能の誘導が必要となります。 ・用途地域外の大字前口では、無秩序な開発を防止し、営農環境や住環境の整備が必要となります。
都市施設	・人口減少・少子高齢化、施設の老朽化に対応するため、施設の集約化や周辺市町村と連携・再構築を行う必要があります。 ・町民・観光客の移動手段である公共交通の維持が必要となります。 ・町民の生活、観光業にとって重要な温泉資源の継続的な維持管理が必要となります。 ・新ごみ処理場の早期実現へ向けた取組が必要となります。 ・公共施設（建物）及びインフラ資産（道路等）について、更新時期の平準化、予防保全的な維持管理の推進が必要となります。
福祉	・高齢者の免許返納が増加していく中、通院などで利用しやすい公共交通の機能拡充等が必要となります。 ・高齢者増加に伴い、病院などの関連する都市機能の拡充等が必要となります。 ・医療施設や福祉施設を利用するための移動手段を確保する必要があります。 ・健康増進を図るため、歩いて暮らせる環境づくりが必要です。
観光	・年間入込客数 400 万人に対応するため、観光就業者の確保に繋げることや、オーバートーリズムに対する取組（受入制限・機能強化、渋滞対策、臨時駐車場・臨時バス等）が必要となります。 ・今後も観光都市として、ふさわしい環境を維持・形成していく必要があります。
環境・景観	・温泉熱を利活用する環境に配慮したまちづくりが今後も必要となります。 ・上信越高原国立公園を初めとした、豊かな自然環境の保全が必要となります。 ・温泉街では「景観まちづくり協定」による景観形成を行っていますが、その他の地域でも草津らしい景観形成を行っていく必要があります。
防災・減災	・近年、本町では自然災害が少ない状況ですが、様々な災害リスクに備え、都市施設やライフラインの機能強化や災害リスクの解消・低減を図る必要があります。

第3章 目指すべき都市像

第1章 計画の概要

第2章 草津町の現状と課題

第3章 目指すべき都市像

まちづくり指針

福祉と観光の両立

人口フレーム

人口 3,700人 の確保

まちの将来像

草津ブランドが最大限に活かされ、希望をもって働き、暮らしを楽しみ、周辺地域とともに発展するまち

目指すべき都市像（計画の目標）

目標① 「草津ブランド」を活かした産業が振興する都市

目標② みんなが役割をもち誰もが暮らしやすい都市

目標③ 周辺地域と連携した国内外へ誇れる持続可能な都市

将来都市構造

○拠点

○軸

○土地利用ゾーン

第4章 分野別の方針

第5章 実現化方策

3.1 目指すべき都市像

本計画で目指すべき都市像については、本町の最上位計画である「草津町行政指針 まちづくり 8 年計画(令和 5 年 3 月)」「第 3 期 草津町まち・ひと・しごと創生『総合戦略』(令和 7 年 3 月)」「第 3 期 草津町まち・ひと・しごと創生『人口ビジョン』(令和 7 年 3 月)」との一体的なまちづくりを目指すため、これらを基に本計画で目指すべき都市像を設定します。

(1) まちづくり指針

本町におけるまちづくりの理念として、本町の最上位計画である「草津町行政指針 まちづくり 8 年計画」におけるまちづくり指針を踏襲します。[P6 参照]

福祉と観光の両立

(2) まちの将来像

まちづくりの理念を具体化するまちの将来像として、「第 3 期 草津町まち・ひと・しごと創生『総合戦略』」におけるまちの将来像を踏襲します。[P7 参照]

草津ブランドが最大限に活かされ、希望をもって働き、
暮らしを楽しみ、周辺地域とともに発展するまち

※草津ブランド：温泉や自然、歴史的な建築物などの総称

(3) 人口フレーム

人口フレームとして、「第 3 期 草津町まち・ひと・しごと創生『人口ビジョン』」における目標人口を踏襲します。[P7 参照]

2050年度 人口3,700人 の確保

(4) 目指すべき都市像（計画の目標）

「まちづくり指針」「まちの将来像」「人口フレーム」を基に、本計画で目指すべき都市像を設定します。

まちづくり指針・まちの将来像・人口フレーム

福祉と観光の両立

草津ブランドが最大限に活かされ、希望をもって働き、暮らしを楽しみ、周辺地域とともに発展するまち

2050年度 人口3,700人 の確保

目指すべき都市像

目標① 「草津ブランド」を活かした産業が振興する都市

国内外から多くの観光客を受け入れる交通、商業観光等の機能が湯畑を中心としたエリアに集積し、魅力ある景観と快適な歩行環境が備わった、回遊性の高い市街地を形成します。市街地をとりまく自然公園などでは、スポーツや登山など豊かな自然に触れながら人々が交流する魅力的なエリアを形成します。

温泉、食、自然、スポーツ、交流を楽しめる「草津ブランド」を高め、交流人口を拡大することにより、主産業である観光業が振興する都市を目指します。

目標② みんなが役割をもち誰もが暮らしやすい都市

コンパクトな市街地を中心に利便性の高い都市機能の整備を図ります。また、災害時における防災・減災機能の強化を図ります。住民・事業者・町が一体となり、それぞれが役割をもち誰もが暮らしやすい都市を目指します。

目標③ 周辺地域と連携した国内外へ誇れる持続可能な都市

本町の属する吾妻地域での観光・都市機能の連携、志賀高原ユネスコエコパークに属する地域での上信越高原国立公園の保全を初めとした広域連携を図ります。広域的な連携を通じて、周辺地域と共に国内外へ誇れる持続可能な都市を目指します。

(5) 将来都市構造

「目指すべき都市像」の実現に向け、将来都市構造を明確化します。

将来都市構造を示すにあたっては、「拠点」「軸」「土地利用ゾーン」の3つの要素を基本として設定します。

1) 拠点

区分	区域	位置付け
中心・観光拠点	役場周辺～湯畑周辺	・本町の生活・観光など複合的な都市機能の集積する箇所。 ・商業・観光機能の強化、生活利便性の向上を図ります。

2) 軸

区分	区域	位置付け
都市軸	国道292号、 国道292号へ接続する 主要な町道	・近隣の町や県境を越えた広域都市間を連絡する道路と中心・観光拠点を囲む主要な道路。 ・本町への広域的な交流を促し、商業や観光の発展を図ります。 ・吾妻地域の拠点間で機能連携を図ります。
副都市軸	主要地方道中之条草津線、 主要地方道草津嬭恋線	・都市軸の機能を補完し、周辺の観光資源や近隣町村へ接続する道路。 ・観光や近隣町村との交流の促進を図ります。
基幹バス軸	国道292号 (JR長野原草津口～ 草津温泉バスターミナル)	・近隣の町や県境を越えた広域都市から中心・観光拠点へ連絡し、町民・観光客の移動の利便性を支える公共交通ネットワーク。 ・町民の拠点間での移動、観光客の広域都市間での移動の利便性の向上を図ります。

3) 土地利用ゾーン

区分	区域	位置付け
市街地ゾーン	用途地域指定区域	・エリアの特性に応じた都市機能の集積と環境形成を図りながら、コンパクトな市街地を形成します。 ・中心・観光拠点を中心に都市機能の集約化を図ります。
健康増進ゾーン	国立療養所 栗生楽泉園周辺、 サッカー場周辺、 草津カントリークラブ周辺	・森林の利用と医療・スポーツなど都市的な利用との調和を図ります。
農業集落ゾーン	既存の農地・集落が広がる地域	・農業の振興を図るとともに良好な住環境の形成を図ります。
自然環境ゾーン	森林が広がる地域、 上信越高原国立公園区域	・豊かな自然環境を保全しながら、観光資源として活用し、交流促進を図ります。



図 3-1 将来都市構造図

草津ブランド

自然湧出量日本一など日本を代表する温泉



湯畑、滝下通りなど、
歴史的な建築物による魅力的な景観



市街地を取り巻く草津白根山の豊かな自然



様々なスポーツアクティビティが楽しめる
草津温泉スキー場、ザスパ草津が生まれた
サッカー場などのスポーツ施設



内湯、グルメ、ショッピング、街歩きなど
多様な楽しみ方



湯畑周辺の景観整備や、特産品の開発など、
草津温泉を日本有数の温泉観光地に
発展・維持させてきた地域の人々



第4章 分野別の方針

第1章 計画の概要

第2章 草津町の現状と課題

第3章 目指すべき都市像

第4章 分野別の方針

目指すべき都市像（計画の目標）

目標① 「草津ブランド」を活かした産業が振興する都市

目標② みんなが役割をもち誰もが暮らしやすい都市

目標③ 周辺地域と連携した国内外へ誇れる持続可能な都市

分野別の方針

○土地利用

○都市施設

○福祉

○観光

○景観・環境

○防災・減災

第5章 実現化方策

4.1 目指すべき都市像と分野別の方針の関連性

第3章の目指すべき都市像（計画の目標）の実現に向け、第4章で「土地利用」「都市施設」「福祉」「観光」「環境・景観」「防災・減災」の観点から整備・保全の方針を定めます。

表 4-1 目指すべき都市像と分野別の方針の関連性

		目標 ①	目標 ②	目標 ③
4.2 土地利用	(1) 草津らしい居住・観光に適した環境の整備	●	●	●
4.3 都市施設	(1) 生活・観光を支える道路網の整備	●	●	●
	(2) 誰もが利用しやすい公共交通の構築		●	
	(3) 生活基盤・公共施設の整備	●	●	
4.4 福祉	(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進		●	
4.5 観光	(1) 世界に誇る「草津温泉」への推進	●		●
4.6 環境・景観	(1) 地域資源を活かしたクリーンエネルギーの推進	●	●	
	(2) 豊かな自然環境の保護・活用	●		●
	(3) 草津らしい唯一無二の景観形成	●	●	
4.7 防災・減災	(1) 誰もが安心・安全に過ごせるまちづくりの推進		●	

4.2 「土地利用」の方針

【基本的な考え方】

- ・ 今後の人口減少を踏まえ、都市機能を集約するとともに、宅地の拡散を抑制し、引き続きまとまりのある市街地の形成を図ります。
- ・ 豊かな自然環境や温泉などの「草津ブランド」を活かした、産業が振興する土地利用を図ります。
- ・ 優良な農地と豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・ 今後の人口減少を踏まえ、既存の土地利用動向を基本とし、将来都市構造（土地利用ゾーン）に基づいた土地利用エリアを設定し、エリアごとに必要な整備を推進します。

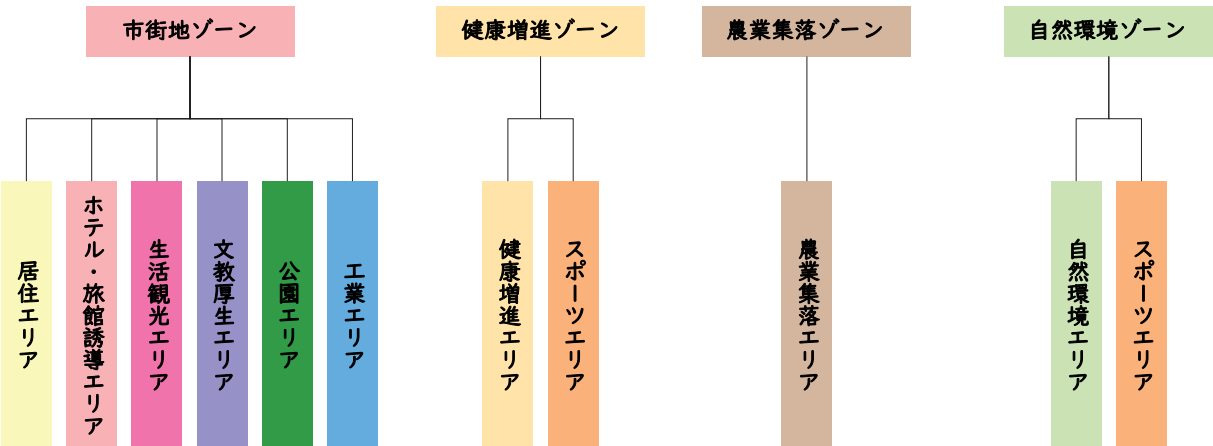


図 4-1 将来都市構造（土地利用ゾーン）と土地利用エリアの関連性

(1) 草津らしい居住・観光に適した環境の整備

	種別	区域	実施方針
用途地域指定区域内	居住エリア	第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域	・ 良好な住環境の維持・向上及び居住誘導を図るとともに、誰もが暮らしやすい利便性の高い住宅地を形成します。
	ホテル・旅館誘導エリア	第二種住居地域、 特別用途地区（観光地区）※	・ 良好な住環境の保護とともに住宅とホテル・旅館が調和するリゾート地として洗練された環境を形成します。
	生活観光エリア	商業地域、近隣商業地域	・ 湯畑周辺の温泉情緒溢れる街なみの特徴とした草津らしい魅力ある商業・観光地を形成します。 ・ 個性ある場所や街なみをつなぎ、そぞろ歩きが楽しめる回遊空間を形成します。 ・ 住民の生活に必要な都市機能の誘導・集約をし、利便性の向上を図ります。
	文教厚生エリア	草津小学校、草津中学校、 総合保健福祉センター周辺	・ 良好な教育・福祉環境の保護を図ります。 ・ 各施設の適切な維持管理とともに、交通・防犯に対する安全を確保します。
	公園エリア	都市計画公園、都市計画墓園	・ 必要な整備を推進するとともに施設の利用促進と活用を検討します。
	工業エリア	準工業地域	・ 既存の住宅との調和を図りながら、工場、下水処理場などの複合的な土地利用を図ります。
用途地域指定区域外	健康増進エリア	国立療養所 栗生楽泉園周辺、 サッカー場周辺、 草津カントリークラブ周辺	・ 既存の土地利用の動向を踏まえ、自然環境の保全に留意しつつ、都市的な利用の検討を図ります。
	農業集落エリア	既存の農地・ 集落が広がる地域	・ 周辺の農地や農業関連施設などと調和した良好な住環境、地域コミュニティの維持を図ります。 ・ 無秩序な開発を防止し、良好な営農環境、住環境の保全を図ります。
	自然環境エリア	森林が広がる地域、 上信越高原国立公園	・ 無秩序な開発を防止し、自然景観や観光資源の維持・保全を図ります。 ・ 自然環境と調和した魅力ある観光地としての環境を形成します。
	スポーツエリア	草津温泉スキー場、 草津温泉ゴルフ場、 草津カントリークラブ、 サッカー場	・ 豊かな自然に触れながらスポーツを楽しむ、交流する環境を形成します。 ・ 町民・観光客の憩いの場所として維持保全に努め、生涯スポーツの振興を図ります。

※：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域

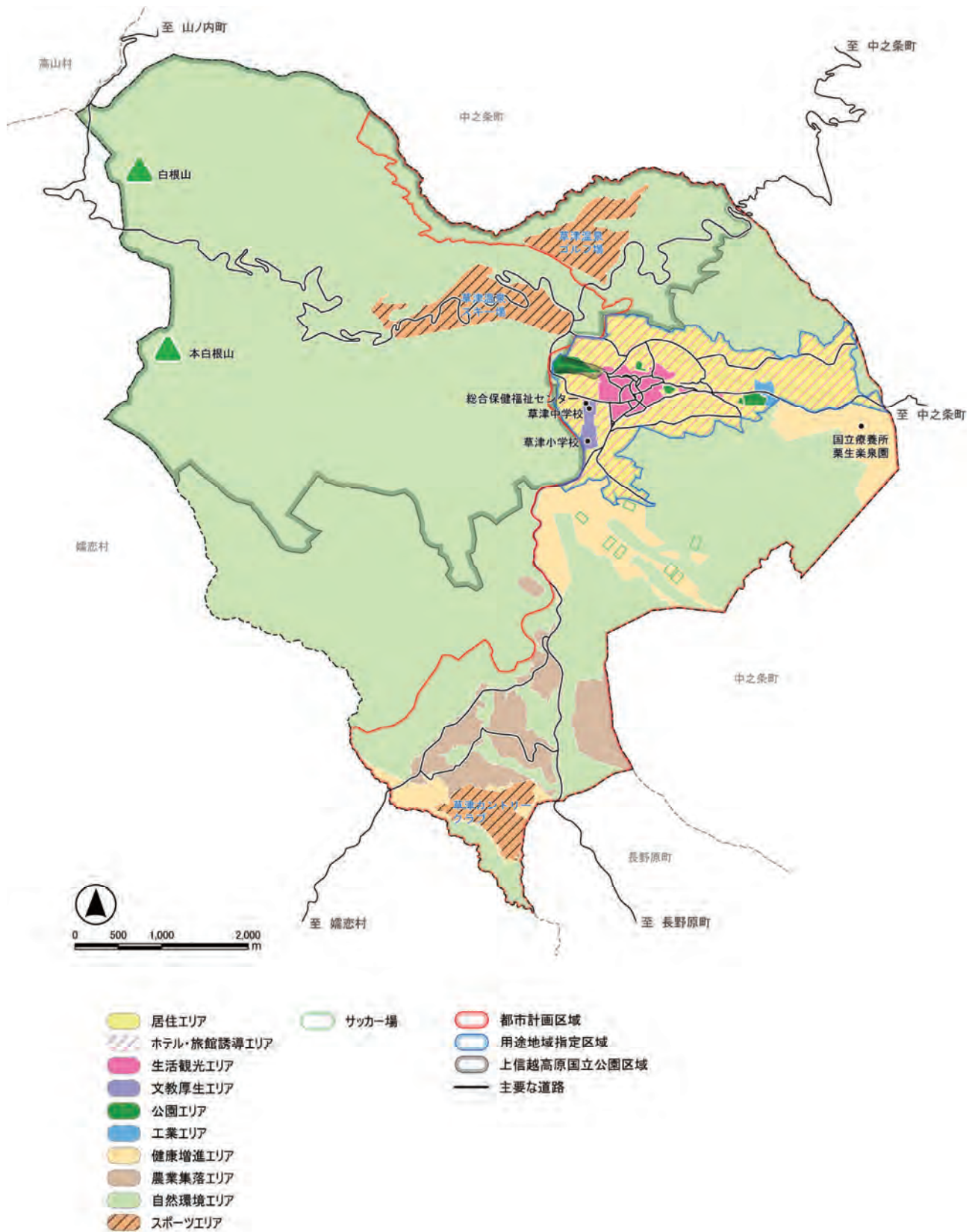


圖 4-2 土地利用方針図

4.3 「都市施設」の方針

【基本的な考え方】

- ・「草津ブランド」による付加価値の高いコンパクトな市街地を支える基盤の整備を推進します。
- ・人口減少を前提とし、周辺地域と連携した都市施設や公共交通の再構築を図ります。
- ・町民や観光客の安全確保を最優先に都市施設を維持・管理し、できる限り長く使用できる状態を保つ取り組みを進めていきます。

(1) 生活・観光を支える道路網の整備

1) 道路

① 道路機能に応じた整備

- ・それぞれの位置付けに応じた必要な道路整備を推進するとともに、適切な維持管理を促進し、年間を通じた安全・安心・円滑な交通・交流環境を確保します。
- ・広域幹線道路・生活幹線道路に位置付ける都市計画道路3路線は、地域間を連絡し、町民の生活を支える主要な幹線道路として、引き続き整備を推進します。

種別	機能	整備方針
広域幹線道路 (国道292号)	・地域拠点間を連絡するとともに、隣接都市を連絡し本町への交流を促す。	・既存の道路を基本として、県の整備担当機関に必要な整備・維持管理を要請します。 ・市街地に位置する区間は歩行者に配慮した機能整備を要請します。
都市計画道路 3・4・1 上新田運動茶屋線 3・5・4 新田天狗山線		・地域間を連絡する主要な幹線道路として引き続き整備を推進します。
幹線道路 (主要地方道草津嬬恋線、 主要地方道中之条草津線)	・広域幹線道路と近隣町村を繋ぎ、本町への交流を促す。	・既存の道路を基本として、県の整備担当機関に必要な整備・維持管理を要請します。
生活幹線道路 (町道草津温泉門、ベルツ通り、 中央下町通り)	・本町の生活・観光の主要な道路であり、広域幹線・幹線道路の機能を補完し、市街地の道路ネットワークを形成する。	・既存の道路を基本として、各道路に応じた幅員を確保しつつ、歩行者に配慮した機能整備を推進します。 ・景観に配慮した整備を推進します。
都市計画道路 7・7・1 湯畑立町線		・町民の生活を支える主要な幹線道路として、引き続き整備を推進します
生活道路 (生活幹線道路以外の町道)	・町民の日常生活に必要な機能を有する。	・既存の道路を基本としつつ、拡幅等を行う際は、歩行者に配慮した機能整備を推進します。

② 景観重要道路の指定

- ・ 国道 292 号、ベルツ通り、及び草津町景観計画に定める景観形成重点区域内の道路を景観重要公共施設（景観重要道路）に位置付け、草津町景観計画に基づき、整備に取り組みます。なお、県による整備については、町による周辺住民等との調整を踏まえて取り組みます。

③ その他 道路の整備

- ・ 利用者の安全確保を最優先に計画的な維持修繕に努めます。
- ・ 農道・林道等は、今後も修繕等を行い維持に努めるほか、一般道路の改良計画の一部に組み込むことを検討していきます。
- ・ 既存道路の適切な維持管理を通じ、道路機能の確保を図ります。また、橋梁等も含め、関連計画等に基づく計画的な更新等についても取り組んでいきます。

2) 駐車場**① 渋滞対策・沿道活性化の推進**

- ・ 湯畑や役場周辺などの中心部の外周に駐車場の整備を進め、交通渋滞の解消に努めます。
- ・ 外周の駐車場から歩いて中心部を回遊することにより、沿道の活性化を図ります。

(2) 誰もが利用しやすい公共交通の構築**1) 公共交通****① 利用しやすい町内巡回バスの構築**

- ・ 通園・通学・通院など地域住民の生活ニーズ、観光客のニーズに対応した時間帯や停車場所に町内巡回バスを運行します。

② 利用しやすい広域路線バスの構築

- ・ 草津温泉バスターミナルを基点に鉄道駅と連携し、基幹となるバス交通ネットワークのシームレス化を図ります。
- ・ 本町へのアクセスを向上させるため、周辺地域住民やバス・鉄道会社等と公共交通に関する協議の場を設けます。

③ 公共交通のバリアフリー化の推進

- ・ 町内巡回バスや草津温泉バスターミナルは、誰もが利用しやすいようバリアフリー化への整備を推進します。
- ・ 草津温泉バスターミナルへ発着する路線バスは、交通事業者によりバリアフリー化への推進を要請します。

④ オーバーツーリズムへの対応の強化

- ・ 交通渋滞を解消するため、繁忙期には町内巡回バス・広域路線バスの増便をするなど、各交通事業者との連携を図ります。
- ・ 各交通事業者と連携し、各駅等からのパークアンドライドの推進を図ります。

⑤ 分かりやすいサイン等の導入

- ・ 外国人観光客が安心して訪れられるよう、外国語併記の案内看板等の設置を推進します。
- ・ 案内看板のデジタルサイネージ化を図り、リアルタイムでバスの運行状況や混雑状況を把握できるよう整備を推進します。

⑥ 新たな公共交通の運行の検討

- ・ 小型モビリティや電気バスなどの新たな公共交通の運行を検討します。

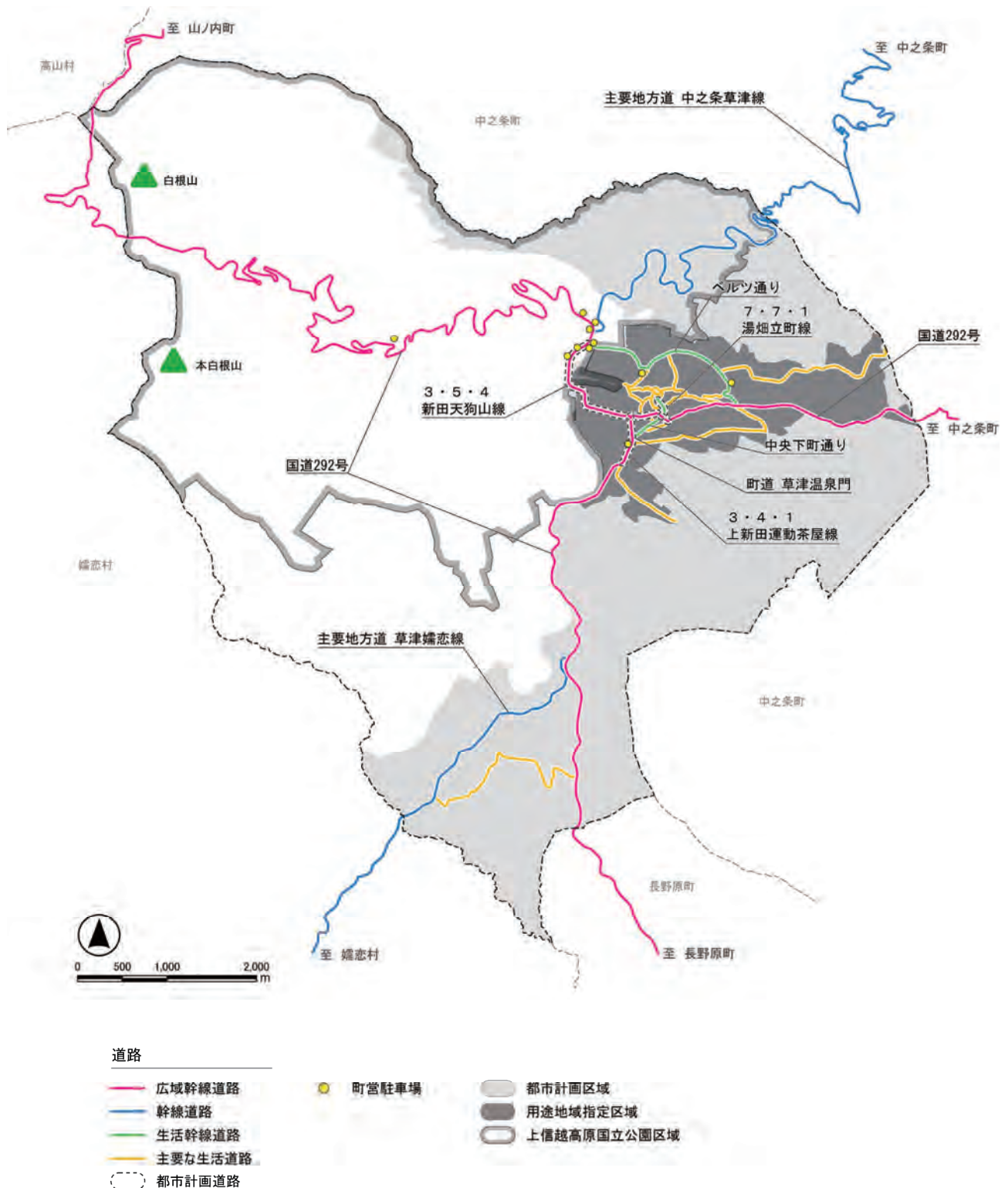


図 4-3 都市施設等方針図（道路・交通体系）

(3) 生活基盤・公共施設の整備

1) 公園

① 景観重要都市公園の指定

- ・ 西の河原公園、頌徳公園及び囲山公園を景観重要公共施設（景観重要都市公園）に位置付け、草津町景観計画に基づき、整備に取り組みます。

② 公園の維持・修繕

- ・ 今後も、利用者の安全確保を最優先に定期的な点検・修繕を行います。また、施設の長寿命化をはかるため、予防保全的な修繕の実施を検討します。

2) 上下水道

① 上水道の安定供給

- ・ 信頼性の高い水道の供給を図るため、水質管理体制を強化します。また、将来にわたって安定的に安全な水源を確保するために、水道水源の保全に努めます。
- ・ 災害に強い水道の確保を図るため、水道施設の耐震化を計画的に推進します。また、危機管理マニュアルの整備や水源の被災リスクを軽減するため、新規水源の確保を推進します。

② 下水道施設の維持・修繕

- ・ 平成27年度より、下水処理場再構築事業（長寿命化計画）を行っており、下水道施設等の耐震化を計画的に進めています。令和4年度に第1期工事が完了し、管理汚泥棟の供用開始となり、現在は、第2期工事の沈砂地ポンプ棟、水処理施設の建設工事を行っています。今後は、令和11年度の供用開始を予定し、段階的に施設全体の建替えを進めていきます。
- ・ 下水処理場の改築・更新整備後の維持管理及び管渠施設の維持管理について、民間委託の検討を図ります。

③ 合併処理浄化槽設置の推進

- ・ 公共下水道事業計画区域外については、個人設置による合併処理浄化槽の設置、単独浄化槽の転換を促進します。

3) 温泉・温水

① 温泉・温水の安定供給

- ・ 安定した量・温度の供給を行うため、温泉・温水施設（供給施設、共同浴場等）設備の計画的な整備を行うとともに、安全・安心な温泉・温水の供給のため、施設・設備の定期的な清掃や殺菌など衛生対策に万全を期していきます。
- ・ 施設や設備の更新にあたっては、更新時点における最高品質の素材等に更新することにより、施設や設備の耐久性の向上に努めます。また、強酸性の源泉という特徴を鑑み、耐用年数を基準として早めの布設替の推進を行っています。
- ・ 配管工事の実施にあたっては、可能な限り道路整備計画に基づく事業などの他の事業と配管等の更新工事とを同時に実施することにより、町の事業全体の効率化に寄与します。

② 温泉資源の保護

- 令和4年4月に温泉資源の保護等に関する条例を制定しています。草津町民が永年にわたって温泉の恩恵を享受し続け、利活用し続けることが可能となるよう、町が所有又は管理する温泉を適正に保護・管理するため、源泉の湧出量や泉温、泉質確保の観点から、源泉のpH値、温度および湯量については、毎日調査を行っています。また、浴槽の面積に制限をかけるとともに、新たな掘削や建設に際して源泉に影響が出ないような配慮を要請すること等により、源泉の湧出量の確保を行っています。さらに、温泉法の規定に従い源泉の成分分析を実施することで泉質の確保に努めていきます。

③ 温泉熱を活用した公共事業の推進

- 温泉・温水供給事業については、温泉の熱交換で生じる温水を供給するといった温水供給事業の特性に加え、温水、排湯（捨てるお湯）、低温の温泉等を冬季の道路の融雪のために供給するなど、クリーンエネルギーの推進に寄与します。

4) 河川

① 景観重要河川の指定

- 湯川を景観重要公共施設（景観重要河川）に位置付け、草津町景観計画に基づき、整備に取り組みます。

② 河川災害に対する整備

- 災害を未然に防止するため、河川流域住民、区長等関係者と密接な連絡を取り合い、危険個所の早期発見に努め、予防策を講じます。
- 群馬県と協議し改修計画をたてた上で、危険個所については、護岸の強化を図り氾濫を防止します。

5) 公共施設等

① 公共施設※の維持・整備

- 「草津町公共施設等総合管理計画」と連携し、施設保有量の最適化、民間活力を活かした取組を推進し、町民ニーズに対応した施設の活用を検討します。

※商工・観光施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、町営住宅等

② バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設の整備や改修におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

③ 分かりやすいサイン等の導入

- 外国人観光客が安心して訪れられるよう、外国語併記の案内看板等の設置を推進します。
- 案内看板のデジタルサイネージ化を図り、施設等の混雑状況等を把握できるよう整備を推進します。

④ ごみ焼却場（クリーンセンター）の維持・整備

- 令和2年7月27日に吾妻環境施設組合（一部事務組合）が設立され、令和12年度の稼働を目標に吾妻広域化で新ごみ処理施設建設に向け事業を進めています。新ごみ処理施設完成までは、町民生活に影響がでないように、現在の施設をなるべく長く使用するための点検・修繕を実施します。

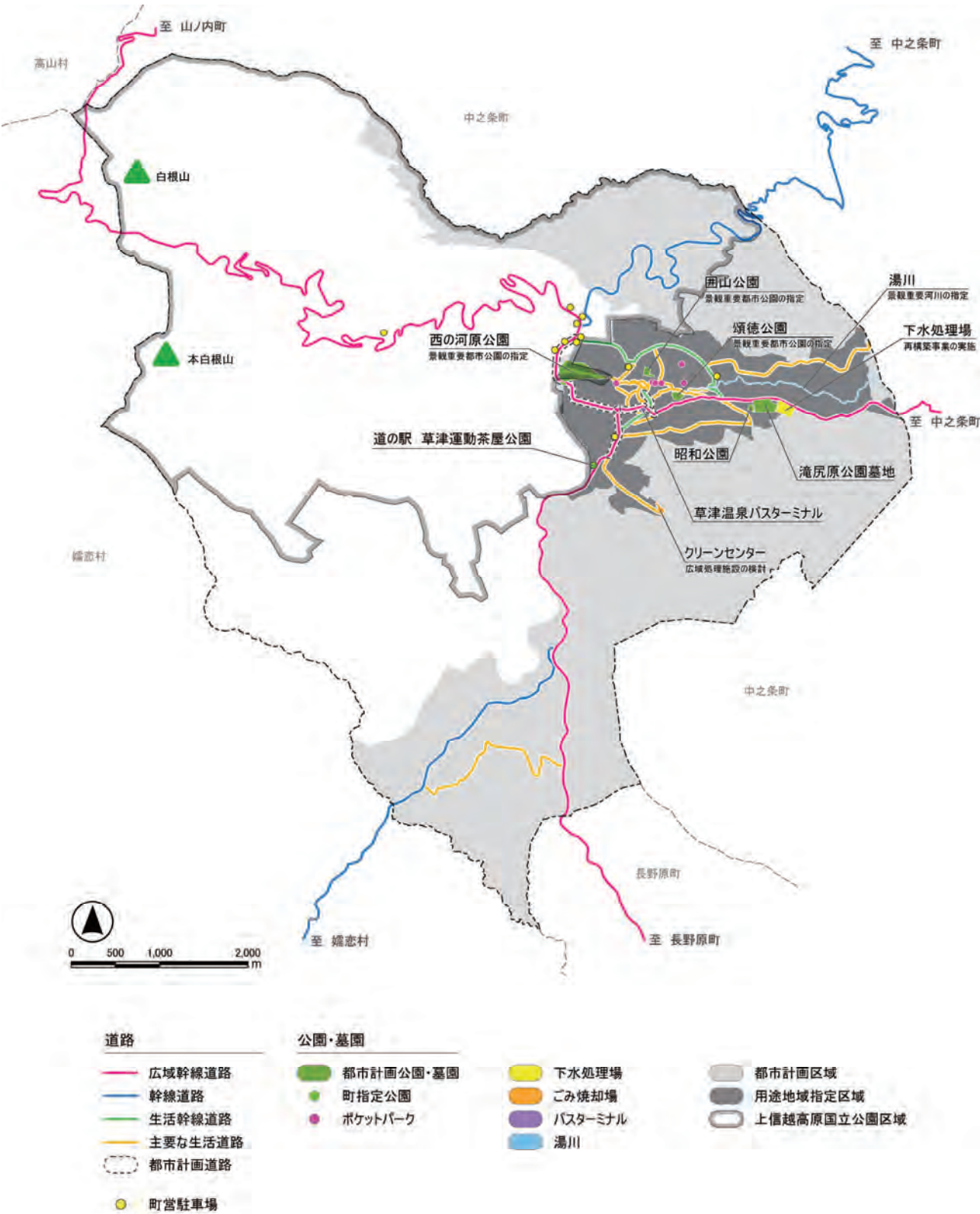


図 4-4 都市施設等方針図

4.4 「福祉」の方針

【基本的な考え方】

- ・ 「草津町地域福祉計画」と連携し、誰もが住みやすいまちづくりを基本に、高齢者や障がいのある人等に配慮したバリアフリー及びユニバーサルデザインの推進、公共交通の充実を図ります。
- ・ 利用者の安全確保を最優先に都市施設を維持・管理し、できる限り長く使用できる状態を保つ取り組みを進めていきます。
- ・ 公共施設を整備する際は、「バリアフリー法」に基づいた整備を推進します。

(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

1) 公共交通

① 町内巡回バスの利用促進

- ・ 車を使用しない人や自動車免許を返納した人の移動手段の確保、日常の買い物が困難な人への支援、障がいのある人等の社会参加、高齢者の外出支援等のため、福祉事業として運行を開始した町内巡回バスの利用促進を図ります。

② 公共交通のバリアフリー化の推進（再掲）

- ・ 町内巡回バスや草津温泉バスターミナルは、誰もが利用しやすいようバリアフリー化への整備を推進します。
- ・ 草津温泉バスターミナルへ発着する路線バスについては、交通事業者にバリアフリー化への推進を要請します。

2) 都市施設等

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・ 公共施設や道路等の整備や改修におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進します。
- ・ また、民間施設に対してもユニバーサルデザインやバリアフリー化に関する啓発を行い、誰もが安全に暮らせる環境づくりを推進します。

② 温泉・温水の安定供給（一部再掲）

- ・ 温泉・温水施設（供給施設、共同浴場等）の計画的な整備を行うとともに、安全・安心な温泉・温水の供給のため、施設・設備の定期的な清掃や殺菌など衛生対策に万全を期していきます。
- ・ 施設や設備の更新にあたっては、更新時点における最高品質の素材等に更新することにより、施設や設備の耐久性の向上に努めます。また、強酸性の源泉という特徴を鑑み、耐用年数を基準として早めの布設替の推進を行っていきます。

③ 公共施設※の維持・整備（再掲）

- ・ 「草津町公共施設等総合管理計画」と連携し、施設保有量の最適化、民間活力を活かした取組を推進し、町民ニーズに対応した施設の活用を検討します。

※子育て支援施設、保健・福祉施設

4.5 「観光」の方針

【基本的な考え方】

- ・ 100 年先を見据えた付加価値の高いまちづくりを推進します。
- ・ 湯畑周辺の温泉情緒溢れる街なみを特徴とした草津らしい魅力ある商業・観光地を形成し、観光就業者の確保に繋がります。
- ・ 温泉だけでなく自然環境の整備と保全をバランスよく行い、観光客にとって魅力あるエリアづくりを推進します。

(1) 世界に誇る「草津温泉」への推進

1) 道路

① 道路機能に応じた整備（一部再掲）

- ・ それぞれの位置付けに応じた必要な道路整備を推進するとともに、適切な維持管理を促進し、年間を通じた安全・安心・円滑な交通・交流環境を確保します。
- ・ 広域幹線道路・生活幹線道路に位置付ける都市計画道路 3 路線は、地域間連絡し、町民の生活を支える主要な幹線道路として、引き続き整備を推進します。

種別	機能	整備方針
広域幹線道路 (国道 292 号)	・ 地域拠点間を連絡するとともに、隣接都市を連絡し本町への交流を促す	・ 既存の道路を基本として、県の整備担当機関に必要な整備・維持管理を要請します。 ・ 市街地に位置する区間は歩行者に配慮した機能整備を要請します。
都市計画道路 3・4・1 上新田運動茶屋線 3・5・4 新田天狗山線		・ 地域間を連絡する主要な幹線道路として引き続き整備を推進します。
生活幹線道路 (町道草津温泉門、ベルツ通り、中央下町通り)	・ 本町の生活・観光の主要な道路であり、広域幹線・幹線道路の機能を補完し、市街地の道路ネットワークを形成する	・ 既存の道路を基本として、各道路に応じた幅員を確保しつつ、歩行者に配慮した機能整備を推進します。 ・ 景観に配慮した整備を推進します。
都市計画道路 7・7・1 湯畑立町線		・ 町民の生活を支える主要な幹線道路として、引き続き整備を推進します

② 景観重要道路の指定（再掲）

- ・ 国道 292 号、ベルツ通り、及び草津町景観計画に定める景観形成重点区域内の道路を景観重要公共施設（景観重要道路）に位置付け、草津町景観計画に基づき、整備に取り組みます。なお、県による整備については、町による周辺住民等との調整を踏まえて取り組みます。

2) 駐車場

① 渋滞対策・沿道活性化の推進（再掲）

- ・ 湯畑や役場周辺などの中心部の外周に駐車場の整備を進め、交通渋滞の解消に努めます。
- ・ 外周の駐車場から歩いて中心部を回遊することにより、沿道の活性化を図ります。

3) 公共交通

① 利用しやすい町内巡回バスの構築（再掲）

- ・ 通園・通学・通院など地域住民の生活ニーズ、観光客のニーズに対応した時間帯や停車場所に町内巡回バスを運行します。

② 利用しやすい広域路線バスの構築（再掲）

- ・ 草津温泉バスターミナルを基点に鉄道駅と連携し、基幹となるバス交通ネットワークのシームレス化を図ります。
- ・ 本町へのアクセスを向上させるため、周辺地域住民やバス・鉄道会社等と公共交通に関する協議の場を設けます。

③ バリアフリー化の推進（再掲）

- ・ 町内巡回バスはや草津温泉バスターミナルは、誰もが利用しやすいようバリアフリー化への整備を推進します。

④ オーバーツーリズムへの対応の強化（再掲）

- ・ 交通渋滞を解消するため、繁忙期には町内巡回バス・広域路線バスの増便をするなど、各事業者との連携を図ります。
- ・ 各交通事業者と連携し、パークアンドライドの推進を図ります。

⑤ 分かりやすいサイン等の導入（再掲）

- ・ 外国人観光客が安心して訪れられるよう、外国語併記の案内看板等の設置を推進します。
- ・ 案内看板のデジタルサイネージ化を図り、リアルタイムでバスの運行状況や混雑状況を把握できるよう整備を推進します。

⑥ 新たな公共交通の運行の検討（再掲）

- ・ 小型モビリティや電気バスなどの新たな公共交通の運行を検討します。

4) 観光施設

① 千客万来事業の推進

- ・ アフターコロナを迎え、町への入込客の傾向として外国人観光客が増加傾向となることが推測され、今後の町の観光産業をいっそう発展させるにあたっても、外国人観光客への対応は必要不可欠になります。町所有の各種施設の指定管理者と連携を図りながら外国人観光客のニーズに対応した観光施設の基盤整備を進めていきます。

② 草津温泉スキー場の整備

- ・ 本白根山の噴火によりゲレンデ面積の約半分を失ったことから、通年型山岳リゾートへの転換を図るため、施設の新設更新を進めてきます。
- ・ 日々の点検を行い利用者の安全確保を第一に維持管理に努めます。また、指定管理者と連携し、建物の点検結果の定期報告などを今後も継続的に求め、施設の状態の把握に努めます。

4.6 「環境・景観」の方針

【基本的な考え方】

- ・ 「くさつ5つのゼロ宣言」に基づき、町民・事業者・来訪者が「ゼロ」の実現に向けた取組を推進します。
- ・ 景観づくりは、「温泉文化と街なみの歴史の継承と発展」「自然が引き立つ景観の形成」「そぞろ歩きの楽しいにぎわいの空間づくり」「『町民参加』から『町民主体』のまちづくりへ」の4つを理念とする「草津町景観計画」及び「草津町景観まちづくり条例」に即した景観形成を今後も進めていきます。
- ・ 屋外広告物の設置にあたっては、周囲の自然や街なみとの調和に配慮し、「草津町景観計画」や「街なみガイドライン」を踏まえるものとします。

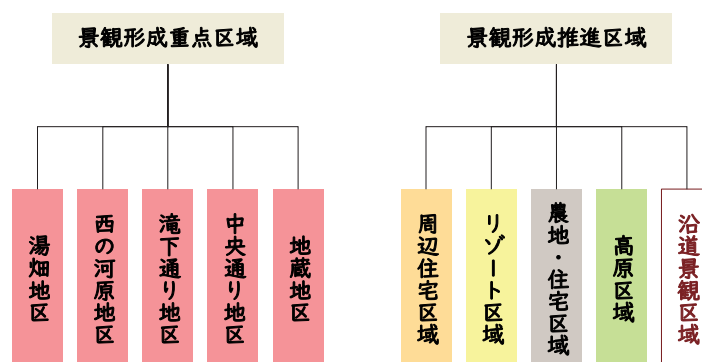


図 4-5 景観計画区域の区域・地区

(1) 地域資源を活かしたクリーンエネルギーの推進

1) 温泉

① 温泉熱を活用した公共事業の推進（再掲）

- ・ 温泉・温水供給事業については、温泉の熱交換で生じる温水を供給するといった温水供給事業の特性に加え、温水、排湯（捨てるお湯）、低温の温泉等を冬季の道路の融雪のために供給するなど、クリーンエネルギーの推進に寄与します。

(2) 豊かな自然環境の保護・活用

1) 上信越高原国立公園

① 上信越高原国立公園管理計画との協働・連携強化

- ・ 「上信越高原国立公園管理計画」の将来目標を実現するため、自然景観や野生生物などを保全・保護し、関係機関との協力・連携を通じて計画を推進します。

(3) 草津らしい唯一無二の景観形成

1) 草津町景観計画

「草津町景観計画」に基づき、景観計画区域の方針を示します。

① 「景観形成重点区域」「景観形成推進区域」の方針

- ・ 本町全域で景観計画区域を設定し、「景観形成重点区域」「景観形成推進区域」に区分します。

種別	区域	整備方針
景観形成重点区域	・ 草津町の良好な景観の形成を図る上で特に重要な区域、草津温泉を代表するような特徴的な景観を有する区域、または、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている区域。 ・ 平成 22 年度から平成 24 年度にわたり「街なみ環境整備事業」に基づき住民主導による「景観まちづくり協定」が検討・締結された温泉街中心部の 5 地区（湯畑地区、西の河原地区、滝下通り地区、中央通り地区、地蔵地区）。	・ 地域の特性に応じたよりきめ細かい景観形成基準等を定め、積極的に良好な景観の規制・誘導を図ります。 ・ 草津町の景観形成における重要性の高まりや、住民意識の高まり等を踏まえ、必要に応じて追加を検討します。
景観形成推進区域	・ 景観形成重点区域以外の区域（周辺住宅区域、リゾート区域、農地・住宅区域、高原区域、沿道景観区域）。	・ 周囲の自然環境との調和を図りながら、景観を阻害する要因の減少に努めます。

② 「景観形成重点区域」地区ごとの方針

種別	区域	整備方針	参考
湯畑地区	・ 草津のシンボル・湯畑と湯畑を取り囲む湯畑広場、温泉施設、旅館、店舗等が集中する草津温泉の核となる区域。	・ 「温泉情緒溢れる『和』の街なみ」「自然を感じる街なみ」「景観資産を引き立てる街なみ」「素材感と落ち着きのある色調」の四つの理念を実現します。	用途地域指定区域内
西の河原地区	・ 店舗の多い賑やかな西の河原通り及び湯滝通りとしゃくなげ通りを中心とした区域や湯川の流れる西の河原公園が位置する区域。	・ 通りの形状やヒューマンスケールの家並みなど、歴史的に受け継いできたまちの骨格を大切にしながら、時代の積層による味わいと懐かしさが感じられる街なみづくりを通して、そぞろ歩きの楽しい場所をつくります。	
滝下通り地区	・ せがい出し梁づくりの老舗旅館等が軒を連ねる滝下通りを中心とした区域や大滝の湯が位置する区域。	・ せがい出し梁づくりを中心に滝下通りが歴史的に受け継いできた和の家並みや温泉旅館街の雰囲気を守り育てるとともに、滝下通りから大滝乃湯に至る街なみ全体の質の向上を図ります。	
中央通り地区	・ 中央通りと門前通りを中心とした、草津の玄関口となる区域や草津温泉バスターミナルと役場が位置する区域。	・ 景観を阻害している要因を改善しながら、草津温泉街の玄関口としてお客様をお迎えする心をまちなみに表現していくとともに、商店街としてのにぎわいや坂の町としての魅力を取り戻すことを通して、地元の旅館や商店の活気溢れる「草津下町情緒」が息づく街なみづくりを目指します。	
地蔵地区	・ 地蔵の湯、地蔵広場及び地蔵通りを中心とした、細い路地の多い区域。	・ 温泉場「地蔵町」としての風情を取り戻すこと、坂の町・路地の町としての魅力を高めることなどを通して、湯巡りとそぞろ歩きが楽しくなる街なみづくりを目指します。	

③ 「景観形成推進区域」区域ごとの方針

種別	区域	整備方針	参考
周辺住宅区域	・ 草津温泉街の周囲に広がる戸建て住宅やアパートが多い住宅市街地。	・ 居住者の生活環境の維持・向上の視点に立ち、落ち着きと温かみの感じられる住宅地の景観づくりを目指します。 ・ 隣接する温泉街中心部（景観形成重点区域）の街なみとの連続性や調和に配慮します。	用途地域指定区域内
リゾート区域	・ 周辺住宅区域の外周に広がる住宅・別荘地、リゾートマンション、ホテルが多い区域。	・ 草津町にとってかけがえのない地域資産である草津白根の雄大な自然景観の保全と、居住者・長期滞在者の生活・滞在空間の改善・向上の視点に立ち、洗練された高原リゾート地としての雰囲気を感じられる空間づくりを目指します。	
農地・住宅区域	・ 山林のほか、農地と住宅地が中心の大字前口の区域。	・ 美しい田園風景の保全と居住者の生活環境の維持・向上の視点に立ち、農地・家庭農園、および森林・河川などの自然環境と調和のとれた集落景観づくりを目指します。 ・ 本区域の魅力的な風景の中核を担う農地や家庭農園を保全し、農業の営みの継承を促します。	用途地域指定区域外
高原区域	・ リゾート区域の外側に広がる、山岳・山林を中心とした高原地帯や上信越高原国立公園の区域。	・ 用途地域内におけるまとまりのある市街地の形成と、本区域における山岳・山林の風景や自然環境の保全のため、本区域の開発を可能な限り抑制します。 ・ やむを得ず開発する場合は、自然環境と調和のとれた道路、建物等による景観形成を目指します。	
沿道景観区域	・ 車両交通量の多い主要道路（国道292号、ベルツ通り）の沿道の土地の区域（道路境界線から10m）。	・ 車窓から眺める草津白根の山々や沿道の緑の確保、街なみの調和・連続性の創出などを図ることにより、草津温泉の「主要道路」かつ「玄関口」としての風格と落ち着きの感じられる街路空間の形成を目指します。	町内全域

④ 屋外広告物の表示等の制限

- ・ 屋外広告物の面積、高さ、形状、材質、色彩、掲出方法等に関する制限については、今後、草津町屋外広告物条例（仮称）で定め、その中で規制・誘導を図ります。特に、景観形成重点区域については、温泉街の風情に調和した詳細な許可基準等を設定し、より重点的に屋外広告物の規制誘導を図ることを予定しています。

ア. 看板類の表示・掲出の五原則

- ・ 町、町民及び事業者は、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に当たり、以下の五原則を遵守し、かつ、「街なみガイドライン」を十分に踏まえるものとします。
 - ①必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。
 - ②周囲の自然、街なみ、屋外広告物を掲出する建築物など、周辺環境との調和に十分に配慮した位置、材質、色彩、デザインとする。
 - ③既製品ではない、こだわり感・手づくり感の感じられるデザインを心がける。
 - ④彩度の高い色彩を地色として使用することや、反射光のある素材の使用を避ける。
 - ⑤不十分な管理や老朽化による汚らしい屋外広告物、使用済みのまま放置された屋外広告物などは、処分するか、修景を施すか、又は新しいものに取り替える。

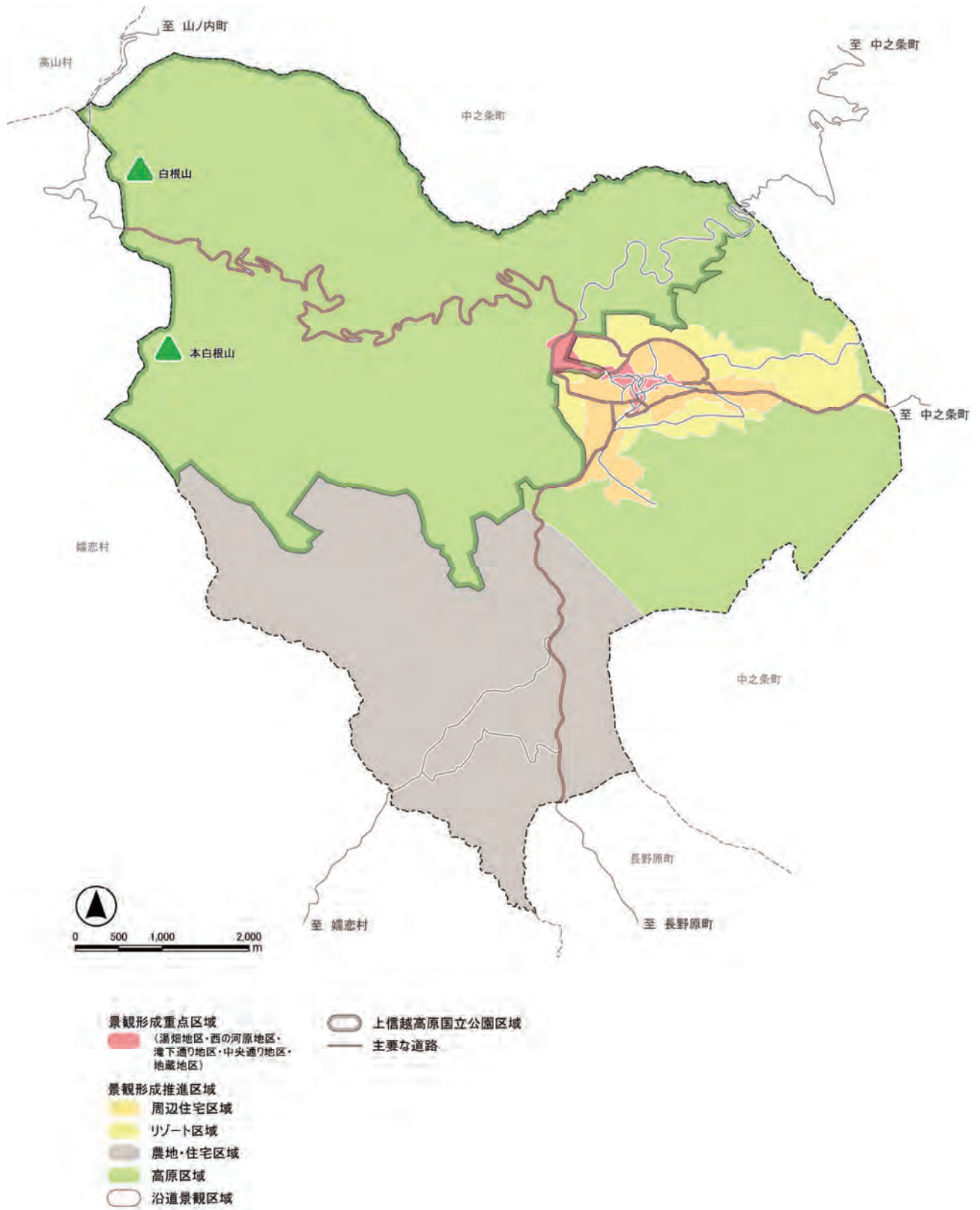


図 4-6 景観形成方針図

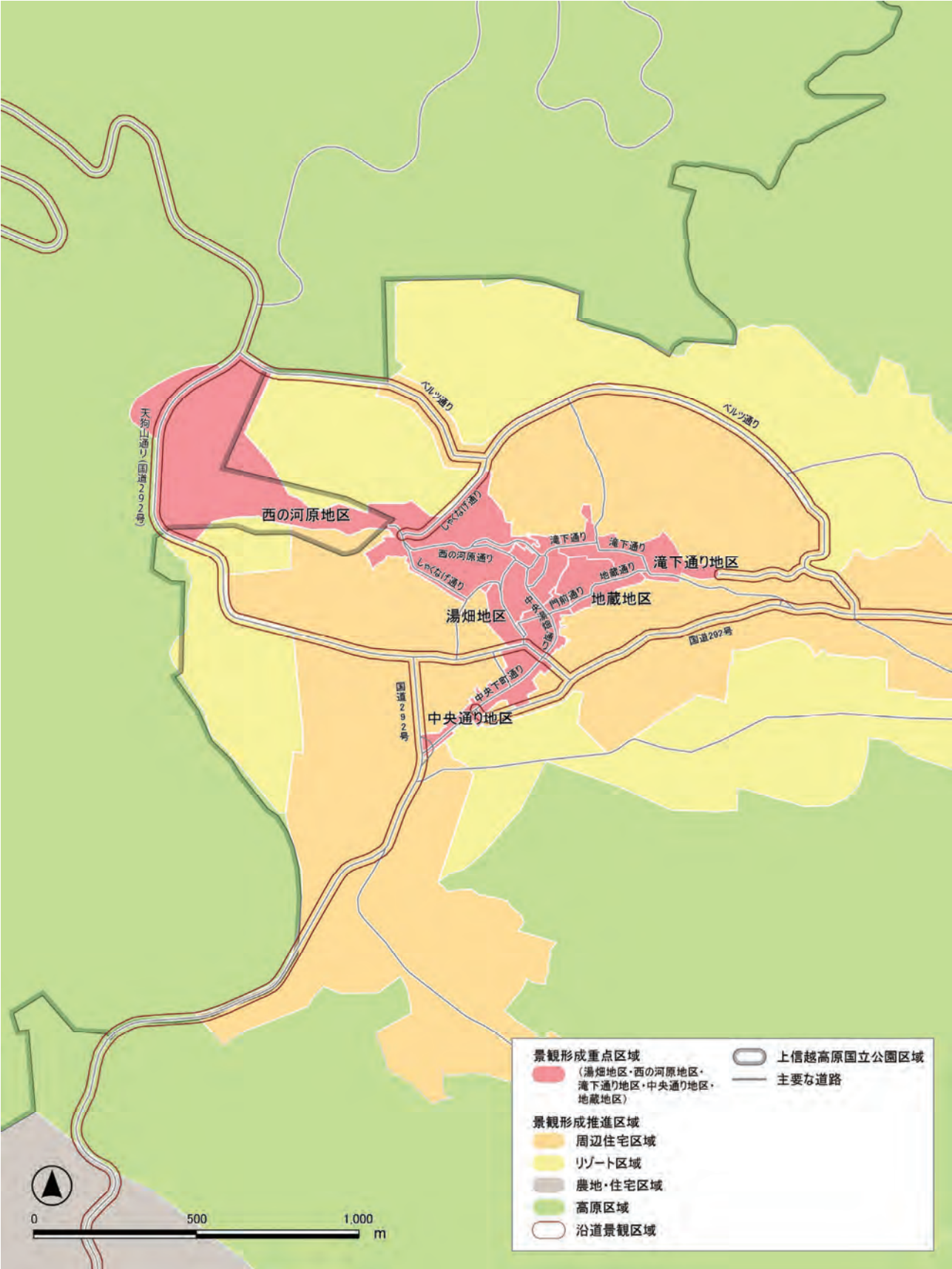


図 4-7 景観形成方針図(温泉街周辺)

4.7 「防災・減災」の方針

【基本的な考え方】

- ・ 「草津町地域防災計画」「草津町国土強靱化地域計画」と連携し、災害に強く、しなやかな草津を目指し、たくましいふるさとづくりを進めていきます。
- ・ 近年、自然災害が少ない状況ですが、災害リスクに備えるため防災・減災対策を計画的に進め、都市施設やライフラインの機能強化、災害リスクの解消・低減を図ります。
- ・ 災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路等の公共施設の整備を図るなど、防災に配慮したまちづくりを推進します。

(1) 誰もが安心・安全に過ごせるまちづくりの推進

1) ハード対策

① 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

- ・ 指定緊急避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の避難所機能、環境整備に努め、住民への周知活動を行います。

② 避難路の整備

- ・ 避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めます。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を設定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図ります。
- ・ 町内主要幹線道路を主とした、緊急輸送道路の確保に努めます。道路や橋梁等の通行、ネットワーク性の確保など、大規模災害時においても避難や搬送、物流等のさまざまな移動需要に円滑に対応できるよう努めます。

③ 防災拠点の活用

- ・ 道の駅「草津運動茶屋公園」との協定等連携体制の確保を図り、防災関連拠点としての活用を今後も図ります。

④ 雪害対策の推進

- ・ 民家、学校、病院等について、雪崩による災害を防止するため、雪崩危険箇所において、雪崩防止林等対策施設の整備を危険度の高い箇所から順次計画的に進めます。
- ・ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、道路の拡幅や待避所の整備等を行うよう努めます。
- ・ 既存融雪施設の修繕等の適切な維持管理を実施します。

2) ソフト対策

① 土地利用の誘導による災害リスクの低減

- ・ 災害防止に配慮した土地利用を誘導するために、各種法規制の徹底、関係法による計画策定の検討、開発事業者等に対する啓発を行います。

② 地震に強いまちづくりの推進

- ・ 地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、準防火地域等を定め、防災上重要な市街地の整備を推進します。

③ 噴火対策の推進

- ・ 県や関係機関と連携・情報共有を行いつつ、火山ハザードマップや避難計画の適切な周知・運用、情報報信、治山施設等の整備など、実効性ある対策を今後も推進します。

④ 雪害対策の推進

- ・ 大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、基本的な方針を定めます。

⑤ 地震対策の推進

- ・ 今後20年で、用途地域内での人口密度の低下が予想され、空き家の増加が懸念されることを見据え、危険空き家の解消に向けた、実態調査の更新を実施するとともに、空き家再生等推進事業を推進します。

⑥ きめ細やかな情報の提供

- ・ 「ハザードマップ」の作成・共有や避難先、避難ルート、情報伝達体制の確保などを推進します。
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や避難方法の周知により、警戒避難体制等の安全性確保や、公助・共助・自助の促進を促していきます。

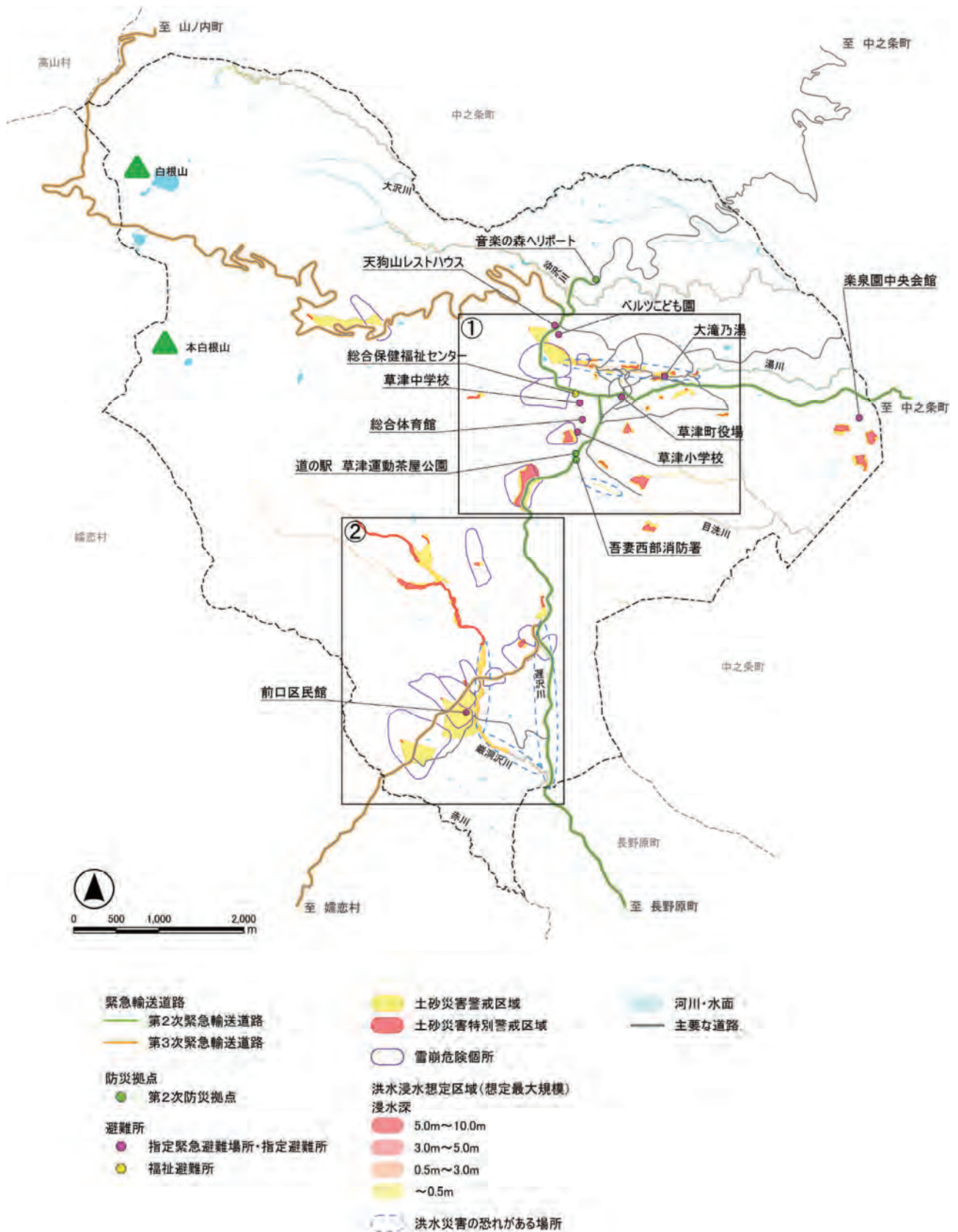


図 4-8 参考 災害ハザード・緊急輸送道路等の状況

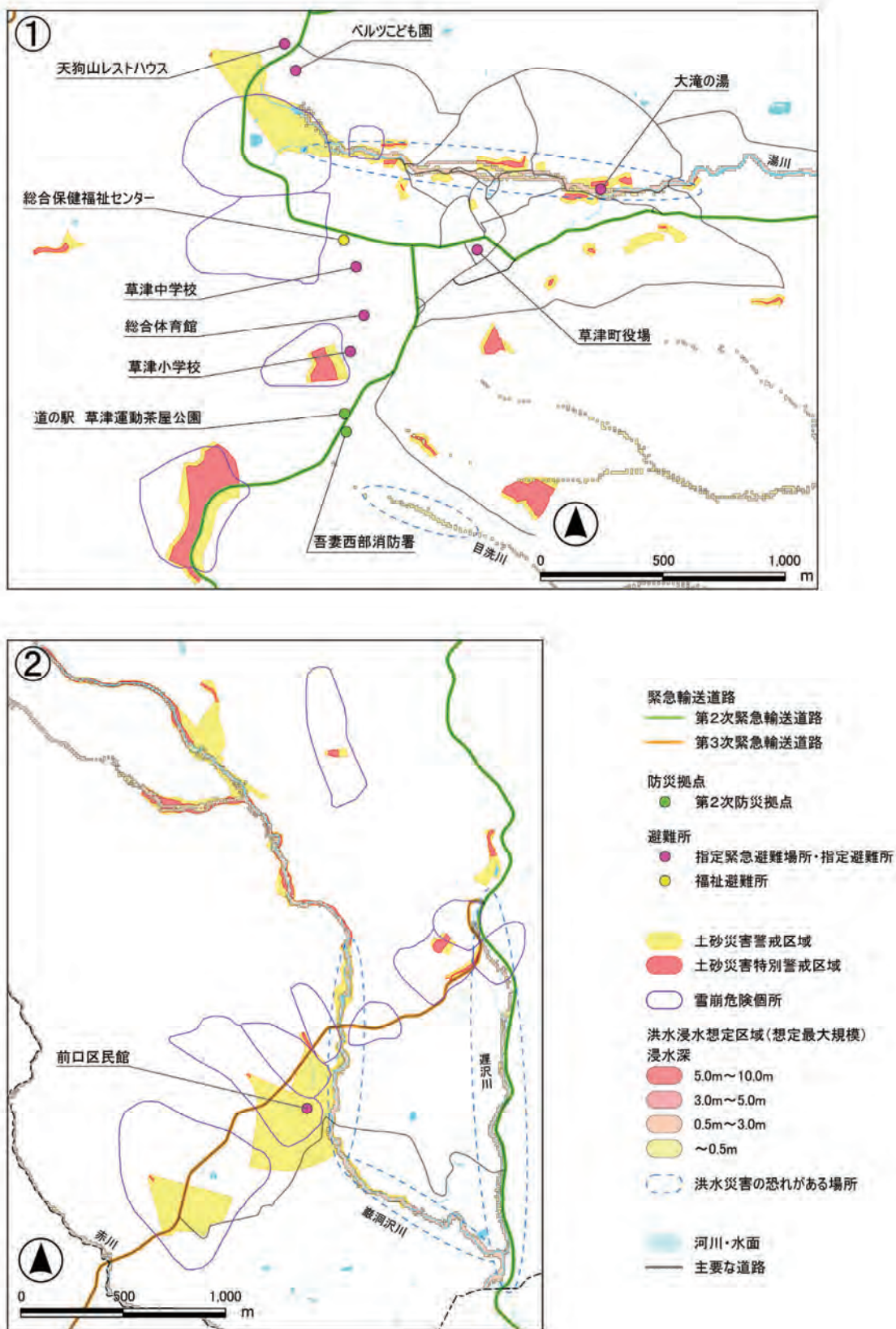


図 4-9 参考 災害ハザード・緊急輸送道路等の状況（拡大図）

第5章 実現化方策

第1章 計画の概要

第2章 草津町の現状と課題

第3章 目指すべき都市像

第4章 分野別の方針

第5章 実現化方策

計画の推進に向けて

- 都市計画等の活用
- 協働による取り組みの推進

5.1 計画の推進に向けて

分野別構想に示した各方針を具体化するため、様々なまちづくりの手法の活用・検討を行います。

(1) 都市計画等の活用

1) 用途地域の指定・見直し

- ・ 用途地域は、土地利用の基本的な枠組みを定めるもので、住居系、商業系、工業系の13種類に区分され、地域別に建物の用途や建ぺい率、容積率、高さの制限等を定めることができます。現在、草津町では7種類の用途地域を定めていますが、目指すべき都市像の実現に向けて、周辺環境への影響も考慮しながら適切な指定・見直しを行います。

2) 特定用途制限地域の指定

- ・ 都市計画区域内の用途地域が定められていない用途白地地域では、無秩序な土地開発の抑制や、住宅・営農環境の維持・保全を図るため、特定用途制限地域の指定を必要に応じて検討します。

3) 立地適正化計画の策定

- ・ 今後もコンパクトな市街地を維持し、少子高齢化社会へ対応するため、住宅・都市機能増進施設の立地を図る、都市再生特別措置法第81条に基づく「立地適正化計画」による居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定、災害リスクの解消・低減に向けた防災指針を必要に応じて検討します。

4) 都市計画道路の見直し

- ・ 令和6年度に都市計画道路の見直しを行いました。今後も都市計画基礎調査等の結果を踏まえ、用途地域の指定・見直し等と併せて、必要性や配置、構造等の検証を行い、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

(2) 協働による取り組みの推進

1) 多様な主体との協働によるまちづくりの推進

- ・ まちづくりは、町民、事業者、町などがそれぞれの役割や責任を果たしつつ、お互いに連携を図りながら進めていくことが重要です。
- ・ 目指すべき都市像の実現に向けて、まちづくりに関わる人々が、以下に示す各自の役割を認識・遂行するとともに、それぞれの協働によるまちづくりを推進します。

① 町民の役割

- ・ 町民は、草津町におけるまちづくりの主役として、自ら考え、行動することにより、計画の実現を図ります。
- ・ また、地域で行われている活動に積極的に参加していくことに努めます。

② 事業者の役割

- ・ 事業者は、それぞれの事業活動が地域のまちづくりへ直接的・間接的に影響を与えることを理解し、事業環境のさらなる維持・発展や地域貢献意識の向上等、地域全体の魅力向上に向けた活動の実施により計画の実現を図ります。
- ・ また、計画の実現に向けて、町民主体のまちづくり活動への寄与や、町が実施する事業との協調に努めます。

③ 町の役割

- ・ 町は、計画の実現に向けて、町民や事業者等と協働のもと、都市計画の決定や事業の実施等を行うことにより、総合的・効率的なまちづくりの推進を図ります。
- ・ また、都市活動の現状や事業進捗等のまちづくりに関する情報の収集と提供により、町民や事業者に対する意識啓発の推進を図るなど、町民や事業者の積極的なまちづくりへの参画に向けた仕組みや機会づくりに努めることにより、協働によるまちづくりを行う環境整備を推進します。

2) 部門別計画との連携

- ・ まちづくりの実現にあたっては、都市計画や都市基盤整備だけではなく、観光、防災、福祉、子育て、医療、環境等の様々な分野との連携が必要です。
- ・ そのため、庁内の関係する部局とマスタープランを共有し、部門別計画との連携を十分に図り各計画の目標値の達成を目指します。

3) 官民連携の手法の活用

- ・ 町が保有する公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者に対し、一定期間、実際に使用してもらうトライアルサウンディング制度の導入を検討し、町民・事業者・町の三方にメリットが生まれる「“三方よし”の姿」を目指し、公共施設・空間の活用を推進していきます。
- ・ また、各都市施設等の整備において、民間活力の可能性について情報収集すると共に、必要に応じてPPP/PFI手法の導入可能性を調査・検討します。

5.2 計画管理

計画管理に当たっては、PDCA サイクルによる評価を行いながら、必要に応じて見直し・改定を行います。

また、社会情勢の変化により、新たな課題や町民ニーズへの対応が必要となることも予想されるため、必要に応じて、上位計画・関連計画との整合を図りながら、見直し・改定を行います。

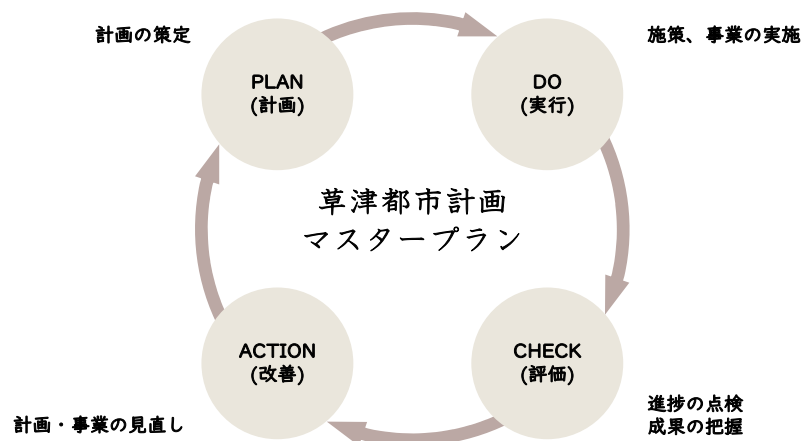


図 5-1 PDCA サイクルのイメージ

草津都市計画マスタープラン

令和7年3月
草 津 町

〒377-1792

群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地

TEL：0279-88-0001

FAX：0279-88-0002

E-Mail：webmaster@town.kusatsu.gunma.jp

編集：企画創造課

